


Kodak Gray Scale




© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

GC65
24
75W05280





cf p 41

~~213.6
T045842~~

GC65
24

東京市役所編纂



東京市史稿

産業篇第二

發行所寄贈本



14.9
8

東京市史稿

産業篇第一目次

各記第三 東京市産業史第二

第一章 前記

第五節 關東首府時代

江戸城下檢察……………	一
江戸城下檢察事蹟 <small>（入國前後、江戸疆域）</small> ……………	一
開府準備給水事業○御菓子司……………	四
開府準備給水事業事蹟……………	五
御菓子司事蹟 <small>（大久保氏由緒、水之手見立、拜領屋主水菓、長崎表御砂糖直買）</small> ……………	七
徳川家康入府……………	一四



75W05280

德川家康入府事蹟 江戸關東首 一四

長吏彈左衛門特殊業權特許 一六

長吏彈左衛門特殊業權特許事蹟 彈左衛門由緒。長吏以下支配。小田原長吏太燈心製遺販賣。 一六

獨占。彈左衛門住地移動。燈心賣六十二人。 一六

江戸町年寄設置 二四

江戸町年寄設置事蹟 榎屋藤左衛門。水支配。關口小日門。町年寄職分。官。江戸宿年寄。賜姓。榎氏由緒。遠州町々支配。江戸町々支配。居宅拜領。氏由緒。拜領地。町年寄職掌。 二四

橋普請并溝渠疏鑿 四六

橋普請事蹟 秩父木材。橋板ニ使用。上州新田。材使用。長。 四六

溝渠疏鑿事蹟 江戸町始。 四九

城下市街整備 五一

城下市街整備事蹟 本町割次第。範。 五一

八重洲河岸邊漁家 五五

八重洲河岸邊漁家事蹟 八重洲河岸漁家。ひや町。ひや町。○附記内海警備。船奉行任命。船家康之米價統制。米價。小田原。 五八

家康之米價統制事蹟 陳下米價。小田原。 五八

行德鹽輸入

行德鹽輸入事蹟 行德鹽。六郷大師。河原製鹽。鹽漬。及年貢。鹽荷押。江戶行德間ノ陸路及水路。鹽商。 五九

町奉行職起原 七〇

町奉行職起原事蹟 天野康景說。參河(岡崎)三奉行。神田與兵衛助。兵衛說。奉行役。番所。月番。内寄合。南番所。北番所。 七〇

道中傳馬役設置 一〇三

道中傳馬役設置事蹟 高野氏家譜。○附記飛脚及日數。 一〇三

地方役人召集 ○地行割 一一〇

地方役人ノ江戸召集事蹟 一一〇

江戸附近知行割事蹟 一二一

關東郡代伊奈氏任命 一二四

關東郡代伊奈氏任命事蹟 伊奈氏事蹟。關東郡代伊奈氏。馬喰町郡代屋敷。勘定奉行兼任。代官。攝職。關東在方掛。代官。郡代。關東郡代伊奈氏。治蹟。備前檢地。備前壞。熊藏荒分。地方二流。紀州流。目代。袴田善兵衛。苛酷。伊奈流。彦坂流。伊奈家地方傳記。村見分。事。干減。取分之事。地普請之事。檢地之事。檢次第。條目。石盛。根取之事。に。檢申。付。證。文。之。事。入。郡。吟。味。之。事。林。可。仕。立。之。事。知。行。所。請。取。次。第。鄉。村。請。取。名。主。百。姓。に。可。見。申。付。證。文。之。事。知。行。所。引。渡。之。次。第。五。人。組。帳。前。書。之。事。 一二四

地割小屋奉行任命……………一八八

地割小屋奉行任命事蹟……………一八八

盜賊掃滅ト古着買起原……………一八九

盜賊掃滅ト古着買起原事蹟元締。富澤町。古着買。……………一八九

博奕嚴禁……………一九四

博奕嚴禁事蹟……………一九四

關八州鍛冶頭任命……………一九六

關八州鍛冶頭任命事蹟御作事方支配扶持人鍛冶頭高井土佐。國役。……………一九六

江戸秤座濫傷……………一九八

江戸秤座濫傷事蹟甲州一國一人ノ秤所。後藤四郎兵衛製作分銅。系圖。……………一九八

江戸秤座濫傷……………一九八

江戸秤座濫傷事蹟入國以前ノ關東樹。はい原升。大升。安藤豊前守。安藤升。京古升。ツルカケマス。武者升。大量。小量。升座。樽屋藤左衛門。福井作左衛門。……………二一七

御用達諸職・商人江戸招致并屋敷地下賜……………二三二

御用達諸職・商人招致并賜地事蹟御鐵砲師。御大工頭。野々山彌兵衛。工御松井彌右衛門。御木具屋細井藤十郎。御菓子御用虎屋茂左衛門。御酒屋伊勢屋作兵衛。……………二三三

芝浦漁業……………二四五

芝浦漁業事蹟浦方起立。本芝浦。農士七名。金杉浦。農士四名。芝河岸。芝市場起立。町。四州組。羽田浦。生麥浦。除文字ノ鑑札。新宿浦。元船。網干場。川船御改。小嶋。言ノ字御印。言ノ字。神奈川浦。代永上納。船役永。網干場。元浦。安針。支配。香問屋。芝浦七百姓。御代官。小田原町。芝浦漁場。江戸前。本芝浦。安針。問屋。御用魚。立。芝浦。御代官。小田原町。芝浦漁場。江戸前。本芝浦。安針。町組。本村木町新香場組。芝金杉組。本。附記攝津國漁人江戸移住本小田原町。屋。深川組。魚問屋。濠。當の字。地小賣。年代疑義。佃島漁民書上。……………二四五

八王子同心甲斐絹類專賣……………二七三

八王子同心甲斐絹類專賣事蹟慶長五年以後停廢。八王子同心。職掌。○參考江戸時代の八王子。……………二七三

關八州連著商札座○五靈膏……………二八〇

關八州連著商札座事蹟五靈膏。五靈膏販賣者。益田友嘉。小田原連著。多村由緒。……………二八〇

天正十八年之物價及勞賃……………二八四

天正十八年之物價及勞賃事蹟米價。鮭價。酒。大工手問。○附記關東四民ノ生活世亂……………二八四

關東諸國檢地……………二九〇

關東諸國檢地事蹟豊臣氏檢地仕法。石高。高。石高ニ改メシ理由。浪人。……………二九〇

高野聖行商……………三〇八

高野聖行商事蹟人仲問。聖。俗商人。箱。信長。高野聖。殺。せり。吳。聖。商。……………三〇八

錢湯風呂濫觴……………三三三
 錢湯風呂濫觴事蹟ゆふぶろ。伊勢與市。丹前風呂。湯女。石風呂。停止。……………三三三
 江戸湊口濫觴創置……………三一三
 江戸湊口濫觴創置事蹟船口。……………三一三
 武家屋敷ニ市店創置……………三一九
 武家屋敷ニ市店創置事蹟大筆筒組同心。給地及屋敷。……………三一九
 朝鮮役夫卒賦課……………三二〇
 朝鮮役夫卒賦課事蹟夫丸千石一人路錢。五貫文。一日六合扶持。妻子二月。米一俵支給。出陣。夫丸。田宅給付。夫丸。脱落所罰。……………三二〇
 紺屋藍瓶役濫觴……………三二一
 紺屋藍瓶役濫觴事蹟紺屋頭。土屋五郎。右衛門由緒。關八州。并伊豆。九ヶ國。紺屋藍瓶役。除外例。……………三二一
 江戸城修築ノ諸侯課役……………三二二
 江戸城修築ノ諸侯課役事蹟松平家忠。井伊直政。松平康重。諸侯負擔幾何。……………三二二
 遞送夫駄重量規定……………三二七
 遞送夫駄重量規定事蹟……………三二七
 江戸町年寄喜多村氏任命……………三三〇
 江戸町年寄喜多村氏任命事蹟喜多村氏由緒。初代彌兵衛。二代彦右衛門。針町會所拜領。三ヶ村代官。神田。玉川。兩水道支配。……………三三〇

江戸中。……………三三〇
 淺草川造船……………三三三
 淺草川造船事蹟征韓船。二艘。……………三三三
 文祿通寶鑄造……………三三六
 文祿通寶鑄造事蹟銀錢及銅錢。○參考。信用貸初。見。奈良町人信用貸ヲ始ム。……………三三六
 伊勢及近江商人江戸移住……………三三八
 伊勢及近江商人江戸移住事蹟○參考。一。商家。駿。二。伊勢。及近江商人。……………三三八
 北國交通便宜ノ爲千住大橋架設……………三六四
 千住大橋架設事蹟……………三六四
 關東五ヶ國大船検査○牛島藏米大坂廻漕……………三六五
 關東五ヶ國大船検査事蹟……………三六五
 牛島藏米大坂廻漕事蹟……………三六六
 江戸浦捕鯨……………三六六
 江戸浦捕鯨事蹟鯨肉。贈答。淺草。公園。鯨骨。發掘。……………三六六
 御金銀改役後藤任命○武藏墨判小判金鑄作……………三六九
 御金銀改役後藤任命事蹟一。金座。濫觴。二。挿繪。金座。後藤。庄三郎。光次。法渡。覺書。……………三六九

二、金座後藤。大江姓長井氏家譜。金座後藤初代光次。金座後藤五代良政。銀座後藤六代藤
 孝定。銀座後藤七代孝之。金座初代三右衛門卜ナル。金座二代三右衛門。金座後藤家譜。
 庄三郎ノ父。庄三郎ノ兄。庄三郎ノ兄。庄三郎ノ子。金座後藤庄三郎由緒書。後藤庄三郎家系譜。光次。廣世。良重。光重。廣雅。金銀改役。後藤治兵衛由緒書。
 庄三郎賜地。府内備考所收由緒書。家傳史料所收由緒書。金銀改役。後藤治兵衛由緒書。
 吹方。庄三郎家中。二百回。舖。(挿繪)大判座分銅座始祖後藤德乘畫像。天正大判金。大
 判座分銅座印章。三、大判座後藤。運上額。知行。居(挿繪)實歷記抄。金座貳分判百兩包
 印章。及分銅。實歷記。判。○附記、德川初世ノ江戸通貨。甲金。物々交換銀錢關係事
 項。金銀錢三貨。○附記、甲金史料。甲州判。碁石金。兩判。甲州金座。吉。三七四
 流通ノ一斑。○附記、甲金史料。甲州判。碁石金。兩判。甲州金座。吉。三七四
 市中治安維持ノ爲侍五人組下人十人組織。○二、水害、凶作。江戸大風。四八八
 侍五人組下人十人組織規事蹟。四八九
 江戸町人驕微。四九四
 江戸町人驕微事蹟。豊臣秀吉薨去。四九五
 御銀吹極并御銀改役任命。四九八
 御銀吹極并御銀改役任命事蹟。銀座役員由緒。御銀吹極并御銀改役。銀位一定。
 大黒。影刻。兩面。四九八
 一分判金創鑄。五〇八
 一分判金創鑄事蹟。食缺乏。凶作。五〇八
 一分判金創鑄事蹟。五〇八

江戸施政本據決定。五二二
 江戸施政本據決定事蹟。○參考、家康。織。副。規定。○附記、石州銀山ノ産銀。五二二
 品川宿驛制。五二五
 品川宿驛制事蹟。○參考、伊奈備。前傳馬定書。五二五
 銀座創設。五二七
 銀座創設事蹟。末吉。勘兵衛始テ。銀座頭役就任。銀座由緒書。○附記、後藤氏ノ銀座。五二七
 大判小判一分判丁銀豆板改制。五三七
 大判小判一分判丁銀豆板改制事蹟。慶長。大判。豆板銀。大判。金之事。品位。慶長丁。五三七
 江戸座小判。慶長。兩本字。壺。挿繪、慶長大判金。同小判金。同壹分判金。○附記、江戸兩。五三七
 分判。武藏判。駿河判。由來。替屋起原。五三八
 町奉行彦坂小刑部勘氣。五五八
 町奉行彦坂小刑部勘氣事蹟。五五八
 町家瓦葺創始。五五八
 町家瓦葺創始事蹟。五五八
 青山内藤二氏町奉行就任。五五九
 青山内藤二氏町奉行就任事蹟。五五九

芝魚市場起立……………五六〇

芝魚市場起立事蹟○附記日本橋魚問屋及ビ魚市場起原本小田原町。本船板船。納屋。……………五六〇

魚市。本材木町。新市場。魚河岸。○附記、一金銀產出。佐渡の金銀山。二、凶作。三、火災……………五六〇

馬市制規……………五六七

馬市制規事蹟馬市。札。馬喰町の博勞師。淺草馬市。穀の馬場。馬喰三人。馬員數。御用馬。馬ノ值。御買上値段。南部馬市。芝麻布馬市。仙臺。駒市。十番の馬場。馬喰七人。馬場。○參考、一、甲府馬市。世利。二、池鯉鮒馬市。三、伊勢崎馬市。再興願。四、仙臺馬市。……………五六七

驛法更正……………五八二

驛法更正事蹟……………五八二

中山道傳馬駕量規定……………五八六

中山道傳馬駕量規定事蹟○附記、一、東海、東山、北陸三道道路修築。二、秀忠厨料。三、關東風雨凶作。四、佐渡國銀產增加……………五八六

第六節 霸都時代 (一)

諸侯賜邸權輿……………五九〇

諸侯賜邸權輿事蹟……………五九〇

上方諸侯參觀……………五九一

上方諸侯參觀事蹟○附記、家康將軍宣下……………五九一

豐島洲崎築垣市街弘擴○諸侯助役……………五九四

豐島洲崎築垣市街弘擴事蹟江戸町ノ沿革大要。社寺ノ移轉。町普請之方針及其範圍。工事之狀態。日本橋架設。……………五九五

諸侯助役事蹟細川忠興。千石大。諸侯。手傳之範圍及其經費。……………六〇五

池田氏參觀……………六一八

池田氏參觀事蹟……………六一八

諸國鄉村掟發令……………六一八

諸國鄉村掟發令事蹟代官領主ノ非分。百姓ノ逃散。年貢未遵。地頭彈劾。めんあひ。直目安ノ禁。百姓濫殺ノ禁。農民制令。……………六一九

町奉行青山氏采地加賜……………六二三

町奉行青山氏采地加賜事蹟○附記、江戸地震……………六二三

關西諸侯參觀諸國人來住……………六二五

關西諸侯參觀并諸國人來住事蹟……………六二五

毛利輝元參觀并參觀經路……………六二五

毛利輝元參觀并參觀經路事蹟輝元伏見出發。江戸變觀道中。程及日數。輝元西上道中。毛利輝元參觀往返旅程。及日數。○附記……………六二五

毛利氏江戸賜邸○附記、石見土人銀鑛奉獻安原傳兵衛。大久保長安。釜屋間步。銀山運上。銀上納吉例。家康傳……………六二六

兵衛ヲ賞ス。仙の山。灰吹。銀。銀山支配。安原子孫。……………六二六

松前慶廣參觀……………六四六

松前慶廣參觀事蹟……………六四六

細川氏江戸運送廻船管掌……………六四六

細川氏江戸運送廻船管掌事蹟○附記一、町人十人組濫觴○附記二、佐渡奉行私曲 中川主税。吉田佐太郎。年貢割増百姓悲訴ノ代官處分。大久保石見守長安佐渡奉行任命。大久保長安ノ妾。長安ノ素姓。長安ト長安保佐忠隣。長安家康ニ任テ。相川ノ繁盛。陣屋相川移轉。長安ノ家老。(挿繪)大久保長安保佐渡ノ官船。長安邸宅建築ノ註文。廣間。相川町割。長安ノ家老。……………六四六

札)○附記三、絲割符起原……………六四六

歐洲形船建造○淺草川繫留……………六五六

歐洲形船建造事蹟……………六五六

淺草川歐洲形船繫留事蹟……………六五七

海道修築里塚築造……………六六三

海道修築里塚築造事蹟 一里三十六町ニ一定。里塚築造ノ月日。道幅五間塚方五間。緣由ノ一説。里程計算ニハ磯多村ヲ除ク。一里山。一里塚ノ利便。佐渡ニ一里塚ナシ。佐渡ノ五十丁一里。……………六六三

官道駄賃始定……………六八三

官道駄賃始定事蹟……………六八三

彈左衛門ニ傳馬支給……………六八五

彈左衛門ニ傳馬支給事蹟……………六八五

町奉行任命……………六八七

町奉行任命事蹟 米津勤兵衛田政。……………六八七

關東代官長谷川氏死去……………六八八

關東代官長谷川氏死去事蹟○附記關東風雨……………六八八

絲割符高制定……………六九〇

絲割符高制定事蹟 吳服所五人。八朔禮物受納。糸割符ノ高。割符人。絲割符由來。糸年寄。糸割符年寄。堺糸年寄。白糸ノ買取制限。白糸割符。割符商賣破却。……………六九一

福島正則參觀……………六九九

福島正則參觀事蹟○附記佐渡銀山試掘 御直山自分山。長安ノ重臣。長安浪人。島同心。山崎同心。御代官所目録。問山衆買石。山買石。こき買石。笹吹銀。山師。招致。山仕次第。山師ノ待遇。山師ノ格式。山師ノ住所。長安町奉行設置。黒銀。山師。招及。石見銀山ノ産額。金銀産出ノ盛況。青蘆立始ル。佐州九社神ノ慶長七年佐渡。……………六九九

江戸城修築并材木商……………七一三

江戸城修築并材木商事蹟 石材運送。材木伐出及。材木商。板材木問屋。……………七一三

葛飾農民租稅掟書……………七一六

葛飾農民租稅掟書事蹟○參考幕府直領租率一例 五公。五民。……………七一六

佐竹氏賜邸營築……………七一九

佐竹氏賜邸營業事蹟 領人ヲ自 七一九

永樂鏹二錢之比價法定 七二一

永樂鏹二錢之比價法定事蹟 永樂鏹一、對鏹錢四。 (揮繪永樂鏹、鏹錢慶長通寶) 七二一

諸大名賜邸 七二三

諸大名賜邸事蹟 ○附記、白根金山產金 北重左衛門。金山發見ノ來由。老婦獻上ノ薯蕷ニヨリ砂金ヲ發見ス。運上金。北左衛門出家。 七二三

江戸廻村町人足入用規定 七三四

江戸廻村町人足入用規定事蹟 七三四

東光院寺領替地寄附 七三四

東光院寺領替地寄附事蹟 明今井郷内東光院田畑帳。東光院ノ○參考活字版印行。 ○附記、家康將軍職辭退、二關東風水災 七三四

秋月種長參觀 七四三

秋月種長參觀事蹟 七四三

一分金鑄造 七四三

一分金鑄造事蹟 ○附記、煙草蕃椒渡來、二柳町邊遊女屋移轉、三幕府金銀山開發 伊豆產金。彦坂元成ノ罪狀。彦坂元成事蹟。探鑛停止。宣教師フランソワ・アバニス家康ニ謁見ス。家康宣教師ニ伊豆鑛山ヲ見シム。伊豆金銀產出 七四三

伊豆金銀山奉行任命 川井政忠。伊豆產金。銀坑下其由來。 金銀山探索者任命 金銀鉛見立ノ内情。備後死去。 七四三

慶長通寶鑄造 七五一

慶長通寶鑄造事蹟 七五一

相良邸構築 七五五

相良邸構築事蹟 相良長每邸第工事費用。費用明細書。屋根葺賃。金銀相場。銀下京錢ノ相場。 七五五

○附記、獅嚙錢通用 七五五

賦稅會計之練達者採用 七八三

賦稅會計之練達者採用事蹟 七八三

江戸城増築 七八四

江戸城増築事蹟 江戸城増築願末。運賃。船一、江戸港ノ石船ノ輻湊及運賃船。造船地。江戸湊ノ支給。四、石材材木商ノ興起。本小田原町起立。 ○附記、天守臺 七八四

御傳馬方郭外移轉 八四二

駿府銀座設置 八四九

駿府銀座設置事蹟 八四九

御作事方諸棟梁出府……………八五〇
御作事方諸棟梁出府事蹟 中井大和。江戶城繩張及町割上又五郎。增上寺普請。辨慶。舟方。木原内匠。川。
町屋二百間燒亡……………八五〇
町屋二百間燒亡事蹟……………八六二
江戶城中勸進能濫傷卜勸進錢及棧敷錢……………八六二
江戶城中勸進能濫傷卜勸進錢及棧敷錢事蹟 觀進錢棧敷錢ヲ永樂錢ニテ徵ス。 ○附記御國
歌舞伎興行……………八六三
米價高騰……………八六七
米價高騰事蹟……………八六七
喫煙漸盛……………八六八
喫煙漸盛事蹟……………八六八
江戶城修築用石材輸送……………八七五
江戶城修築用石材輸送事蹟 役夫入市。
家康將軍秀忠へ藏金賦與……………八七九
家康將軍秀忠へ藏金賦與事蹟 ○參考。大久保石見守。長安佐渡金山査檢。
喫煙者漸增……………八八三

喫煙者漸增事蹟……………八八三
永樂鏰二錢比價公定并永樂錢通用禁止……………八八三
永樂鏰二錢比價公定并永樂錢通用禁止事蹟……………八八四
伏見銀座京都移轉……………八九四
伏見銀座京都移轉事蹟……………八九四
大阪銀座役所設置……………八九五
大阪銀座役所設置事蹟……………八九六
町奉行更任……………八九七
町奉行更任事蹟 土屋權右衛門重成。
奴婢一年期并士農臨時商賣禁止……………八九八
奴婢一年期并士農臨時商賣禁止事蹟……………八九八
町家火災……………八九九
町家火災事蹟 ○附記千枚分銅大判ニ改鑄 千枚分銅。
銚子築港……………九〇一
銚子築港事蹟……………九〇一
煙草制禁……………九〇三
煙草制禁事蹟 煙草利害兩論。
目次……………九〇三

錢及金銀相場規定……………九〇七

錢及金銀相場規定事蹟○附記前フイリッピン太守ドン・ロドリゴ・デ・
 ビペーロノ江戸見聞江戸ノ人口ト市街ノ驛分的區
 通商及ビ關東開港交渉……………九〇七

永樂錢通用再禁……………九二〇

永樂錢通用再禁事蹟……………九二〇

朱座創置……………九二九

朱座創置事蹟朱座所
 在地○附記朱屋隆成能比須蠻渡海……………九二九

府内道路修築……………九三五

府内道路修築事蹟……………九三五

西國諸大名所有五百石以上ノ大船公收……………九三六

西國諸大名所有五百石以上ノ大船公收事蹟○附記相模國土井山出金……………九三六

中國西國北國諸大名ノ江戸下向……………九三八

中國西國北國諸大名ノ江戸下向事蹟……………九三八

織物騰貴……………九三九

織物騰貴事蹟○參考、黒船
 白絲輸入○附記一、金貨鑄造二、摺本起原三、東國不作四、後
 藤判・江戸小判ノ流通……………九三九

目次了

東京市史稿

各記第三 東京市産業史第二

第一章 前記

第五節 關東首府時代

天正十八年庚寅○紀元二
 一五〇年六月、徳川家康入國ニ先タチ私カニ臣下ヲ派シテ、江戸城
 下ノ地ヲ檢察セシム。○校註天
 正日記皇城篇、市街篇參照。

江戸城下檢察 天正十八年小田原北條氏討伐中徳川家康、關東移封ノ事決スルヤ、私カニ臣ヲ派シテ、江
 戸ノ地ノ實狀ヲ查察セシム。今天正日記傳フル處ニ係ル當時ノ入府準備調査ニ現ハレタル調査地點ニ據リ、
 江戸ノ疆域ヲ觀察スルニ、六月六日ノ條ニ四ツ谷○市内
 四谷區。同七日ノ條ニ淺草○市内
 淺草區。同九日ノ條ニかなすぎ○市
 内。同十日ノ條ニどうけ坂○市内
 澁谷區。十一日ノ條ニ青山○市内
 赤坂區。十二日ノ條ニ目黒○市内
 目黒區。ノ稱呼ヲ掲グ、以テ江

關東首府時代

江戸城下檢
 察事蹟
 入國前後
 域ノ江戸疆

戸城ノ周邊ヨリ檢察ヲ進メタルヲ知ルベク、更ニ同十八日ノ條ニハ、「町かすたて十二町、よこは三四町、所々にてさだまりなし、家かすやけ後故たしかならず」ト記セリ。是當時ノ江戸城下ノ市街ヲ云ヘルモノカ、内藤耻叟氏註シテ、町數云々ハ未詳、當時江戸城西ノ民家多ク兵火ヲ被フリシトモ無量山志料云へバ、或ハ、其事ナルベシト云ヘリ。尙、同日記ニハ、麻布○市内日本橋區、矢野○市内日本橋區、貝塚○市内日本橋區、櫻田○市内日本橋區、白金○市内芝區、千束池○市内下谷區、姫ヶ池○市内下谷區、烏森○市内本所區、牛島○市内本所區、小むめ○市内本所區、鳥越○市内浅草區、浅草川、宮戸川、つほね澤○市内神田區、神田の臺○市内神田區、谷原○市内本郷區、丸山○市内本郷區、下谷○市内下谷區、川口○市内武蔵國足立郡、いはぶち○市内北豊島郡、しぶや○市内内藤區、すたむら○市内南葛飾郡、上下平川○市内牛込區、牛込○市内牛込區、芝○市内芝區、たきの川○市内野川區、むら○市内野川區、をし鳥澤○市内野川區、湯島○市内本郷區、小石川○市内小石川區、芝崎○市内芝區、池上○市内芝區、千住○市内荒川區及足立區、角筈○市内荒川區、等ノ地名見ユ。是ニ由リテ觀レバ江戸ハ、已ニ單ナル一城下町トシテノミナラズ、其周邊外郭ニ都府トシテ發展スベキ餘地ヲ有シタル地ナリシコト、當時ノ調査地點ガ、多少ノ出入アルモ後來ノ江戸ノ外郭ヲ點綴セル事實ニ依リテ明カナルベシ。

校註天正日記載スル所左ノ如シ。
六月四日○天正十年庚寅。大との様ゆふき様だてどの御一所又殿下へ御こし也、くすのこ一はこ平右衛門よかはせる。

大との様ハ東照公ナリ、下文ニとの様トアルモ並ニ同ジ、○殿下ハ豊臣氏ナリ、○くすのこは葛粉カ、○平右衛門ハ浅草上平右衛門町ノ名主村田平右衛門ノ祖ナリ、當時内藤氏ニ從テ關東ニ來リ、其先導及江戸地割等ノ事ニ與リシヨシ、村田本姓ハ三枝氏、濱松ノ人。

六日○天正十年庚寅。江戸の事いろく仰出さる、庄兵衛めしつれ平右衛門平八郎くら助三人にて内々江戸へ下る、よつや五郎兵衛方へ。

庄兵衛ハ村田平右衛門家藏古書二年元和ニ、數田吉兵衛、大谷庄兵衛、久木善兵衛來ル、此三人ハ御入國ノ節内藤・青山御兩所ノ旨ニ從ヒ夫々働キタルモノニテ、此方トハ格別ノ譯ニヨリ來ル、今ハ何レモ子ノ代ナリ。又云無三年。數田吉兵衛沼津ノ宅へ歸リハコトニ付、跡ハ庄兵衛ニ用向アラバ申スベクハ様申ス、庄兵衛ハ久シク一ツ木ニ居リハコトニ付、用便可相成ハ、岩淵ノ久木ハ明月頃罷越ス云々、此庄兵衛ナルベケレドモ、其何人ナルヲ詳ニセズ。○よつやは今ノ四谷、古記ニ所見ナン、始テ此書ニ出ヅ、五郎兵衛ノコトハ下文ニ見エタリ。

七日○天正十年庚寅。うし、浅艸へ行、いろくたどしかた、町屋みをひつそく、内々のことにて、とりわきこまる、本住院へよりてめし。

本住院ハ長祿圖ニ下平川村ニ在リ、此寺古ク廢シテ其事蹟不詳、舊説ニ本所法恩寺トスルハ非ナリ、法恩寺ニ其文書ヲ傳ヘシヲ以テ附會セシニヤ。○按ニ此時ハ河村秀重既ニ城ヲ開キシ後ナルベシ。

九日○天正十年庚寅。う、はれる、かなすぎにてひるめし、庄左衛門きもいり。
十日○同。たつ、どうけ坂にて甚之丞、このもの、よくわかる。

どうけ坂ハ澁谷ノ道玄坂ナルベシ。

十一日○天正十年庚寅。み、ふる、青山しゆく場とりたてハ様、甚之丞申出る、御入ぶの日と申。

青山ハ其地勢ヲ推スニ、必今ノ青山ニシテ、驛場モ此時ニ置シナルベシ。舊傳ニ青山忠成ノ別邸トナ

リシ以來、始テ青山ノ名アリト云ヘドモ、恐ラクハ是ヨリ先已ニ青山ノ名アリテ、偶其姓ニ同ジケレバ、遂ニ其説ヲ記ケシコト、猶上野ノ藤堂氏ノ別邸ナリシトキ、伊賀ノ上野ニ附會セルガ如キニヤ。一説ニ青山ハ往時赤坂ヨリ往來ノ宿驛ナリ、但此驛ノ早ク廢セン所以ハ、其後幾何モナク高繩ノ官道開ケンガ故ナルベシ。

十二日○天正十八年庚寅六月。ふる、めぐろにとりう、新右衛門、十兵衛、十兵衛まめのもちくれる。

當時ノ小田原路ハ四谷ヨリ青山、澁谷、目黒ヲ經テ、矢口或ハ六郷ニ抵リ、此ヨリ東海道ニ出シニヤ、今澁谷及中延、矢口等ノ村々ニ古道又ハ鎌倉街道トテ舊迹ノ遺レルハ蓋是ナリ、但品川ノ臺ニモ一路アリシコトハ下文ニ見エタリ。

十五日○天正十八年庚寅六月。はれる、江戸をば平八郎、平右衛門にあづけ、明七時のり出す。

十八日○同。ふる、江戸より平八郎、平右衛門かへる、町かざたて十二町、よこは三四町、所々にてさだまりをし、家かすやけ後故たしかあらば。

町數云々ハ未詳、當時江戸城西ノ民家多ク兵火ヲ被フリシトモ無量山志料云ヘバ、或ハ其事ナルベシ。

校註天正日記

開府準備給
水事業

御菓子司

七月十二日辛亥○天正十八年(紀元二二五〇年)○辛亥、三正綜覽。開府準備ノ土木事業トシテ、大久保主水忠行藤

五。ヲシテ江戸ノ水道ヲ治セシム。十月ニ至リ功竣ル。江戸ニ於ケル上水道ノ權輿

也。大久保主水、後、幕府御菓子司ヲ拜ス。○校註天正日記。家傳資料。御用達町人由緒。參考落穂集。上水篇參看。

開府準備給
水事業事蹟

開府準備給水事業 徳川家康封ヲ關東ニ受クルヤ、入府ニ先タチ、海岸沮洳ノ地タリシ江戸城下ニ清涼ナル飲料水供給ノ爲、上水ヲ經營ス。校註天正日記以下記ス處左ノ如シ。

十二日○天正十八年(紀元二二五〇年)七月。藤五郎まいらる。江戸水道のこうけ玉はる。

藤五郎ハ菓子司大久保主水ノ祖、主水忠行ノ初名ナリ。忠行東照公ノ旨ヲ承ケ、始テ玉川ノ水ヲ引キテ小石川ノ邊ニ達セント云フ、是江戸水道ノ權輿ナリ。然レドモ此水路ノコト上水記以下終ニ明解ヲ得ズ。舊説ニ玉川ヲ引クトアルハ、後時玉川上水ノ成リシヨリ相混ゼシモノニテ、本ヨリ謬リナリ。

今下文十月四日十二日ノ條ト相參シテ之ヲ細考スルニ、此水道ハ乃今ノ神田上水是ナリ。蓋當時此水道ヲ設クルトテ、目白臺ノ下ニ堰ヲ築キ關口ノ名モ實ニ是ヨリ起リテ、元和ノ初マデ駿河臺觀音坂ノ西ニ明神社アリ。高田川ヲ壅キテ其水ヲ導キ、小日向、小石川、湯島、神田ノ臺下ニ沿テ委蛇東流シ、以テ小川町ノ邊ニ通センナルベシ、其頃ハ未外郭ノ設モノタク、小石川ノ水直ニ平川ニ注キシトキノコトナレバ、下文ニ小石川ノ末トアルハ、小川町ノ邊ナルベシ、而シテ慶長見聞集ニ、神田ノ明神山元和ノ初マデ駿河臺觀音坂ノ西ニ明神社アリ。ノ岸ノ水ヲ東北ノ町ヘ流シ云々、又古ヘヨリ細流タゞ一筋アリ、コレ神田山ギンノ柳原ヨリ出ルナリト云ヘルハ乃此委流ナルベシ、猶附考ニ辨ズル所ヲ參考スベシ。關口ヨリ水道ヲ設ケシト云コト、其明據ハナケレドモ、當時ノ事必如此ナルベシト、姑監料ヲ以テ註セリ。

校註天正日記

江戸水道 此水道ハ、乃今ノ神田上水ナルコト、略本文ニ註明スレドモ、更ニ一ノ證左トナスベキモノアリ。大久保主水ノ家傳ニ、御入國ノ節江戸ニ於テ水ノ手見立ツベキ旨仰ヲ承ハリ、小石川ノ水道ヲ見立シニ付、其賞トシテ主水ノ名ヲ賜ハリ、且水ハ濁リヲ嫌フモノ故ニ、モンドヲ清ミテモント、ト

關東首府時代

呼べントノ仰ニテ、今猶シカク唱フルヨシ見エタリ。是ニ由テ之ヲ觀ルニ、特ニ其水利ヲ檢定センノミナラズ、水道實ニ成功アリシカバ、東照公ハ此名ヲ賜ハリテ之ヲ賞セラレシコト、猶鐵砲師宗八郎ニ胝氏ヲ賜ハリシガ如クナルベシ。既ニカク成功アリシヲ知レバ、所謂小石川水道ハ、今ノ神田上水ヲ措テ他ニ求ムベキナシ。是ヲ以テ今ノ上水ハ、乃大久保ノ舊鑿ナルコト愈疑ナカルベシ。抑此上水ハ玉川上水ニ亞ギテ希世ノ偉功ナルニ、後世其實ニ大久保氏ニ創マリシヲ知テ、之ヲ表章スルモノナク、竟ニ今日ニ至リシハ、一ハ文獻ノ徵スベキナキニ因ルト雖モ、蓋上水ノ不幸ニシテ、亦大久保氏ノ不幸ナリ。

——校註天正日記附考

四日 ○天正十八年(紀元二五〇年)十月 くもる、つくどの別當まいる、ゆしまのたゐだいのした、小さいがはのすゑ池にありたる所、水はかせ、大かた干かたとなる、此分やしきにわり可申ゆ、小身衆いろく申こまれゆ、地せばく人多くわり立ゆ事むづかしく、藤左衛門に申付、地ゑづかゝせ、けんちうちて、それよりと申定む、小石川水はきよろしくなり申、藤五郎の引水もよほどかゝる。

湯島ノ臺ハ本郷ナルベシ。○小石川の末云々ハ小川町ノ邊ナルベシ。長祿圖ニ往時此邊ニ一ノ池アリ、小石川ノ流ト覺シキアリテ之ニ通ゼリ、此池天正ノ末マデ猶遺リシナルベシ。舊説ニ小川町ハ入國ノ初マデ畔地ナリシトモ云ヘバ、既ニ開墾セル處モアリシナルベシ。○藤五郎の引水ハ乃大久保ノ上水ナリ。關口ヨリ導キテ小川町ニ通ゼシコト故ニ、僅ニ數月ノ間ニ辨ゼシナルベシ。後人或ハ大久保ノ上水終ニ成功ナカリシカト疑フモノハ非ナリ。

十二日 ○天正十八年(紀元二五〇年)十月 はれる、小石川の末にてうめたてゆ所大かたやしきにわりわたし、大身小身すべて貳百三十二家也、此内小田原衆三人、ひたち殿口入にてわりわたす。

——校註天正日記

江戸城下上水の事は ○中 神君御代既に御吟味ありて、當世御饅頭并御菓子師の先祖大久保藤十郎何某に被仰付、水脈考、注進せしめ候。正しく江戸御城内不殘、并日本橋より金杉橋を限り、木挽町及築地に多摩川の水をかけるゝは、正保年中に始らん。又江城西北落合中野等の西北、猪頭の辨才天の池水を引き、小石川水戸家の本館にかへり、水戸橋内小川町、神田、本町筋日本橋の北河岸を限り、兩國大橋の内をひろく廻らし、是を小石川上水といふ。

——參考落穂集

御菓子司事

大久保氏
由緒

御菓子司 大久保氏、後、幕府ノ御菓子司ト成ル。併セテ茲ニ録ス。

御菓子屋大久保氏

拜領屋鋪元飯田町、坪數三百坪

本國三河
生國武藏

御菓子屋 大久保 主 水
亥十六歳

私儀、寛延元辰年 ○紀元二四〇八年 六月父主水病死仕ゆ付、跡御用幼年に付、成人仕ゆ迄は、伯父庄次郎御用向取計ゆ様板倉佐渡守 ○勝海若年寄 殿被仰渡ゆ旨、野澤伴次郎青山忠兵衛被申渡ゆ。御代々御法事之節、御香奠白銀一枚奉獻上、拜禮罷出ゆ。御目見の儀幼年に付不奉願ゆ。

關東首府時代

一先祖

大久保主水

水之手見

主水菓子

長崎表御
砂糖直買

權現様○徳川家康御奉公仕、三州上和田に一家共一所罷在○紀元二二三年。永祿六亥年十月一向宗蜂起の刻、一家不殘上和田に引籠○天正十八年(紀元三五〇年)。同十一月廿六日賊等岡崎欲攻、大久保一家駈合相戰、此節藤五郎鐵炮腰に當、疵平愈以後歩行不自由に罷成、知行三百石被下置、三河上和田罷有○天正十八年(紀元三五〇年)。駿河に御下向被爲遊○天正十八年(紀元三五〇年)。節被召出、江戸御入國○天正十八年(紀元三五〇年)。の節御供仕○天正十八年(紀元三五〇年)。於江戸水之手見立○天正十八年(紀元三五〇年)。様に被仰付、爲御褒美主水と申名被下置○天正十八年(紀元三五〇年)。御菓子御用の儀、藤五郎常々御菓子拵○天正十八年(紀元三五〇年)。事好き申○天正十八年(紀元三五〇年)。間、於三河節々御菓子の御用被仰付○天正十八年(紀元三五〇年)。付、御菓子拵上○天正十八年(紀元三五〇年)。奉行相勤罷在○天正十八年(紀元三五〇年)。夫より御菓子自分宅にて拵上、年始の御禮御菓子献上仕、獨禮申上御紋附時服拜領仕○天正十八年(紀元三五〇年)。慶長十九亥年○天正十八年(紀元三五〇年)。正月五日江戸於御城御膳被爲召上○天正十八年(紀元三五〇年)。節御献上初り、主水菓子と○天正十八年(紀元三五〇年)。乘り申○天正十八年(紀元三五〇年)。此御吉例今以相残り申○天正十八年(紀元三五〇年)。天和三巳年○天正十八年(紀元三五〇年)。病死仕○天正十八年(紀元三五〇年)。其以後御菓子御用同人後家に日室と申尼に被仰付、知行三百石被召上、町屋敷拜領仕相勤申○天正十八年(紀元三五〇年)。御菓子御用絶不申○天正十八年(紀元三五〇年)。様被仰付、十右衛門養子仕○天正十八年(紀元三五〇年)。日室儀病身に罷成○天正十八年(紀元三五〇年)。付、跡御用被仰付、被下置○天正十八年(紀元三五〇年)。様奉願、寛永二十一年○天正十八年(紀元三五〇年)。保○天正十八年(紀元三五〇年)。病死仕○天正十八年(紀元三五〇年)。

一玄祖父

大久保主水

百三拾六年以前、元和八戌年○紀元二二八二年。母日室跡御用被仰付、御上洛之節支度金拜領仕、御傳馬御紋の繪對、指道中鏝御免被遊御供仕、長崎表にて御砂糖直買被仰付、慶安三寅年○紀元二二〇年。病死仕○紀元二二〇年。

大久保主水

十右衛門事

一高曾祖父

大久保主水

三四郎事

百六ヶ年以前、慶安三寅年○紀元二二〇年。父主水跡御用被仰付、日光御社參の節支度金被下置、御紋の繪對、御傳馬、道中鏝御免被遊御供仕○紀元二二〇年。父主水御用相勤○紀元二二〇年。節迄、一年始の御禮獨禮仕、時服拜領仕來○紀元二二〇年。處相止、年始御目見罷出○紀元二二〇年。節扇子献上仕○紀元二二〇年。貞享元子年○紀元二三四四年。病死仕○紀元二三四四年。

大久保主水

十五郎事

一高祖父

七拾貳年以前、貞享元子年○紀元二三四四年。父主水跡御用被仰付、年始御目見罷出○紀元二三四四年。節扇子献上仕○紀元二三四四年。刀一統御停止に付相止申○紀元二三四四年。其後相願○紀元二三四四年。處、追て相願○紀元二三四四年。様被仰渡○紀元二三四四年。女にて御菓子拵差上申○紀元二三四四年。處、向後男にて仕立○紀元二三四四年。様被仰○紀元二三四四年。寶永七戌○寶永三、丙戌、寶永七、庚寅、可考。年病死仕○紀元二三四四年。

大久保長古

主水事

一曾祖父

六拾貳年以前、元祿七戌年○紀元二三五四年。父主水跡御用被仰付、年始、八朔、歳暮の御目見仕、年始は扇子献上仕○紀元二三五四年。御菓子御用の儀、古來の通一式一人にて相勤可申旨被仰付相勤申○紀元二三五四年。病身に罷成○紀元二三五四年。に付、跡御用悴○紀元二三五四年。へ被仰付被下置○紀元二三五四年。様奉願○紀元二三五四年。隱居仕、享保四亥年○紀元二二七九年。病死仕○紀元二二七九年。

大久保長古

主水事

一祖父

寶永六丑年○紀元二二六九年。九月父主水跡御用被仰付、年始八朔歳暮御目見仕、年始には扇子献上仕○紀元二二六九年。病身に罷成○紀元二二六九年。に付、元文元辰年○紀元二二九六年。八月願の通隱居仕○紀元二二九六年。悴藤五郎儀部屋住にて御目見仕○紀元二二九六年。

大久保主水

藤五郎事

一父

元文元辰年○紀元二
三九六年八月主水跡御用被仰付、年始八朔歲暮御目見罷出、年始には扇子献上仕、寛延元辰年○紀元二
四〇八年六月病死仕い。

以上

寶曆五亥年○紀元二
四一五年十月

—家傳資料

由緒書

拜領屋敷元飯田町ニ多三百坪

御菓子師
大久保主水忠英
幼名岩之助

延享五辰年○紀元二四〇八年
寛延三改元六月父主水死去仕い付、家督之儀若年寄板倉佐渡守殿被仰渡主水と改申い。

一、先祖 初代

本國三河
生國三河

宇津左衛門五郎忠義五男
大久保藤五郎忠行
後改主水

元和三丁巳年○紀元二
二七七年七月六日死去、葬處谷中瑞林寺、法號清淨院蓮乘日富。

權現様に奉仕、永祿六癸亥年○紀元二
二三三年十月一向宗蜂起之節、大久保氏族三州上和田を守い。賊等攻い之い。一族心を合て守い之い。同○永祿六年（紀
元二二三三年）十一月廿五日針崎之賊等攻い上和田相戰。廿六日針崎之賊等打出原本坂欲襲岡崎、上和田之士聞之駈合相戰事及數刻、此敵兵渡邊半藏・同源藏・蜂屋半之丞進先登、味方黒田半平・植村庄右衛門・大久保與市郎・同藤五郎等戰之。此時鐵炮藤五郎當腰手

負上和田に引退雖、疵平愈足不自由ニ多御陣供奉難叶三州居住仕、常々菓子を好る自身ニ作之事、達上聞御菓子被仰付献上仕い、其后於御臺所藤五郎差圖を以切々被仰付い。關東迄御供仕知行三百石被下置い。御入國之節、於江戸水之手見立い様被仰付、小石川水道見立い付、爲御褒美主水と申名被下置い。

一慶長九年○紀元二二六
四年甲辰江戸於御城權現様○徳川
家康御膳被召上い節、御獻立ニ始テ主水菓子と御書付申い。此御例今ニ相殘申い。

一右主水死去以後、御菓子御用之義、後家日室と申尼ニ被仰付、知行被召上町屋鋪拜領仕、御用相勤申い。此例を以、元祿元辰年○紀元二
三四八年迄女子ニ御菓子仕上ケさせ來テ申い處、御頭頭設樂七左衛門殿時分、女子相止メ、男ニ多御菓子拵申い様被仰渡、町々御菓子師仕手之者召抱、神文を以手前之御菓子之法之通拵上申い。右日室例を以、主水妻義御代々御廣敷に登城仕、御臺様に御目見仕い。右日室義遠山氏女ニ多御座い。寛永廿一年甲申○紀元二三〇四
年正保三改元六月廿四日死去仕い。葬處谷中瑞林寺、法號蓮臺院妙乘日室。

一、二代目

藤五郎養子實從弟
實檢屋藤左衛門次男
大久保十右衛門忠元
後改主水

慶安元戊子年○紀元二
三〇八年四月廿日死去、葬處同斷、法號寶乘院宗蓮日場。

大猷院様御代、御菓子絶不申い様被仰出十右衛門義從弟之續を以養子ニ仕、主水と相改御用相勤

關東首府時代

申す。御上洛之節支度金拜領仕、御傳馬ニ御紋之繪蒔差道中鐘御免ニテ御供仕す。

一、三代目

十右衛門養子實弟
大久保三四郎忠辰
後改主水

延寶八庚申年○紀元二三四〇年十月九日死去、葬處同斷、法號壽天院長古日照。

嚴有院様御代、日光御社參之節、御上洛之通支度金拜領仕、御傳馬ニ御紋之繪蒔并道中鐘御免ニテ御供仕す。

一、四代目 高祖父

三四郎實子母新庄宮内女
大久保十五郎忠武
後改主水

寶永三丙戌年○紀元二三六六年八月廿六日死去、葬處同斷、法號成院道壽日長。

一、五代目 曾祖父

十五郎養子實ハ從弟
大久保善右衛門忠光
後改主水

享保四己亥年○紀元二三七九年四月二日死去、葬所淺草誓願寺、法號實蓮社眞譽皓然法師。

一、六代目 祖父

大久保藤五郎忠郷
後號主水
隱居號長古

寶曆九己卯年○紀元二四一九年三月八日死去、葬處同斷、法號好生軒貫譽惠窓。

一、七代目 父

大久保主水忠英
幼名藤五郎

延享五戊辰年○紀元二四〇八年六月廿日死去、葬地同斷、法號生蓮院忠譽即性。

右之通ニ御座す。以上。
明和四亥年○紀元二四二七年二月

大久保主水忠英

御用達町人由緒

大久保主水

御菓子師

元祖者藤五郎と號し、三州ニる御小性也。ある時御陣ニ鐵炮ニ多足をいたため、行歩不叶、三百石領知差上、在所ニ蟄居を。其妻女毎度御機嫌伺申上、餅ヲ上ルニ甚御意ニ入、天正十八年江戸ニ打入ニ付、御城邊ニ可參由被仰付、鎌倉迄引越、是を駿河餅と被召、後ニ御菓子司と成、飯田町○市ニ屋敷を給り、代々御用達、常憲公○德川御代々男の製と成。

荏土圖說附錄卷四町人家譜之部

拜領屋敷ニ付キテハ、別ニ江戸名所圖會左ノ如ク記ス。合セ載セテ後考ニ俟ツ。

今川橋○市内日本橋區。本銀町の大通より元乗物町へ渡橋を云、此堀を神田堀と號く。元祿四年辛未堀割たりと

そ。其頃此地の里正を今川某と云ければ直に橋の號に呼けると云。今此橋詰の左右に陶器廊あり。又此北詰の西の河岸を主水河岸と字す。○嘉永江戸切繪圖載ス。御菓子司大久保主水の宅ある故にしか云り。

宅前に井あり主水井と云。昔は御茶の水にもめさせられしとなり。

再校江府名跡志に、一石橋の北の橋詰に大久保主水が亭あり、寛永の頃、大樹御船にて彼地を通らせ給ふ頃、主水の宅を問せ給ひ、又半井ト養に一首仕るへき由仰事ありければ、ト養とりあへず、大橋を通らぬことも通れかし主水が餅を口によせはたと申上げるとなり。但その家の傳ふる處いかなるやしらす。

江戸名所圖會

徳川家康入府

天正十八年庚寅○紀元二二五〇年。七月十三日壬子○壬子、三正綜覽。徳川家康關東ニ封ゼラレ、八月朔日庚午○天正十八年(紀元二二五〇年)〇庚午、三正綜覽。入テ江戸城ニ居ル。江戸初テ關東ニ首府タリ。○東照宮御實紀。當代記。

皇城篇及市街篇參看。

徳川家康入府事蹟ル
江戸關東首府トナ

徳川家康入府 江戸ガ武藏ノ一宿驛ヨリ、一躍シテ關東ノ首府タルニ至リシハ、天正十八年○紀元二二五〇年。八月朔日ニ於ケル徳川家康ノ入國ニ基ク。是ヨリ先家康○徳川ハ、四月廿二日○天正十八年(紀元二二五〇年)。其臣戸田忠次○三郎右衛門ヲ遣ハシテ、江戸城ヲ受取ラシメ、五月廿七日○天正十八年(紀元二二五〇年)。關東移封ノ正約ヲ得、六月廿八日○天正十八年(紀元二二五〇年)。江戸城居住ノ議ヲ決シ、七月六日○天正十八年(紀元二二五〇年)。北條氏滅ビシヲ以テ、十三日○天正十八年(紀元二二五〇年)。移封發表アリ、八月朔日○天正十八年(紀元二二五〇年)。ノ入國ニ至ル次第ハ記シテ皇城篇、市街篇ニ在リ。

此時家康ノ所領ハ、北條氏ノ領國其儘ニシテ、伊豆・相模・武藏・上總・下總・上野及下野半國ヲ有シ、外ニ上洛途次ノ料及在京中ノ經費ニ充ツ可キ江州九萬石、江州石部、勢州關地蔵、同四日市場、同米野、遠州白須賀、同中泉、駿州瀧見寺各一千石、同島田二千石ヲ有ス。 江戸ハ、實ニ是等地方ノ首府ト爲リシナリ。

さて關白○豊臣秀吉は諸將の軍功を論じ、勸賞行はる。駿河亞相○徳川家康軍謀密策、今度關東平均の大勳此右○家康出るものなければとて、北條ヲ領せし八州の國々悉く君○家康の御領に定めらる。(秀吉今度北條を攻亡し、その所領ことごとく君○家康に進らせし事は、快活大度の舉動ニ似たりといへども、其實は當家○徳川家康年頃の御徳ニ心復せし駿・遠・三・甲・信の五國を奪ふ詐謀なる事疑なし。其ゆへは關東八州といへども、房州ニ里見、上野に佐野、下野ニ宇都宮、常陸ニ佐竹等あれば、八州の内御領となるはわづかに四州なり。かの駿・遠・三・甲・信の五ヶ國は、年頃人民心服せし御領なれば、是を秀吉の手に入、甲州は尤要地なれば加藤遠江守光泰を置、後に淺野彈正少弼長政を置、東海道要樞の清須に秀次、吉田ニ池田、濱松ニ堀尾、岡崎に田中、掛川に山内、駿府ニ中村を置、是等は皆秀吉服心の者共を要地ニすえ置て、關八州の咽喉を押へて、少しも身を動し手を出さしめじと謀りしのみならず、又關東は年久しく北條に歸服せし地なれば、新ニ主をかへば必一搔蜂起すべし、土地不案内にて一揆を征せんには必敗べきなり、其敗に乗じてはからひざまあるべしとの秀吉ガ胸中明らかにしるべきなり。されば御家人等は御國換ありとの風説を聞て大ニ驚き騒しを、君聞召、汝等さのみ心を勞する事勿れ、我たとひ舊領をはなれ、奥の國にもせよ、百萬石の領地さへあらば、上方に切てのほらん事容易なりと仰ありて、自若としてましくけるとぞ。果して八州の地御領ニ歸して後、彌我國勢強大ニ及び、終ニ大業を開かせ給ふに至りては、天意神慮の致すところ、秀吉私智私力をもて争ふべきにあらざりけり。又御舊領五ヶ國は、秀吉賜はりて旗下の諸將ニ配分なさまほし、早く引渡し給はるべしとあり。よて五ヶ國の諸有司代官下吏にいたるまで、いそぎ召寄せ、關東八州の地割を命ぜられ、事とゞのひしかば、七月廿九日小田原を御發興

ありて、八月朔日江戸城よりつらせ給ひ、萬歳千秋天長地久の基を開かせ給ふ。(中略) かくてみうちの人々も駿府より俄に引うつる。七月の始にこのことはじまり、八月より九月はじめ迄は、五ヶ國の御家人大小引拂ひとるよし、關白○豊臣秀吉も聞給ひ、いつにはじめぬ、亞相○徳川家康の下知の神速さよと感ふたへられざりしとぞ。

——東照宮御實紀卷四

八月○天正十八庚寅(紀元二二五〇年)家康公關東に國替あり、伊豆・相模・武藏・上總・下總・上野・下野、家康公爲分國、但下野は半國也。是近小田原領分の國々也。

——當代記

此度關東城共、從家康公被指置衆惟多之間、不能書載、結城には三川守秀康家康公二男在城、知行十萬石後號下野守一尾主也。忍には福松丸家康公四男。在城、知行十萬石州藩領に在城。

——當代記

長吏彈左衛門
特殊業權

長吏彈左衛門
特殊業權
特許事蹟

是頃○天正十八年(紀元二二五〇年)八月。淺草ノ長吏彈左衛門由緒ヲ上申シ、以テ長吏以下ノ支配及ビ御仕置者ノ處分其他特殊職掌ヲ擔任シ、後延キテ燈火用燈心ノ製造販賣ノ獨占權ヲ賦與セラル。○校註天正日記。諸由緒(史籍雜纂所收)落穂集。江戸志。

長吏彈左衛門特殊業權特許

十三日○天正十八年(紀元二二五〇年)八月。くもる、御めしはあさき、なひらけの處たをれる、とりごへのゑたよびてわたす、

よりとも○源頼朝。いらいのゑたと申出る。

花咲ハ馬名ナリ、徳川氏累代其料ノ乗馬ニ、此名ヲ用キント云フ、○内羅ハ馬病、○鳥越の穢多ハ長吏彈左衛門ノ徒、其頃鳥越ニ居シモノアリ、今ノ猿屋町ヨリ向柳原町ノ邊ハ其舊迹ナルヨシ。

——校註天正日記

淺草彈左衛門由緒書

長吏 彈 左 衛 門

覺

一私先祖、攝津國池田より相州鎌倉へ罷下相勤い處、長吏以下之者依爲強勢、私先祖に支配被爲仰付い。頼朝公○源頼朝御證文者、鎌倉若宮八幡宮へ奉納い。右御書物之儀に付、則別當之御書付等も御座い。依之任先例、於于今鎌倉八幡宮御祭禮御神輿先立之供奉、長吏共烏帽子素袍、或は上下着し相勤申い。一寅年○天正十八年(紀元二二五〇年)御入國之御時、私共先祖武藏府中迄罷出、鎌倉より段々相勤い由緒申上い得者、御役等長吏以下支配被爲仰付い。其節小田原長吏太郎左衛門、小田原氏直公之御證文を以、長吏以下支配之儀奉願い得共無御取上、其御證文被召上私先祖へ被下い。其後元祿五年○紀元二二五二年上州下仁田村馬左衛門長吏之論に付、甲斐信玄公御證文を以論い處、其御證文御評定にて被召上私被下置い。一御入國之御時、御馬足痛踏摺皮被仰付、御馬之爲御祈禱猿引御尋の上、私先祖支配之猿引召連罷出い得者、病馬快氣仕いに依て、爲御褒美鳥目頂戴仕、其爲御引例毎年正月十一日御城榎御臺所に多頂戴仕い。中古より西之御丸下從御厩御判頂戴仕、御納戸方より鳥目頂戴仕い。

關東首府時代

長吏以下
支配
小田原長
吏太郎左
衛門村
下仁田村
馬左衛門

彈左衛門
由緒

一 御入國之御時、格式に於只今に至迄、年始之御禮元日御老中様へ罷上、夫より段々御役所様へ相勤申上。
 一 従先前手下之女御關所通御節者、私一判に於御留守居様へ申上、御判頂戴仕通申上。
 一 私所持仕上御判者、濃州青野原御合戰之時、私先祖に首御預之節、集房と申文字之印判爲割封被下
 上。此印判于今用申上。

燈心製造
販賣獨占

一九拾年程以前○寛永十二、三年、當元。、灯心挽候者、御城様へ上燈心細工仕、御扶持頂戴仕上。
 一 燈心商之儀、御仕置もの御役仕上由緒に於、瀬戸物町小田原町兩辻に於て、役之者六拾五人之内、毎日罷出無地代商仕來上。淺草觀音市場何方に罷在商仕上共、是も無地代毎年十二月市場商仕來上。都
 有燈心細工并商之儀、從古來私一名之家業に御座候。

一 御役目相勤御儀者、御厩へ御用次第御絆綱差上申上。并武藏府中御厩、下總小金村御厩に御絆綱差上
 申上。其外御陣太鼓時之御太鼓、并御陣用之皮類、御用次第差上申上。

一 御仕置もの御役は、晒もの、礎、火罪、獄門、鋸挽、文字彫、耳鼻創、切支丹釣し問等に御座上。六十
 四五年以前石谷將監様○十藏。慶安三年十一月九日町奉行。元勝。寛永十五年五月十六日町奉行。御勤役之節、武
 州鴻巣村に於礎三人被遣上に付、御評定所に於被爲御付御奉書被下、檢使共私先祖に被爲御付御間、
 御傳馬申請、長道具爲持相勤申上。此外在々支配之内に代々一度宛、相廻り改御節も長道具爲持申上。
 一 堀式部少輔様○三左衛門直之。寛永八年十月五日町奉行。就任。寛永十五年一月二十八日解任。、町御奉行之節、私先祖へ内記と申名被下、于今内證名に
 用申上。

一 午未○寛永十九、二十年頃。、飢饉之時、岩附町○武藏國。之御欠所雜物被下上。大火之節御金御米頂戴仕上。丸橋忠彌品

川に於礎に被行御場所に於、石谷將監様○左近將監。十藏。慶安三年六月十八日町奉行。就任。元勝。寛永三年八月三十日町奉行。より金子頂戴仕上。甲斐庄飛驒

守様○正親。延寶八年八月三十日町奉行。就任。元勝。寛永三年十二月十五日解任。より似順禮雜物頂戴仕、盜賊御改方赤井五郎作様より銀子頂戴、丹羽遠
 江守様○長守。元禄十五年八月五日町奉行。就任。正徳四年一月解任。より御尋もの被爲御付召捕差上御得者、金子五兩被下上。

一 當五月中○享保十年。、大納言様御任官爲御祝儀、御米五百俵淺草御藏にて被下置、則手下共へ割渡配分仕上。
 一 御入國之御時、島田義祐之礎一本御預ケ被遊、一本に於者手支御間、神尾若狹守様御奉行之節御願申
 上御得者、兩御番所様朱礎之内、下坂一本宛被下上。

一 私支配在々長吏は、無年貢之田地、或は屋敷計無年貢に於、田地は御年貢差上御もの數多御座上。御
 水帳直に頂戴仕、其一村之長吏御年貢收納仕御もの御座上。

奉書半切に於帳付有之。

一 頼朝公源。より私先祖へ被下置御書付之寫、左之通

一 長吏、座頭、舞々、猿樂、陰陽師、壁塗、土鍋、鑄物師、辻目暗、非人、猿引、鉢扣、弦指、
 石切、土器師、放下、笠縫、渡守、山守、青屋、坪立、筆結、墨師、關守、鐘打、獅子舞、み
 の作、傀儡師、傾城や

右之外道之物數多附有之といへとも、是皆長吏者其上たるべし。此内盜賊の輩者長吏として可
 行之、湯屋風呂屋は、傾城之下たるべし、人形舞は皆々二十八番之下たるべし。

頼朝御判

鎌倉長吏彈左衛門頼兼

但頼兼より下は幽に相見申外。

治承四年○庚子(紀元一八四〇年)九月 日

一當時私全支配仕ゆもの左之通に御座ゆ。

一長吏

一非人

一乞胸

一猿飼

但是者、御當地は私圍内地面を仕切別段に住居仕、頭役之もの兩人有之、西御丸下御厩へ罷出御馬御祈念仕、其外諸御屋鋪様方へ同様罷出相勤、夫々被下もの頂戴仕、其外手下猿飼共者、町々猿引渡世いたし歩行ゆ。且又素人より猿飼仲間へ弟子入仕儀者、右頭共より私方に申出ゆ上差圖請、身元より無構之書付取、弟子に抱申ゆ。右之者素人に相成ゆ砌は、是又別書の手續にあり、身元より證文取、素人に引渡申ゆ。其外猿飼素性之ものは、素人に相成ゆ儀は、決して不相成掟御座ゆ。

一さくら

一茶せん

右者關八州村々に有之ゆ得共。當時は無之。

右之趣、此度御尋に付奉書上ゆ、前度寫奉差上ゆ古證文、毛頭相違無御座ゆ。以上。

享保十年巳○乙巳(紀元一七六五年)九月

淺草

彈 左 衛 門

史籍雜纂所收諸由緒

彈左衛門
住地移動
疑義

上掲天正日記ハ「とりごへのゑた」ト記シ、諸由緒ニハ「淺草彈左衛門」ト記ス。然ルニ落穂集ニハ、入國ノ頃、日本橋邊ニ穢多村アリ、長吏彈左衛門ハ日本橋尼店ノアタリニ家居ヲ有センガ、入國後鳥越ノ地ニ移サル、ニ及ビ、右由緒ニヨリ日本橋瀬戸物町・小田原町ニ於テ其專業タル燈心販賣ヲ無地代ヲ以テ許可セラレタリト傳フ。次ギニ附載シテ後考ニ備フ。

一問て云、御入國の砌ハ、只今日本橋の邊ハ穢多村にて、團左衛門か居屋敷なども在之たと申ハ、其通りに被及聞候哉。

答て云、我らの承り及び候ハ、只今日本橋尼店と申あたりの茨原の中に、地高成所在之、團左衛門と申穢多頭の家居在之ニ抱三抱程つゝ共相見へ候ごとく成大木なども餘多生茂り、一かまへの穢多村在之候を、御入國以後只今の元鳥越と申邊へ引移り候様にと在之候處に、左様ニ遠方へ罷越候てハ、あきなひ物を可仕様も無御座と申てなけ候ニ付、其方共ハ何を賣候ぞと、奉行中被尋候へハ、燈心をあきなひ候と申ニ付、然るに於ては、今度引移候在所より燈心を持出、以前々之場所にてあきなひ候様ニと有之候を以、只今に於て穢多共燈心を賣買仕候へ共、町人共無用と申義も罷成不申候と也。只今の本町四丁目○市内日本橋區の儀ハ、其節の仕置場にて在之候を以、神田明神、天王の神輿等の義ハ、彼地を忌嫌ひ、通し不申候と也。久しき以前の義に候へハ、實不實の段ハ耽と不存候也。

關東首府時代

江戸志記ス處、又是ニ據ル。

城東

燈心賣六十二人

○室町 燈心賣六十二人毎日小田原町、瀬戸物町の辻にて商ふ。往古より地代を出さざるよし、淺草觀音市場も是におなじ。

落穂集云、只今日本もし尼店と云邊の茨原に中々地高き所あり、彈左衛門と申穢多頭の家居是あり、二かゝる三かゝる程つゝの大木なども餘多生茂り一構乃穢多村ありしを、御入國の後たゞ今の新鳥越と云所へ引移しゆし淺記せり。

新鳥越

上古ハ淺草山谷之内也。

○穢多村 今是を新町を云。

往古ハ日本橋室町邊あり。御入國の後當所より移る由彈左衛門先祖は攝州池田の産として、相州鎌倉へ來り右大將頼朝卿へ仕へ長吏以下支配をへきよし證文を給はり鎌倉若宮八幡宮に奉納をとり、往古より今に鎌倉八幡祭禮ハ先立て供奉に。京男山八幡宮祭禮も其所の長吏供奉を由禁中御召の蘭金剛は大和國長吏より差上るをあり。天正十八年 ○紀元二二五〇年 御入國の時彈左衛門武藏府中迄出、鎌倉より代々相勤る由を申上るにより御役等長吏以下支配元の如く命をさらふと也。所持せる所の印判は、關ヶ原御勝利の時 ○慶長五年 彈左衛門先祖へ敵の首とも御預ケの時、集方の文字に印判割符のため下され今に用るとあり。

藁筆蔓多羅 相傳て云、日蓮聖人鎌倉の卒入時頼兼彈左衛門宰の番を勤む。其時日蓮は蔓多羅を乞ふ

は、窄舎をきは筆を免され、依て藁を束めて筆をせし、書て與ふ。今ハ彈左衛門の家を傳へて、信心の者には拜さしむると也。

江戸志二淺草

一燈心は、長吏彈左衛門の家業にて鬻がしむ。彈左衛門由緒書に、燈心商之儀御仕置者御役仕ゆ由、由緒にて瀬戸物町、小田原町兩辻にて役之者六十五人之内毎日罷出無地代にて商仕來ゆ。淺草觀音市場商來ゆ。都テ灯心細工并ニ商之義、從古來一名之家業なる御座ゆ事。

淺草寺志十五

燈心、とうまみ、又とうすみト云フ。

燈心、考聲切韻云、炷 音主、又去聲、和名、度 燈心也。

和名鈔

按炷、火柱燼所著、蓋虎鬚草中心白穢、輕虛堪爲炷、故名燈心草、貯之熱湯拌白礬 許少 蘸之、乾則不瘦可也。

和漢三才圖會五八

とうまみ、和名抄ハ燈心の音訛也といへり。今の俗音も同じ。法花懺法に至心をまゝむとも、又まゝもともよめりといへり。○常用の物は蘭也。又燈心と稱する小木あり、一根叢生、一莖數穗、一穗數百花、蜜黄色也といへり。西川氏の説に、長崎にてだらの木といひて、造り花に用ふとみへたり。

倭訓栞後編

油盞は、燈心を半の數に在るれば、光りよしといふ事、節儉家の考へとおもひし、槐記もつぶさに見えたり。此の書は陽明殿下の御説を、山科道安聞書にせし書なれば、かくの如き燈心の事までは、御説あるまじき事と思ひしに、獅々吼院殿の御説を、家照公の御晰しとて、半に燈心を立つるは眞をたてるなり、丁にすれば光りふたつにわかるゆるゑありとの玉ふ。誠よかゝる事まで御心を用ひ玉ふ事、有りがたからずや、世の中貧しく其の日ぐらしするものさへ、さる心は付かず、燈心のくらしまま燈心を幾筋となく用ふるは、冥加なきに似たり、こゝろすべき事なり。

陶犬新書二

燈火ニ蠟燭及ビ油ヲ使用シタル當時ニ於テハ、油火ニ缺ク可カラザル燈心ノ專賣權タルヤ、頗ル重要ナル一商權タリシ事疑フベカラザル處ナリトス。

天正十八年庚寅○紀元二二五〇年八月十五日甲申○甲申、三正綜覽。樽屋藤左衛門・奈良屋市右衛門ヲ

以テ、江戸町年寄トス。○御用達町人由緒。武徳編年集成。東照宮御實紀。法制論纂。所收。江戸町奉行之事。徳川禁令考。江戸會誌。國史大綱典。

江戸町年寄設置

江戸町年寄設置 御用達町人由緒ハ、享保十年乙巳○紀元二三八五年九月、其筋ノ尋問ニ應ジテ書上ゲタル者也。中ニ云フ。

樽屋藤左衛門

町年寄 樽屋藤左衛門

一、水野右衛門大夫忠政七男水野彌平太忠頼嫡子水野彌吉康忠、後ニ樽屋三四郎と改申○中略。御入國以來、天正十八年庚寅○紀元二二五〇年八月十五日、於江戸、町々支配被仰付、并神田・玉川兩水道支配

仕、武州豊島郡之内關口・小日向・金杉三ヶ村○市内外。石川町。御代官相兼、町年寄役相勤、代々帶刀仕、鬨斗目着用仕來い。

奈良屋市右衛門

町年寄 奈良屋市右衛門

一、私儀、先祖大館家之氏族ニ多御座○或記曰、天正十一年(○紀元二二四二年)伊賀越之節、御忠節申上る小笠原小太郎末。權現様家。參州に被爲遊御座の時分、三州へ罷越、駿州方に御供仕○中略。御入國之節、御當地戸江に御供仕、拙者迄七代御役相勤申○中略。御入國以來、天正十八年庚寅○紀元二二五〇年八月十五日、於江戸、町々支配被仰付、并神田・玉川兩水道支配、武州豊島郡之内三ヶ所○關口村、小日向村、金杉村。御代官帶刀仕申事、樽屋藤左衛門方より書上○中略。通にい。

武徳編年集成ニハ、或曰、水野彌吉康忠、中頃三四郎ト改メ、寛八左衛門ト共ニ、遠州ノ町司タリシガ、頃年神君○徳川家康ノ御勘氣ヲ蒙リ、貨殖ヲ業トシ、樽三四郎ト稱ス。今度和州奈良ノ産、奈良屋市右衛門并北村彌兵衛ト共ニ、町年寄ヲ命ゼラル。ト有リ。

若夫樽屋藤左衛門・奈良屋市右衛門書上中神田・玉川兩水道支配ト云フハ、兩家歴代ヲ汎言シタル者ナル可シ、玉川水道ガ、天正○紀元二二三三年當時、未ダ之無カリシハ、茲ニ更メテ言フマデモアラズ。

樽屋藤左衛門といふは水野右衛門大夫忠政が七男彌大夫忠頼が子あり。はじめは彌吉康忠といふ。長篠の役に酒樽をたてまつりしかば、織田右府に贈られしに、右府大によるこび樽とよばれしより氏を樽と改め、遠州町々の支配を命ぜられしが、こたび御遷移により、又江戸市街の事をつかさどらしめ、神田

玉川水道の事も奉り、東國の升の事つかさどらしむ。この外なら屋市右衛門、喜多村彦右衛門といへるも同じく御舊領より引移り、樽屋と共に市中并に水道の事を奉る。

——東照宮御實紀

町年寄職

町年寄

町年寄は、町奉行の命を奉じて、政令の進行、名主の進退、其他、市町に係る上報下令、一切の事を掌る。戸令の里長、鎌倉・小田原の地奉行に近きものなり。天正十八年（紀元一五九〇年）八月十五日、樽氏（初め樽屋と號し、世々藤左衛門と稱す）・館氏（初め奈良屋と號し、世々市右衛門と稱す）・喜多村氏（世々彦右衛門又は彦兵衛と稱す）、これに任ぜられし以來世襲す。天正二十年（紀元一五九二年）十月、東照公より賜はりし黒印狀には、江戸宿年寄とあり。是を世に三年寄と稱し、其宅を役所と唱ふ。慶長見聞集、江戸町衆乗物に乗る事の條に、江戸町には奈良屋、樽屋、北村とて三人の年寄ありと、見えたるものはなり。寛文中には、凡令達を出すに、江戸町中を南中北ニ三分し、月番を任て、かはるゝこれを取扱ひしとなり。又神田・玉川、兩上水を支配して、關口、小日向、金杉三村の代官を兼務す。玉川の方は、館、喜多村兩人の支配に、羽村より代々木、千駄谷まで十三里程の間、水道の兩岸三間通りづゝ上收し、水道ノ南ハ喜多村に、北の方は館氏に賜はりて松杉苗を植う。（寛文十年（紀元一七二〇年）より元祿六年（紀元一七二三年）ニ至て罷む）。其後元文中にも、亦三人して上水を支配したることあり。（元文四年（紀元一七二九年）より明和五年（紀元一七六八年）ニ至て罷む）。又三人とも、歳首及大禮の節は物を獻じ、（歳首に限り扇箱を獻ず）、謁を賜はるを例とす。其給料は

江戸宿年寄

神田・玉川兩上水支配關口・小日向・金杉三村代官

給料

晦日錢

賜姓

本町以下數箇所の町屋敷を賜はりて地代を收納す。（寛政元年（紀元一七九九年）の調査に、喜多村氏は毎歲五百六十六兩、樽氏は同五百五十兩、館氏は同六百十九兩を得とあり）。又晦日錢とて、古町中より收納する者あり。（毎歲樽氏三十一兩餘、館氏三十三兩餘、喜多村氏五十兩餘、其他糸割符等の所得、尙數項ありと云）。三人の内、喜多村氏は舊來姓を稱せしに、樽氏は寛政二年（紀元一七九〇年）四月に、猿屋町會所掛の勤勞を以て、姓を稱することを許され、館氏は天保五年十一月に、多年の勤勞を以て、姓を稱することを許されたり、（此人は安政五年十二月に、諸與力格に進み、萬延元年十二月に、佩刀を許され、新たに十人俸を賜はる。皆特例あり。其在役六十五年に及びし勤勞に由るあり。）三家とも徳川氏入國以來、凡二百七十餘年の間、聯綿相續し來りしに、慶應四年（紀元一八二八年）二月二日に、地割役樽三右衛門、年寄并勤方を命ぜられて、一時四人とありしが、幾程もなく維新の世となり、同五月廿七日に、四人とも鎮臺府附を命ぜられて、其職名は遂に廢したり。

——内藤耻叟江戸町奉行の事（法制論纂所收）

徳川禁令考及び江戸會誌所載「江戸町奉行之事」ニ據リテ國史大辭典ガ記ス所ノ町年寄ハ、以上ト大同小異ナリ、今前文ニ擧ゲザル所ヲ拔録セバ左ノ如シ。

樽氏（略）其後元文四年上水を支配す。其他關東三十三ヶ國の辨改をつとむ。明和五年やむ。（略）此三家

喜多村氏（略）は毎年正月三日の年頭、又は正月十日、同二十四日、或は御法事、御規式上野・増上寺御成

の節、物を獻じ、目見を賜るを例とす。（略）而して三家は、天明四年鬘斗目白帷子の着用を許さる。其

内樽氏は寛政二年姓を稱し帶刀を許され、館氏は天保五年姓を稱し、安政五年諸與力格に進み、萬延元

關東首府時代

年佩刀を許され、新に十人俸を賜はるに至る。

トアリ。蓋シ其職制ハ、後來上記ノ如ク定マリシモ、其頭初ニ於テハ、府内市民ノ取締役トシテ、町奉行ニ屬シテ、町務ヲ司リタルモノナル可キモ、今詳ナルヲ得ズ。

江戸町年寄由緒書寫

樽屋 藤左衛門

樽氏由緒

覺

一 水野右衛門太夫忠政七男、水野彌平太夫忠頼嫡子、水野彌吉康忠、後に樽三四郎と改申い。永祿三年○庚申(紀元二二〇〇年)六月、父彌平太夫三州於刈屋討死仕い。此節彌吉儀八歳に罷成、翌年○辛酉(紀元二二二〇年)權現様○徳川家康ニ御目見被爲御付、御側に御奉公仕い。十六歳に元服被爲御付、御諱之御一字被下置、康忠と申い。

一 永祿三年○元龜十二月味方ヶ原御合戦之時○元龜三年壬申(紀元二二二二年)。彌吉二十才、一日之内、信玄○武田麾下下黒澤藤五郎・赤沼三左衛門を初敵拾貳人討取、則首數奉入實檢い。且又甚五郎戰急難之處、彌吉相救い段、甚御感之旨被爲仰出、翌日彌吉名を三四郎と可相改之旨、以上意被爲仰出、首數に此名を被爲下置、從是三四郎と相改申い。

權現様○徳川家康濱松御退陣之砌、信玄○武田士卒奉追之節、彌吉天野與八郎防戦仕い。其後所々御陣御供仕い。

一天正三年○乙亥(紀元二二二五年)長篠御陣之時分、三四郎酒樽を献上奉い。此樽信長公○織田被進い。此於御陣信玄

○武田麾下下松下金太夫討取いに付、信長公○織田被爲聞召、彼の樽三四郎働きかと蒙御意、此段依釣命家名を樽と改申い。

遠州町々支戸配

一天正五年五月、武田勝頼と藤枝御合戦の時分、三四郎桔梗之花を献上仕い。此花御陣之吉相知之由甚御感、依之澤瀉之紋を桔梗に改申い。此時三四郎儀、遠州町々支配被爲御付、寛八左衛門同役相勤申い。御入國以來天正十八年○庚寅(紀元二二五〇年)八月十五日、於江戸町々支配被爲御付、并神田玉川兩水道支配仕、武州豊島郷之内、關口、小日向、金杉三ヶ村之御代官相兼、町年寄役相勤、代々帶刀仕、鬘斗目御停止之節も、町年寄者格別之由被爲御付い處、常憲院様御代又候御停止被爲仰出、此節町年寄之儀も一同に相止み、追々天氣願之旨被爲御付、三ヶ村御代官所之儀も、細井九兵衛殿支配に罷成い。右之通先祖より御奉公仕、毎年正月年頭御目見仕、同月上野増上寺に御成之節、御成先に御目見仕、私迄七代御役儀相勤申い。青貝柄之鍵一筋從權現様○徳川家康拜領之由申傳、代々所持仕い。

一 東三拾三ヶ國柝之儀、古來より被爲御付い。慶長十七年子年○壬子(紀元二二七二年)東海道・中仙道一里塚被爲仰出い御用、樽や藤左衛門、奈良屋市右衛門兩人先祖に被仰付、藤左衛門道中罷越指圖仕、築立させ罷歸りい節、銀子拜領仕い。

一 寛永十一戌年○甲戌(紀元二二九四年)大猷院様○徳川家光御上洛之節、爲御祝儀三代目藤左衛門上洛仕い處、御目見被爲御付、御紋之時服拜領仕い。

一 寛永十四丑年○丁丑(紀元二二九七年)類火に逢い時分金五百兩、明曆三酉年○丁酉(紀元二二二七年)大火之節類焼仕いに付銀貳拾貫目、同年大坂御藏之白米被爲下置、京都に佛代銀三拾貫目宛、三人同事拜領仕い。此外拜領拜借

關東首府時代

米等、三人一同に被爲仰付い儀度々御座い。
右之外、委細之留書六拾九年以前酉年大火之節類焼仕い。以上。

享保十巳年○紀元二三八五年八月

町年寄
樽屋藤左衛門印

町方
御番所

——史籍雜纂所收諸由緒

享保十年巳○紀元二三八五年九月御尋ニ付

町年寄先祖由諸書上ケ

町年寄
樽屋藤左衛門

一水野右衛門太夫忠政七男水野彌平太夫忠頼嫡子水野彌吉康忠後ニ樽三四郎と改申候。

一永祿三年庚申○紀元二二〇〇年六月父彌平太夫ハ、於三州荊屋討死仕候、此節彌吉八歳ニ罷成、翌年○永祿四年

一權現様○德川家康ニ御目見仕御側ニ御奉公申上候十六歳ニ元服被仰付御諱字被下置康忠と申候。

一元龜三年○壬申○紀元二二二三年十二月味方ケ原御合戦之時、彌吉康忠廿歳ニ有、一日之内ニ信玄○武田麾下之士黒

澤藤五郎赤沼三左衛門を初敵十二人打取、之首級奉入寶檢、且又大久保甚五郎戰急難候之處彌吉馳付救之甚以御感之上、翌日右之首數を以彌吉を三四郎と可相改旨上意、從是三四郎と改申候。

權現様○德川家康濱松御退陣之砌、信玄○武田士卒共奉追之、彌吉・天野與八郎防戰之、其後所々御陣ニ御

供仕候。

一天正三年乙亥○紀元二二五五年二月長篠御陣之時、三四郎酒樽を奉獻上之候。此樽直ニ織田信長公へ被進候。

於此陣武田勝頼麾下松下金太夫を討取候ニ付有、信長公被聞召、彼樽三四郎働と蒙御意、此後鈎命ニ有、假名を樽と相改申候。

一同九年辛巳○紀元二二四一年五月武田勝頼と藤枝御合戦之時三四郎桔梗の花を奉獻、此花軍之吉凶を知之由甚

夕御感被遊、澤瀉の紋を桔梗と改申候。此時三四郎は遠州町々之支配被仰付之、寛八左衛門と同役

ニ有相勤申候、御入國以來、天正十八庚寅年○紀元二二五〇年八月十五日於江戸町々支配被仰付并神田・玉

川兩水道支配仕、武州豊島郡之内關口・小日向・金杉三ヶ村御代官相兼、町年寄役相勤、代々帶刀仕

鬨斗目着用仕來候。町人之刀帶候義前々度々御停止之節も、町年寄之義ハ格別之旨被仰出候處ニ、

常憲院様○德川綱吉御代又候御停止被仰付候。此節町年寄も一同ニ相止、追有可奉願旨被仰渡刀相止申

候。其後神田・玉川水道ハ、道御奉行御支配ニ被仰付、三ヶ村之御代官所之儀ハ、細井九左衛門殿支

配ニ罷成候。右之通先祖御奉公仕、毎年正月三日ニ御年頭御目見、同月上野増上寺に御成之節御成先

ニ有御目見仕候。私代共ニ七代御役義相勤申候。

一青貝柄之御鎗一筋、從權現様○德川家康拜領之由申傳代々所持仕候。

一東三拾三ヶ國樹之義古來ヨリ被仰付候。

一慶長十七年壬子○紀元二二二二年東海道・中山道壹里塚出來候御用、樽屋藤左衛門・奈良屋市右衛門兩人に被

仰付候。先祖藤左衛門道中に罷越差圖仕、築立させ罷歸候節、銀子拜領仕候。

一、寛永十一年甲戌○紀元二二九四年。七月大猷院様○德川家光御上洛之節、爲御祝儀三代目之藤左衛門○藤屋上京仕御目見被仰付則御紋付之御時服拜領仕候。

一、寛永十四年丁丑○紀元二二九七年。類焼ニ逢申候節、金子五百兩ツ、又明曆三年丁酉○紀元二一七七年。大火類焼仕候ニ付銀子二十貫ツ、同年○明曆三年(紀元二二二七年)。大坂御藏之白米被下置、京都ニ銀卅貫目ツ、町年寄共三人ニ拜領仕候、此外拜借米等三人一同ニ被仰付候義度々御座候。

右之外委細之留書六十九年以前酉年○明曆三年(紀元二二二七年)。大火之節類焼仕候。以上。

享保十巳年○紀元二三八五年。八月

樽屋 藤左衛門

御用達町人由緒吹塵録同

江戸町年寄 樽氏家系 由緒書寫

一、私儀先祖水野右衛門大夫忠政七男水野彌吉康忠、後樽三四郎ト改。

一、永祿三庚申年○紀元二二〇年。六月彌平太夫三州於菊屋討死仕候。此節彌吉八歳ニ罷成、翌年○永祿四年(紀元二二一年)。東照大權現様御目見仕、御側ニ御奉公仕、十六歳ニ元服被仰付候。御諱字被下置、則康忠ト申

候。

一、元龜三年○天正三年(紀元二三三三年)。十二月味方ケ原合戰之時、彌吉二十歳、一日之内ニ信玄幕下黒澤藤五郎、赤沼三左衛門始敵十二人討取、首級奉入實檢、其節大久保甚五郎戰急難之所、彌吉救之甚以御感之上、翌日右之首敷を以、彌吉ヲ三四郎ト名ヲ可改旨上意、從是三四郎ト改申候。

一、大權現様遠湯濱松御退陣之砌、信玄ノ士卒共奉追之、彌吉、天野與八郎防戰、其後所々御陣御供仕候。

一、天正三乙亥年○紀元二二五五年。五月長篠御陣之時、三四郎酒樽奉獻之、此樽直ニ信長公ト被進候。於此陣、武田勝頼麾下松下金大夫討取候ニ付、信長公被爲聞召、彼三四郎働かト蒙御意其後依鈞命假名樽ニ改メ申候。

一、天正九年○紀元二二四一年。五月武田勝頼ト藤枝御合戰之時、三四郎桔梗花ヲ奉獻、此花軍之吉凶知之由甚御感有之、澤瀉之紋ヲ桔梗ニ改申候。此時三四郎義、遠州町々支配被仰付候。并寛八右衛門同役ニ相勤申候。

一、御入國以來天正十八庚寅年○紀元二二五〇年。八月十五日於江戸町々支配役被仰付并神田・玉川兩水道支配仕候。武州豊島郡之内關口・小日向・金杉三ヶ村御代官相兼、町年寄役相勤、代々帶刀鬨斗目着用仕來候。町人帶刀之儀前々度々御停止之節、町年寄儀ハ格別之旨被仰出候處、常憲院○德川綱吉様御代、天和三亥年○紀元二二四三年。又御停止ニ被仰付、此節町年寄義一同ニ相止、追々可奉願旨被仰渡刀相止申候。其後神田・玉川兩水道は、道御奉行支配被仰付三ヶ村御代官之儀細井九左衛門殿支配ニ罷成申候。

右之通先祖御奉公仕、毎年正月三日、御年頭御目見仕、同月上野増上寺御成之節、御成先ニ御目見仕、日光御社參、若君様山玉御社參之節、御目通ニ罷出、御代替御目見仕來、私迄九代役儀相勤申候。

一、青貝柄之鎧壹筋、從大權現様拜領之由申傳、代々所持仕罷在候。

一、東三拾三ヶ國枳之儀、古來々被仰付候。

一、慶長十七壬子年○紀元二二七二年。東海道・中仙道壹里塚出來い。此節之御用、樽屋藤左衛門・奈良市右衛門兩人に被仰付、先祖藤左衛門、右道中の罷越、差圖仕、壹里塚築立させ罷歸りい節、銀子拜領仕い。

一、寛永十一戌年○紀元二二九四年。七月、大猷院○徳川家光様御上洛之節、爲御祝儀三代目藤左衛門上京仕いる御目見被爲仰付、則御紋付之時服拜領仕い。

一、寛永十四丑年○紀元二二九七年。類火之逢い節、金子五百兩宛、其後明曆三酉年大火類焼仕い之付、銀子貳拾貫目宛、同年大坂御藏之白糸被下置、京都ニ拂銀三貫目宛町年寄三人共拜領仕い。此外拜借米等被仰付い義度々御座い。

一、元文四年○紀元二二九九年。八月上水御用古來之通私共三人に被仰付い段、本多中務大輔様被仰渡い旨、石河土佐守殿被仰渡い。右兩上水水上に御用ニ付罷越い節者、旅扶持五割増御傳馬貳疋宛被下置い。

一、寛保元酉年○紀元二四〇一年。四月石河土佐守殿、嶋長門守殿被仰渡いも、玉川・神田兩上水御用未年々町年寄共相勤水乗り及宜敷い。就夫只今迄御作事方小普請方掛上水御普請私共三人に被仰付、御米百俵宛被下置い段、松平左近將監様被仰渡い旨、并御普請場之儀ハ、繪圖面以書付本多伊豫守様被仰渡い段、石河土佐守殿、長門守殿被仰渡い。

右之通御座い古來之書物等は、明曆年中○明曆三紀元二二七七年。大火之節類焼仕い。以上。

寶曆五亥年○紀元二四五五年。十月

樽屋與左衛門

居宅拜領


居宅拜領地、本町貳丁目

京間八間
奥行廿間

館氏由緒

覺

荏土圖說附錄卷四町人家譜之部
町年寄
奈良屋市右衛門



一私先祖之儀者、大館家之氏族に御座い所、一旦和州奈良に居住仕罷在い處、權現様○徳川家康三州に被爲遊御座い砌三州に罷越、駿州方々に御供仕い由、御入國之節御當地に御供仕、私代迄七代御役儀相勤申い。先祖御奉公仕い由緒書は、曾祖父代類火焼失仕い。

一御入國以來、天正十八年○紀元二二五〇年。八月十五日、於江戸町々支配被爲仰付、并神田・玉川兩水道支配武州豊島郷之内、關口、小日向、金杉御代官相兼、町年寄役相勤代々帶刀仕、鬨斗目御停止之節も、町年寄者格別之由被爲仰付い處、常憲院様○徳川綱吉御代又御停止被爲仰出、此節年寄之儀も一同に相止み、追々可奉願之旨被爲仰付、三ヶ村御代官所之儀、細井九左衛門殿支配に罷成い。

一天正年中増上寺只今之所に御座いか、増上寺跡町之儀に付、連雀町同前に私共異見可仕之旨、御黒印被爲下置い。唯今に頂戴仕罷在い。

一東海道・中仙道一里塚御用、其外度々類火に付、拜領拜借米等之儀、三人一同に御座い。以上。

享保十巳年○紀元二三八五年。八月

町年寄
奈良屋市右衛門 印

町方
御方
番
所

關東首府時代

史籍雜纂所收諸由緒

享保十年巳○紀元二三八五年 九月御尋ニ付

町年寄先祖由緒書上ケ

町年寄
奈良屋市右衛門

一 私儀先祖大館家之氏族ニ御座候處、一旦和州奈良ニ居住仕罷在候或記曰、天正十一年伊賀越之御、忠節中上、小笠原小太郎末孫云々。權現様○徳川家參州ニ被爲遊御座候時分三州へ罷越、駿州方ニ御供仕候由、御入國之節御當地ニ御供仕、拙者迄七代御役相勤申候、曾祖父之代委細書留類燒仕候、御入國以來天正十八年庚寅○紀元二二五〇年八月十五日於江戶町々支配被仰付并神田・玉川兩水道支配、武州豊島郡之内三ヶ所御代官、刀帶ハ杯ハと申夏、樽屋藤左衛門方ヨリ書上候通ニ候。

一天正年中増上寺只今之所ニ而無御座候跡町之義、連雀町同前ニ可仕旨、御黒印被成下、唯今頂戴仕り罷在候。

一 壹里塚築立御用相勤候節之儀、并度々類焼ニ多、拜領物拜借等之事、樽屋藤左衛門書上之通故爰ニ略。

享保十年巳○紀元二三八五年 八月

奈良屋市右衛門

御用達町人由緒

奈良屋由緒書寫

一、先祖大館家氏族、一旦和州ニ居住、三州ニ罷越、駿州ニ御供仕候由、御入國之御御當地ニ御供致、天正十八年○庚寅(紀元二二五〇年)江戶町々之支配被仰付ハ。并神田・玉川兩水道支配、武州豊島郡之内三ヶ所御代官帶刀等之儀、樽屋同様。

拜領地

一、天正年中増上寺所替申ハ。増上寺跡之町々義、連雀町同前ニ可仕旨御黒印頂戴、上野國砥山被下ハ由、中絶ニ多相止、江戸橋四日市土手藏被下ハ。

本町壹丁目拜領地

問口京間九間半、奥行 貳拾間。

奈良屋市右衛門

在土圖說附錄卷四

上記引用文中、東照宮御實紀、武徳編年集成、及ビ江戸町奉行の事等ハ、町年寄ニ樽氏及ビ館氏ノ外、是時已ニ喜多村氏ヲ加ヘタレドモ、喜多村氏由緒書ニ據レバ、同氏ハ天正廿辰年○紀元二二五二年十月黒印ヲ得テ江戸三人年寄タリシト云フ。仍チ是時ヨリ町年寄タリシ事明白ナレドモ、其以前ニ關シテハ單ニ家康ニ依リテ江戸へ招致セラレタリト云フノミニシテ、果シテ町年寄タリシヤ否ヤ明カナラズ。又館氏ノ由緒書ニハ樽氏ニ言及セン處アレドモ、樽・館二氏ノ由緒書中喜多村氏ニ言及セン處無キヲ以テ、三氏同時ニ就職セシヤ否ヤハ詳ナラズ。遮莫、天正廿年十月以後ニ於テハ、樽・館・喜多村三氏ガ、同時ニ町年寄タリシハ喜多村氏由緒書ニ依リテ疑フベカラザル處トス。サレバ三年寄中喜多村氏ニツキテハ、姑ク天正二十年ノ條ニ記載スル事トセリ。

町年寄、三人、百俵高

町年寄ハ、町奉行ニ屬シ、江戸市中ノ庶政ヲ掌ル。凡三人、月番ヲ以テ之ヲ掌リ、一月ヲ以テ交替ス。

樽屋○藤左衛門、奈良屋○市右衛門、喜多村○彦右衛門ノ三氏、世職シ、名主間屋等凡テ之ニ屬ス。凡樽屋ハ、其先水野忠

政○九衛門太夫ノ孫康忠源ニ出ヅ。康忠野、幼ニシテ家康ニ奉仕シ、諱字及ビ俗稱ヲ賜ヒテ、三四郎康忠ト

稱ス。味方ケ原以下ノ合戦ニ從ヒ功アリ、長篠ノ役酒樽ヲ獻ジ、改メテ樽屋ノ號ヲ賜フ。天正九年五月

關東首府時代

町年寄職

寛某八左衛門ト共ニ遠州ノ市政ヲ掌ル、幕府江戸ニ移ルニ及ビ、從テ江戸町年寄ニ補シ、江戸ノ市政ヲ掌リ、世襲シテ神田、玉川兩上水及ビ關口、小日向、金杉三村ノ代官ヲ攝シ、帶刀鬘斗目ヲ免シ、又東三十三國ノ升ヲ管ス。後兩上水及ビ代官ノ兼攝ヲ解キ、帶刀鬘斗目ヲヤム。樽屋又江戸町地割ヲ勤ム。地割役ハ其先木原某勲右衛門ノ世職タリ。三世ニ至リ、罪ヲ以テ樽屋ノ世職ニ返ス。凡奈良屋ハ其先大館氏ニ出ヅ。大館氏ノ一族、大和國奈良ニ住ス。某市右衛門ニ至リ三河ニ謁シ、江戸ニ從ヒ、樽屋ト共ニ町年寄ニ補セラレ、同ク世職ス。神田、玉川兩上水及ビ關口、小日向、金杉三村代官ノ兼免、亦樽屋ニ同ジ。凡喜多村氏ハ、其先某源兵衛遠州ヨリ江戸ニ從ヒ、前二氏ト同ク町年寄ニ補シ、上水代官ノ兼免亦同ジ。共ニ子孫世襲シテ、以明治ノ初ニ至ル。寛政武鑑、官中秘策、新益柳營秘鑑、武德編年集成、江戸砂子、年寄由緒書。

町年寄ノコト(寛政武鑑) 江戸町年寄、奈良屋市右衛門儀百 喜多村彦藏儀百 樽屋與左衛門儀百 江戸町地割方樽屋三右衛門。

(官中秘策) 江戸町年寄、奈良屋市右衛門カ夏、一、天正十年五月神君塚御見物ノタメ御越ノ節、六月二日、京都ニテ信長、明智光秀ニ弑セラレ。此時神君御人少ニテ、伊賀ノ山路ヲ越テ岡崎ヘ坂ラセタマフ。此海道ニテ、賊徒多ク出テ支ヘケルヲ伊賀ノ土民ドモヲ拂行テ、勢州白子マデ御供シケル夏アリ。此時始終御供ノ者ハ、大橋左馬之允、後藤庄三郎、小笠原小太郎等ナリ。是等ノ忠節ニ依テ、庄三郎光次ハ金座、小太郎三年寄ノ第一ト被仰付、奈良屋市右衛門ト改メテ、今ニ相續セルモノナリ。樽屋藤左衛門夏、一、此者本姓水埜ニテ代々忠ノ字ヲ家名トス。ムカシ神君イヅレノ御出陣ニヤ、樽ニ桔梗ヲ植獻ジ奉ル。其御軍御利運ニ依テ、樽屋ト召サレ、家ノ紋桔梗ヲ用トゾ。

(新益柳營秘鑑) 一、町々ニ名主并諸問屋名ヲ改メ節者町年寄方ヘ相届、年寄方ヨリ御役所ニ相届申。其外之町人家持店借リシ者ハ、早速其町之名主方ヘ相届可申。左ハバ、人別帳認直シ置申。名替之届、若遅成ハ節、名主方ヨリ斷置。尤家持店借リ之者共、名改之段、御役所并年寄共方ヘハ相届不申。

(江戸砂子) 江戸町年寄月替ヘ、本町二丁目樽屋藤左衛門、同一丁目奈良屋市右衛門、同三丁目喜多村彦右衛門。

(武德編年集成) 天正十八年 或曰、水埜彌吉康忠、中頃三四郎ト改メ、寛八右衛門トモニ遠州ノ町司タリシガ、次年神君ノ御勘氣ヲ蒙リ、貨殖ヲ業トシ、樽屋三四郎ト稱ス。今度和州奈良ノ産、奈良屋市右衛門、并ニ北村彌兵衛ト共ニ、江戸町年寄ニ命ゼラルト云々。

(町年寄由緒書) 江戸町三年寄由緒書、町年寄、樽屋藤左衛門、覺、一、水埜右衛門大夫忠政七男、水埜彌平大夫忠朝ガ嫡子ニ水野彌吉康忠、後樽三四郎ト改申。一、永祿三年庚申六月、彌平大夫ハ、三州於新屋死去仕。此節彌吉八歳ニ罷成。翌年權現様ヘ御目見エ仕、御側ニ奉入申上。十六歳ニテ元服被仰付、御諱字被下置、康忠ト申。一、元龜三年味方ケ原御合戰之時、彌吉康忠貳拾歳、一日之内ニ信玄麾下、黒澤藤五郎、赤澤三右衛門ヲ初メ、敵十二人討取、首級奉入實檢、且又大久保勘五郎、戰急難之所、彌吉馳付援之、甚以御感之上、翌日右之首數ヲ以テ、彌吉名ヲ三四郎ト可相改旨、被上意、首數以此名ヲ被下置。從是三四郎ト改申。大權現様濱松ヘ御退陣之砌、信玄士卒共奉追之、彌吉與天埜與八郎防戰、其後所々御陣御供奉仕。一、天正三乙亥年五月、長篠御

陣之時、三四郎酒樽ヲ奉獻之。此樽織田信長卿へ被遺、於此陣武田勝頼麾下松平金大夫討取
 二付、信長公被聞召、彼樽三四郎働キト蒙上意、此後依鈎命假名ヲ樽ト相改申。一、同九年辛巳
 五月、武田勝頼ト藤枝御合戰之時、三四郎桔梗ノ花ヲ奉獻、此花軍ノ吉凶ヲ知之由、甚御感、依之
 澤瀉之紋ヲ桔梗ニ改申。此時三四郎儀、遠州町之支配被仰付、寛八左衛門同役ニテ相勤申。御入
 國以來、天正十八年庚寅八月十五日、於江戸町々支配被仰付。并神田玉川兩水道支配仕、武州
 豊島郡之内、關口、小日向、金杉三ヶ村、御代官相兼、町年寄役相勤、代々帶刀慶斗目着用仕來。町
 人ノ帶刀之儀、前々度々御停止之節モ、町年寄ハ格別之旨被仰付。常憲院様御代、又御停止
 二被仰付、此節町年寄も一同ニ相止ミ、追々可奉願ト被仰渡刀相止申。其後神田玉川兩水道ハ道
 奉行御支配ニ被仰付、三ヶ村御代官所ノ儀ハ、細井九左衛門殿御支配ニ罷成。右之通先祖御奉行仕、
 毎年正月三日、御年頭御目見エ、同月上禁増上寺へ御成之節、御成先ニテ御目見エ仕。私代共ニ七
 代御役儀相勤申。一、青貝柄ノ御鐘壹筋、從權現様拜領之由申傳、代々所持仕。一、東三十三
 ヶ國升之儀、古來ヨリ被仰付。一、慶長十七壬子年、東海道、中山道一里塚出來申。御用、樽
 屋藤左衛門、奈良屋市右衛門兩人へ被仰付、先祖藤左衛門道中へ罷越、差圖築立サセ、罷飯儀、銀
 子拜領仕。一、寛永十一甲戌年七月大猷院様御上洛之節、爲御祝儀、三代目藤左衛門上京仕御目見
 二被仰付、御紋附御服拜領仕。一、寛永十四年丁丑年、類火ニ逢申儀、金子五百兩ツ、又明曆
 三丁酉年大火之節、類焼仕ニ付、銀子二拾貫目ツ、同年大坂御藏之白米被下置。京都ニ佛
 銀三拾貫ツ、町年寄共三人へ拜領仕。此外拜借米等、三人一同ニ被仰付儀度々御座。右之外

委細之留メ書ハ、六拾九年以前酉年、大火之節類焼仕。以上。御町方御番所、享保十年巳八月、町
 年寄樽屋藤左衛門印。

覺、奈良屋市右衛門、一、私先祖大館家之氏族ニ御座處、一旦和州奈良ニ居住仕罷在、權現様三
 州被遊御座儀、三州へ罷越、駿河方之御供仕由、御入國之節、御當地へ御供仕、拙者迄七代御
 役儀相勤申。先祖御奉公仕由緒書、曾祖父代、委細之留書書類仕。御入國以來、天正十八年八
 月十五日、於江戸町々支配被仰付、并神田玉川兩水道支配、武州豊島郡ノ内三ヶ村關口、小日向、
 金杉御代官并帶刀之儀ナド申夏共、樽屋藤左衛門方ヨリ書上ノ通ニ御座。一、天正年中増上寺只今
 之所ニテハ無御座。増上寺諸町之儀、連雀町同然ニ可仕旨、御黒印被成下。只今ニ頂戴仕。
 一、東海道、中山道一里塚ノ節、并ニ類焼ノ節拜領物拜借等之度、樽屋藤左衛門書付御座間略之申
 上。以上。町方御番所、享保十年巳八月、町年寄奈良屋市右衛門印。

覺、町年寄喜多村彦右衛門、一、私先祖喜多村彌兵衛儀、大權現様^{○徳川家}、御入國之節、江戸表相應之
 御奉公御用可被仰付之由ニテ、從遠州被爲召連、御供仕、御當地町年寄被仰付、天正二十年十月
 御黒印頂戴仕。江戸宿三人町年寄之内ニテ、私迄九代無斷絶御役儀相勤申。先祖彌兵衛於遠州、
 御奉公仕儀ハ、明曆三酉年大火之節、留書等類焼仕由申傳。依之分明ニ書上之趣ニ御座。
 二代目彦右衛門儀ハ、大權現様水練御鼓御稽古之儀、乍恐御指南奉申上。寛永九年壬申、本町ニ捕
 者有之節、早速召捕爲御褒美、安針町會所地拜領仕。寛永年中大猷院様^{○徳川家}、御上洛之節、駿州
 富士川徒渡之御先立仕由申傳。一、神田玉川兩水道并三ヶ村御代官并帶刀慶斗目着用、其外類焼

ノ度々拜領物米等、イヅレモ同役、一同ニ御座い。右之樽屋藤左衛門方ヨリ書上ノ趣略之、御町方御番所、享保十年巳八月、町年寄喜多村彦右衛門印。江戸町地割役相勤い由緒書、覺、一、町地割之儀、木原勘右衛門相勤、致隠居、悴勘右衛門ニ跡役被仰付、是又致隠居、一子無御座いニ付、弟與右衛門ニ跡役被仰付、右與右衛門不行届者ニテ拾六年以前寅之年、御役被召放、入卒被仰付、翌年卯二月御仕置ニ罷成い。同年地割役、私ニ被仰付、被下い夏。一、右勘右衛門地割役被仰付い由緒ハ、古來町方地割地渡惣多間地御用御座い節町奉行所ヨリ、御大工頭木原内匠殿へ間地御用ニい間、道具トモニ役人罷出い。度々被仰遣い義モ如何い間、自今右役人町方へ御請取被成度段、内匠殿へ御相談御伺之上、木原勘右衛門内匠殿親類故、町方へ被差越、夫ヨリ町方地割常役人ニ被仰付い。其節町奉行御名ハ覺不申い、爲御役料、日本橋南一丁目東側會所、中通表京間二十間裏行同二十間之町屋敷一ヶ所、本石町三丁目北側會所ニテ、京間二十間四方之町屋敷一ヶ所、合ニヶ所被下い。本石町拜領屋敷御用ニ付、代地永富町三丁目ニテ、表京間十五間、裏行町並二十間之町屋敷被下い。地割御用御座い節、御扶持方被下い。永富町屋敷之儀ハ、先年拜領金銀書入賣買停止無之い節、金子書入返濟滯いニ付、保田越前守様御勤役之節、金子主方へ相渡シい。右由緒之外、木原勘右衛門ヨリ相勤い手代ヲ、私方へ召抱い故、常々承リ傳い故書上申い。私儀與右衛門跡役被仰付い由緒ハ、私儀名主役相勤罷在い處、丹羽遠江守様、松野壹岐守様、坪内能登守様御勤役之節、元來名主實體ニ相勤諸夏琦明いモノ故、被仰立、御伺之上與右衛門跡役被仰付、右日本橋與右衛門拜領屋敷被下い段、被仰渡夏。一、私樽屋ト申由緒、曾祖父水榎惣兵衛ト申い。本國遠州濱松ニい、水榎右衛門大夫忠政末子、水榎彌吉い、長男藤左衛門、次男惣兵衛ト申い。右彌吉、天正三年五月廿一日、長篠御合戰首四ツ討取家康公之御手ニ屬、朝之御合戰首三ツ討取、家康公之備御實檢いハ、御感狀御褒美被下置い。依之自分爲祝儀、手樽一樽之口ニ桔梗之花ヲサシ、并桔梗ノ紋付い盃ヲ添獻上仕い。是ヲ家康公信長公へ御持參被遊い處、信長公御喜悅無限、兩御大將ヨリ水榎彌吉ヲ樽三四郎ト御改、三ツト四ツト首ヲ御表シ、名ヲ三四郎ト御改、向後家ノ紋ハ桔梗ヲ可付旨被仰付い。家康公駿府ニ被成御座い刻、三四郎蒙勘氣、浪々之身ト成、御當地へ罷下、町宅仕い處、俗姓依不賤、町中之者三四郎ヲ敬、諸事致來リ自然ト町々年寄ニ成之由、長男藤左衛門義ハ、親三四郎ト御當地へ一所ニ罷在いニ付、三四郎家督相續仕、町々年寄ニ仕罷在い。次男惣兵衛儀、遠州ヨリ御當地へ罷下、右之由緒申上いハ、江戸日本橋南一丁目表京間口カ裏行二十間之町屋敷被下置夫より、私迄代々日本橋ニ罷在い。右三四郎町人ニ成いワケハ、右之通ニ御座い。名字モ樽ト一字ニい御座い處、町人故自然ト屋ノ字ヲ付來リい由承リ傳置い。以上、御町方御番所、享保十歲巳九月、地割役樽屋三右衛門印。

右町年寄并地割役由緒御尋ニ付、書付取之差上申い。以上、巳十月、大岡越前守、諏訪美濃守。
(武江年表) 明治元年戊辰三月十日、東京町々ノ坊正、名注ト稱ス。二百三十八人、東京府へ被召出、今般市中御取締筋御改正ニ付、一同役儀御免、翌十一日、尙又一同被召出、右之内元名主并見習勤ノ息子、マタ致仕ノ者、合テ百人、ソノ内六人ハ世話掛リ、四十七人ハ中年寄、三十九人ハ添年寄ニ被仰付、御府内ヲ五十區ニ分タレ、一區ニ中年寄一人、添年寄一人。ソノ餘ノ者ニハ、御手當ヲ賜リタリ。又六月ヨリ町年寄トテ身

柄宜シキ者、一小區ニ五七人、町用掛リトテ十人廿人位、人選ノ上命セラレ、町々自身番屋トイヘルヲ廢シ、一小區ノ内一ヶ處ツ、町用取扱所ヲ設ク。

——江戸幕府職官考十六

關口町在方分

關口ノ地ハ、正保ノ頃マテ關口村ト云リ。土人ノ傳ニ、昔此邊奥州街道ニシテ關アリシ地ナレバ、名トスト云ヘト、當所ハ神田上水江戸川ヘ分派ノ爲堰ヲ設ケラレシ地ナレハ、コノ名ハ起リシナラン。日本橋ヨリ行程一里餘、御打入ノ後、細田加右衛門、佐々與右衛門、縫山市左衛門三人ノ采地ナリシカ、正保○紀元二三〇四年ノ頃御料所トナリ、神田上水ノ課役ヲ命セラレシヨリ町年寄進退ス。正保ノ改ニ樽屋藤左衛門、奈良屋市左衛門○右ノ、喜多村彦右衛門御代官所トアリ。其後寛文十二年○紀元二二二二年町年寄ノ支配ヲ止ラレ御代官野村彦太夫支配トナレリ。是ヨリ先貞享二年、村内ヲ裂テ御府内町並トナリシ地ハ、關口水道町ト唱フ。其後町並地増加シ、元文二年駒井町、大宗寺門前、長谷寺門前ノ三町、享保五年臺町共ニ町方支配ニ屬ス。サレト其地ノ貢ハ元ノ如ク御代官進退ス。然ルニ村地ノ残り方分ト唱フル地ハ纔ニ三町二段一畝餘アリ、四隣東ハ關口水道町、中里村、早稻田村、南モ早稻田村、西ハ下戸塚、下高田ノ二村、北ハ松平下總守下屋敷及ヒ武家屋敷ナリ。其餘抱屋敷ハ所々ニ散在ス。元祿五年御料所ヲ裂テ牛込濟松寺領ニ附セラレシヨリ今ニ然リ。

神田上水堀 北寄ニアリ幅五間餘、東ノ方ニ至リ中間ニ堤ヲ築キテ二派ニ分テ、一派ハ上水トナリ。一派ハ堰ヲ設テ江戸川ニ注ケリ。上水ノ流レ分派ヨリ五十間許ヲ經テ餘水江戸川ヘ沃クモノニアリ。

一ハ里俗關口ノ瀧ト稱ス。幅九尺。一ハ水幅五尺程、瀧壺イト深キ故、俗ニ摺鉢ノ瀧ト稱ス。此上水ハ御打入ノ後幾程モナク掘通セラレシ事ハ、武徳編年集成等ニモ載タリ。其頃ハ村ノ中程ヲ流テ小日向古川町ノ方ヘ沃キシトナリ。今モ纔ニ小渠殘レリ。古川町ハ則川跡ヲ埋立シ所ト云。今ノ如ク直流トナリシハ承應二年ヨリノコトナリト云リ。

江戸川 上水ノ分流ナリ。堰ヨリ東此名アリ。幅十間餘、下流小日向水道町ヲ歷テ末ハ神田川ニ合ス。堰 神田上水ト江戸川ノ分水口ニアリ。大洗堰ト號シ、御普請所ナリ。石ニテ築疊ミ、大サ長十間幅七間ノ内、水口八尺餘、側ニ水番人ノ住セル小屋アリ。○下略

——新編武藏風土記稿豊島郡卷八

小日向町在方分

小日向ノ地ハ古ヘ小日向村ト號ス。北條役帳ニ恒岡彈正忠十六貫五百七十文、小日向之内太田彌三郎二十二貫八百四十文、小日向彈正屋敷興津加賀守十二貫九百四十六文、小日向分元太田源十郎知行本住寺坊寺領二十一貫四百四十文、小日向屋敷分太田大膳知行之内ト記セリ。江戸砂子ニ昔ハ鶴高日向ト云人ノ領地ナリ。彼家絶シ後古日向跡トイヘルヲ何ノ頃ヨリカコビナタト唱ヘ來ル由記シタレド、其據ヲ知ラス。御入國以後ハ御料ニシテ正保年間ハ御代官及ヒ町年寄三人ノ支配タリ。明曆二年村内ヘ町屋ヲ起立セラレ、寛文十二年ヨリ御代官ノミノ支配ニ屬シ、元祿改ニハ小日向町ト記セリ。其後次第ニ町屋増加シテ、正徳三年町方支配ニ屬シ、十一ヶ町ニ分レテ御府内町並トナレリ。サレト其地ノ貢物ハ元ノ如ク御代官進退ス。然リシヨリ殘レル在方分ノ地五町六段四畝十五歩トナレリ。四隣、東ハ小日向松ヶ枝

町、同西古川町、牛込改代町、南ハ中里村、西ハ關口町ノ耕地、北ハ小日向水道町ナリ。東西一町半、南北二丁許、用水ハ神田上水ヲ引沃ク、檢地ハ寛文十二年野村彦太夫糺セリ。

新編武藏風土記稿 豊島郡 卷八

橋普請并溝渠疏鑿

十八日丁亥 ○天正十八年庚寅(紀元二二五〇年)八月。○丁亥、三正綜覽。 城下交通ノ必要ヨリ先ツ橋普請并ニ溝渠疏鑿ニ著手ス。廿二日辛卯 ○同年同月。○辛卯、三正綜覽。 奉行ノ任命有リ、廿四日癸巳 ○同年同月。○三正綜覽。 本町 ○市内。 西ノ土橋ヲ更メテ板橋トシ、廿九日戊戌 ○同年同月。○三正綜覽。 城下ノ橋梁須要ノ箇所ヲ調査ス。而シテ橋材ハ是ヲ秩父ニ採リ、或ハ是ヲ上州新田郡ニ採リ、普請方ニハ木原・鈴木氏アリ、日光ノ橋カケ長兵衛ヲ召致ス。溝渠疏鑿ニハ旗下ノ將士又事ニ從フ。 ○校註天

正日記。落穂集。正西開見集。

橋普請事蹟

橋普請 入國當初ノ城下開拓事業ノ一ハ、交通ノ整備ニシテ、殊ニ江戸ノ地、水郷ニシテ、江灣河川縱横タルヨリ、河渠ノ浚渫、橋梁ノ架設其急務タリシガ、二者中、先ツ橋梁架設ニ多大ノ力ヲ用キル處アリシハ、下文校註天正日記ニ歷々タリ。

十八日 ○天正十八年(紀元二二五〇年)八月。 はれる。御城下はしぶしんはじまる、ふないりほりふしんはじまる。木はら方、すゞき方二手にわかる。

木原・鈴木ハ普請方、木原七郎兵衛吉次、鈴木近江長次ナリ。

十九日 ○天正十八年(紀元二二五〇年)八月。 はれる。ふないりほりのかた、さきにすべし、はしのふしんさき、いづれか正しきと御せんぎあり、はしのかた第一といふことになる。

廿一日 ○天正十八年(紀元二二五〇年)八月。 はれる。はしぶしんことはじめ、木はらかた忠兵衛、次郎作、喜六、三之丞、市介。

忠兵衛以下五人ハ其後木原勘右衛門ニ屬シテ、地割方ノ手代トナルト、舊手代ノ説ナリ。

廿二日 ○天正十八年(紀元二二五〇年)八月。 はれる。喜太郎殿、善次郎殿、半藏殿組衆、いづれもはしの奉行仰付らるゝ也。

喜太郎ハ鐵砲頭堀内玄蕃頭利定ノ初名、○善次郎ハ高木主水正次ノ初名カ、但其物頭トナリシコトヲ聞ザレバ、或ハ其父武者奉行主水助清秀ニヤ、○半藏ハ渡邊忠左衛門守綱、服部石見守正成ノ初名ヲ半藏ト云ヘバ、二人ノ中ナルベシ。

廿三日 ○天正十八年(紀元二二五〇年)八月。 ふる。五郎右衛門紀三郎はしの事申出る、三之丞きあひあしゝとてはしの役所よりこぼる。

廿四日 ○天正十八年(紀元二二五〇年)八月。 はれる。本町のにしにて土ばしを板ばしにかけ直す、忠兵衛、喜六、五郎右衛門、四郎兵衛、これは木はらかた也。

土橋ハ今ノ常盤橋カ、然ラバ紳書ノ説ノ如ク古クアリシ橋ナリ。

廿七日 ○天正十八年(紀元二二五〇年)八月。 はれる。三左衛門殿へはしのはしら材木きり出し様御下知也。

三左衛門ハ内藤豊前守信成ノ初名カ。

廿八日 ○天正十八年(紀元二二五〇年)八月。 はれる。新太郎殿奉行にてちゝぶのをくよりはしいたきりいだす。眞田をきどの

秩父板
材橋使
用

内たかはし五郎兵衛、橋のことをよくしたると也、日光のはしかけ長兵衛もめしいださる。

新太郎ハ未詳、村田家藏古書ニ山元新太郎アリ、或ハ其人ナルヤ、疑フラクハ山本帯刀成行ノ初名ナルベシ、文祿中征韓ノ役起リシトキ、成行普請奉行ト爲テ伊豆ニ赴キ、船材ヲ採リシコトアリ、寛永系
圖ニ山
本新太郎正繼アレドモ、
是ハ同名異人ナリ。○眞田ハ、安房守昌幸ノ弟隠岐守信尹ニテ、其後徳川氏ニ出仕セリ、○はしかけ長兵衛ハ、日光ノ橋方大工橋長兵衛ノ祖ナリ。

廿九日 ○天正十八年(紀元
二二五〇年)八月。 はれる。はしかけ可申所貳百七十三あり、そのうちさしかり急に入用の分百五ツあり。

橋梁ノ多キヲ以テ、當時細流小渠ノ多カリシヲ知ルベシ、因テ按ニ府下ノ溝渠ハ悉新鑿センモノニハアラズ。舊來ノ池澤ヲ疏通シ、町割ニ從テ略其水路ヲ改メ、以テ今時ノ地形ヲナセルニヤ、蓋慶長八年ノ修造ニ大成センモノナリ。

四日 ○天正十八年(紀元
二二五〇年)九月。 くもり。御寺のやけ跡見分、殿はじめとしより衆まいらる、はしのやくしよ權右衛門、平右衛門。

九日 ○天正十八年(紀元
二二五〇年)九月。 はれる。本町のはしかけ初る、水ふかく柱の根入、土俵にてゆり入ゆ。

十日 ○天正十八年(紀元
二二五〇年)九月。 はれる。本町のはしばしらちぶの木あしく、上州にたのこほりより出る木よし。 ○秩父
○新田郡

十九日 ○天正十八年(紀元
二二五〇年)九月。 くもる。本町はし大かと出来る、土俵のこしらへ様いづのものに申付、當所のものふあんないゆへ、てまばかりかゝる。三文になは。

三文になはハ原書缺。

廿六日 ○天正十八年(紀元
二二五〇年)九月。 はれ。 ○中
本町
本橋區 のはし、大かた出来る。 ○下

廿八日 ○天正十八年(紀元
二二五〇年)十月。 はれる。大はしふしんばへ、御かゆ下さる。平右衛門 ○村
田 ほねをり御ほうび。

御褒美は、村田家譜ニ、御刀一腰、金五十片。

五日 ○天正十八年(紀元
二二五〇年)十一月。 ふる。新太郎殿より、ちぶ ○武蔵
國 の木、きり出しの敷を、うかがひ来る。 ○中
本町
本橋區

廿五日 ○天正十八年(紀元
二二五〇年)十一月。 ふる。日光 ○下
野國 の橋懸け長兵衛の子、召つれ出る。三四郎の兄なりといふ。

長兵衛ノ子ハ、村田古書ニ、長兵衛忤甚藏。

校註天正日記 關上
及本文

謂フ所ノ本町 ○市内日
本橋區 西ノ橋ニシテ果シテ今ノ常盤橋ナラバ、此頃後ノ外濠ヲ流路トスル一川ノ存在シタルコト、察知ス可シ「水深く柱 ○橋 の根入土俵にゆり入る」ト有ルヲ觀テ、其水狀ヲ推スルニ足ル。

溝渠疏鑿 是日 ○天正十八年
八月十八日。 又船入堀普請ニ著手セシコトハ、既ニ引ク校註天正日記同日ノ條ニ記載アリ、

尋デ翌十九日戊子 ○天正十八年(紀元二二五〇
年)八月。○戊子、三正經覽。 議シテ、橋普請ヲ先ニシ、船入堀普請ヲ後ニセン事又記載アリ。

而シテ同日記ニハ、復タ溝渠疏鑿ニ關スル記事ヲ見ザレバ、多少橋梁工事ニ後レタルハ勿論ナルベキモ、

天正日記十八日 ○天正十
八年八月。 ノ條ニ、木原 ○吉
次 方、鈴木 ○長
次 方ニ手ニ分ルト見エ、橋梁ノ架設ハ木原 ○吉
次 所屬

ノ者之ニ當リタルニ推スレバ、溝渠疏鑿ハ、別ニ鈴木 ○長
次 部下ノ手ニ經營セラレ、徳川旗下ノ士是ヲ助ケ

江戸町屋ノ始

遠カラズ起工ヲ見タルモノ歟。天正日記僅ニ殘闕ヲ存スルノミニテ、今其詳ナルコトヲ知ル能ハズ。而シテ舟入堀起工ノ狀ニツイテハ、校註天正日記、十八日ノ條、落穂集ヲ引キ、註シテ曰ク、

○舟入堀ハ落穂集ニ、江戸町屋ノ始リハ今ノ日本橋ヨリ道三河岸ヲ堀ラレシヲ初ニテ、夫ヨリ次第ニ竪堀、横堀ナド出來云々ト、是等ノ堀ナルベシ、按ニ、正西間見集ニ、江戸中ノ御普請ノコトモ、本多佐渡殿皆御サシヅ次第ニテハ、本多佐渡殿毎日明七ツ比ニ御普請へ御出ヒツルマ、諸大名衆不殘チヤウチン御タテ、丁場々々へ御出被成ハ。雨風雪中ニモ御ケタイ無之ハ。淨和様松平。キサイ天正十八年崎。笠間慶長六年笠間ニ移ルニ御座内、御苦勞被成ハ。我等共ハ御大名衆ヨリ尙以夜ノウチニ普請へ罷出、朝飯ハヒル比被下、夕メシハ宿へ歸、火タテ毎日被下、臥ハント存ハヘバ、大雨ノ日ハ堀ヨリ揚ハツチホリコヘナガレ入ハ、夜普請ニシガラミヲカキテセキトメ、又ハ堀ノ水ヲ釣瓶ニテ五重六重カヘアゲ申ハ。無左ハヘバアクル日ホリホルコト不罷成ハ。惣侍衆モ中間同前ニ歛取モツカウ持申ハトアリ。是ハ必シモ此歳ノコトニハ非ルベケレドモ、以テ往時ノ狀ヲ見ルニ足レリ。因テ附載ス。慶長四年二月、觸書ノ中ニ新規ノ川々ホツサ

ク、入用ハ公儀ニテ被成ハニ付、其所ニテ構ヒナシ。

當時旗下ノ諸大名ガ、公役ニ從ヒタルノ狀、瞭々トシテ見ルベシ。即チ毎朝、曉七ツ○今日ノ午前四時。本多佐渡工事現場ニ趣キ、工事ヲ督スルヨリ、諸大名又悉ク提灯ヲ立テ、部所ニツカザルヲ得ズ。風雨雪中ノ別ナケレバ、勞役ニ從フモノニ至ツテハ困苦知ルベシ。朝飯ハ晝頃、夕飯ハ歸宿ノ後給セラル。大雨等有リテ、工事中ノ堀割ニ土砂流入セントスル場合ハ、夜普請ヲモ爲サマルベカラズ。侍タリト雖モ、中間同前歛取リモツカウヲ擔ギ、勞役ニ服セザルヲ得ザリシナリ。而シテ、是等役夫ノ勞務及食費等ノ諸經費ハ、諸大

名ノ負擔スル所ニシテ、工事材料其他ノ諸入用ハ、幕府ノ支出ニカ、リ、土地住民ニハ何等負課スル處ナカリシハ、校註天正日記、慶長四年二月ノ觸書ニヨリテ註スル所ノ如クナリシナラム歟。

道三堀、ニ付テハ、別本慶長江戸圖ヲ按ズルニ道三堀○市内。有リテ、今ノ日本橋川○市内日。無シ。慶長見聞集・白石紳書以下ノ説ノ如ク、日本橋○市内日ノ架設日本橋川○市内日ノ疏鑿ヲ慶長八年ニ在リトセム乎、此時ニ於ケル内町○市内附近ノ開渠ハ、主トシテ道三堀ノ堀鑿ニ在リタル者ナルベシ。其外引續キ何邊ノ鑿開セラレシ乎ハ、世詳傳ヲ缺ク。○市街篇、交通篇及ビ河渠篇、參照。

城下市街整備

九月○天正十八年庚寅(紀元二二五〇年)。一日庚子○庚子、三正綜覽。本町通り○市内。繪圖作製ヲ命ジ、町割ニ着手セシム。蓋シ市街ノ構成上諸職業ノ配置宜シキヲ得ルト否トハ、城下ノ警備及ビ其經濟的發展ニ重大關係アル事勿論ナルヨリ、家康○德川。江戸ニ入ルヤ直チニ城下市街ノ整備ニ銳意ス。本町通り町割モ實ニ其一ニシテ、市街篇ニ詳説アリ、茲ニハ天正日記所收記事ヲ採録シテ、大要ヲ窮フニ便ス。○校註天正日記。同附考。東京地理志料。

城下市街整備 本町町割次第ニツキ傳フル所左ノ如シ。

九月一日○天正十八年(紀元二二五〇年)。はれくもる。本町通り繪圖仰付らる、四十丈ヅ、にわり可申旨、道は六丈にわり、よこ町の分四丈より三丈二丈まで所によりいろく。

町割四十丈ノ制ハ、拾芥抄ニ見エシ古時ノ四行八門ノ法ニ、町各四十丈トアルニ据リシナルベシ、今

關東首府時代

城下市街整備
本町町割
次第

範圍

ノ町地ハ明暦大災ノ後ニ改正セシ者ニテ、之ヲ天正ノ舊ニ比スレバ多少ノ差アルベケレドモ、其大概ハ猶寛永ノ古圖ヲ按ジテ知ルベシ、但此ニ本町ト云ヘルハ今ノ本町ノミニアラズ、廣ク左右ノ町々ヲ兼テ云ヒシナルベシ、○按ニ當時開キシ町々ハ、南ハ日本橋ヨリ北ハ筋違ニ至リ、西ニ常盤橋ヨリ東ハ兩國ノ邊マデナルベシ、猶附考ヲ參觀スベシ、此記ニ據レバ、先輩往々慶長八年豊島ノ洲崎ニ町ヲ立テ南海ノ四方三十町埋立云々トアルヲ、常盤橋吳服橋ノ外、乃今ノ下町ハ悉其時ノ新築ナリト云ヘルハ誤リナリ。

校註天正日記

小間大間

廿六日 ○天正十八年(紀元二五〇年)八月 はれ、忠兵衛どのすだむらへ御こし也、彦兵衛、藤左衛門まいる、市右衛門は御用にてのこる、本町のはし大かた出来る、町わり大かたきまる、小間大間といふこと、くわんとうの風也。

大間・小間ハ、後世ノ公役小間・聞小間ノ類ナルベシ。柏木成子町舊名主川本家藏古書ニ、慶長十年三月六日、御達所ニテ御達、江戸廻リ村町ヨリ人足入用出方、割合ノ不同有之由、時々争ヒ事申出ハ付、以來江戸廻リニ付ハ人足入用ハ、持地ノ組合大間ノ軒數ニ割合可申、村町限ニ拘ル事ハ、坪ノ小間ニ割合不同ナキ様申合ベシ。依テ人足入用出方割ハ大間、其所入用割ハ地坪ノ小間ト相定メ、其外ニ不時入用懸リハ達所へ申出、差圖ニヨリ其時可乞トアリ。乃此時ナルベシ。是ヨリ先天正十八年十二月廿二日ノ觸書ニハ、江戸廻リ之内古クヨリ差出居ハ人足之義ハ、只今其高ヲ不改、其儘差出可申云々、割合之義ハ享徳年中之割付帳ノ如ク、村々其居所ノ軒數ヲ以、後々争ヒナキ様可致ト。又慶長四年十二月ノ觸書ニハ、江戸町々入用出方之事、其割合ナキ故、彼是ヲ生ジハ。然レド

モ各持分地ノ多少モアリ、間數ニハ割合出来不申ニ付、以後持分地ノ二十坪ヲ入用ノ割小間トイタクシ、以後是ヲ以テ何様ノ入用モ割合拂フベシトアリ。三書ヲ通考シテ大意ヲ了スベシ。其詳ナルコトハ別考アリ。

校註天正日記

十四日 ○天正十八年(紀元二五〇年)十月 はれる。本町まぢわり、平八郎、平右衛門出る、小田原のもの三人、かれはいひぶんに付、やしきわりかへる、土藏二けんと定る。

土藏二間ハ未詳、或ハ其梁間ノコトカ。

四日 ○天正十八年(紀元二五〇年)十一月 くもる。本町の地わり少々なほる、少將様はじめて御つき、御むかひ御案内ニ大助出す。

少將様ハ結城秀康ナリ。土寇追討ノ爲、奥州ニ赴クトキ、先江戸ニ來リシナルベシ。○大助ハ、村田の從者西尾大助。

校註天正日記殘闕下

本町々割

下谷金杉上町舊名主勝田家藏古書ニ、天正十八年ノ觸書アリ云、御城内北ノ方ヨリ國分方へ此度町屋ヲ開キ、諸商ノ辨利致サセハ付、勝手次第其所エ移リ商ヒ始メハテ不苦ハ。尤御城下東ノ方モ夫々と御割渡可有之ニ付、其所ニ移リハ共勝手ニ可致ハ。此段申觸ハ事、十二月廿五日兩人所トアリ。此ヲ見レバ麴町ノ開ケシモ蓋同時ノコトナリ。紳書ニモ會テ此説アリ。國分方ハ昔、赤阪青山ノ邊ニ在リシ村名ナリ。

舊説ニ是ヲコフガヘト訓シテ、麻布笄橋ハ其遺跡ト云ヘルハ信ジ難シ。本町ノ町割已ニ定リテ、右ノ
 觸書ヲ出セルニ、當時ハ移住スルモノ猶多カラザリシニヤ、深谷記ニ左ノ一事ヲ載セタリ。其略云、
 卯年天正十中村高齋等三人深谷町ニ罷在我儘仕儀、其合手ニ武井内藏助、杉田因幡等五人ノ者江戸
 へ參、波多野若狹ト申者之處ニ宿取、茶屋四郎治殿頼入御訴訟申上云々、四郎治殿被仰ハ、深谷
 町トテ江戸ニ屋敷フトラヌカト被仰ハ、内藏助深々敷體仕取申間敷ト申ハ、因幡申ハ、一町
 被下ハヘト申ハ、神谷彌五郎殿ト申仁町へ御出被成、本町一丁目御割被下ハ。則木曾ノクレ木
 買ワカサイマタテ、七字難其儘因幡内藏助へ申ハ、我等ハ、助三郎ヲヤガテ越可申ハ。内藏助ハ善
 四郎ヲ越ハヘト申ハ、内藏助シキリニ佗言申ニ付、兩人ナガラ越不可申、宿之若狹へ永錢十貫
 文ニ賣歸申ハ。當時ノ狀以テ想ヒ見ルベシ、凡江戸ノ繁華ハ關原役後諸侯藩邸ヲ置キントキニ始リ、
 寛永中諸侯妻室ヲ移セシ以降益隆盛ヲ致セルナリ。

校註天正日記附考

十九年○天正(紀元
二二五〇年)本町及麴町の邊に市街を開かる。深谷記
神書
 江戸方角注解に、江戸内次第に繁昌して開けしあらましを考ふるに、始ハ今の大名小路邊、并に八代
 洲河岸邊、且麴町にのみ町屋ありて、其餘ハ只百姓町なといふもの僅に建しと見ゆと云るはさること
 なれと、深谷記天正十九年に本町の名見え、家忠日記同二十年に傳馬町見へ、町年寄喜多村家藏文書
 同年に連着町見えたるを以て推考をれハ、本町以下既に町割ありしこと明かり。麴町の開けし年代ハ不詳なれ
○細書に麴町は御打人の時に
開かれしにて山王祭にも第一に十二町
の笠鉦を渡す也とある故姑く此に係く。

東京地理志料

八重洲河岸
邊漁家

是頃○慶長十八年(紀元
二二五〇年)八月。八重洲河岸○市邊ニ漁家アリ、江戸浦ニ於テ漁業ニ従事ス。○落
穂集。

参考落
穂集。

八重洲河岸
邊漁家事蹟

八重洲河岸邊漁家 當時、八重洲町邊ハ、入海ニ臨メル獵師町ニシテ、時人魚ヲ購ハントスルヤ、此地漁
 家ニ之ヲ求メタリト云フ。其隣地ニシテ、西ノ丸ノ堀ヲ掘リタル揚土ヲ以テ填築セシ日比谷町ノ稱モ、實
 ニ漁業ニ使用スル漁具「ひゞ」ヨリ出ヅト傳フ。而シテ彼等漁民ノ漁場ハ、品川表及ビ深川裏ニシテ、既
 ニ攝津漁民ノ江戸移住以前ヨリ江戸浦ニ於テ漁業ニ従事シタル者ノ如シ。

○上右之太兵衛語り候ハ、御入國の節も、只今外櫻田御門の立候所ニハ、大き成扉なしの木戸門立て是
 有、名をハ小田原御門と申候。只今のやよすがしの邊ニハ、獵師共の家居有之、肴などかい求め候節ハ、
 右の獵師共方ニテ相調へ申たる事に候。御入國の翌年あたりの事かと覺へ申候。長雨の以後、大南風の
 吹候義有之。其節高汐揚、件の獵師町へ水つき候故、獵師共船に妻子を乗せ、家財を取つミ、只今馬
 場先御門内に成候あたりの畑中に有之候大木共に船を津なぎ、食事杯を調へ罷在候を、御城へ御番に上
 り候迎、見懸候由、其後御新城出來、次に西の御丸下の御曲輪杯も出來、外櫻田御門建候砌、此御門の
 義、向後ハ外櫻田御門と可申候。小田原御門と申義ハ停止の旨、頭申多急度被申渡候由。同く小木曾
 申候ハ、惣て西の御丸下の義、地高に有之候處に、西の御丸の御堀なども堀れ候ニ付大分の餘り土有
 之、獵師町邊の茨原の義ハ大形築地の如くに成、獵師町の義も程なく一つゝきの町屋となり、肴屋其外

關東首府時代

五五

肴屋

八重洲河
岸漁家

町ひや

種々の賣買物杯も有之所の名を、ひや町と申、殊外繁昌仕候所に、其以後又御曲輪内と成候節、只今のひや町へ引申候由、是又小木曾申候也。略。

落穂集上

ひ

ひといふものは、ひと網など唱ふ。正字は無之、漁人詞敷。その製、海中に枝付の竹或裁り竹をならべ置て、尤風雨の大浪に破れざるやうにしつらひ、口を一所あけをく、魚どもおのづからに入る。去かれども魚ども入るは入れども、出る事ならぬやうにこしらへたるもの也。凡登りやななどいふ。この類の製その法同じ意なり。

江城下御繁花に付て、品川武藏國表・深川市裏等、此ひと其數幾千に及びゆへ、上總及び三浦相模國本牧武藏國等の漁獵少くなりゆへに、かの浦々のものども愁訴年を経、ことに一とせ大水にて、そのひと悉く浪にとられゆより、打つときまつらひゆも悉く浪よとられ、終る再興なりがたく、斷絶せしもの也。今も品川浦武藏國邊に葉付の生竹を水中に搖籠て、春の苔を取るをひと竹といふ。然してそのむかしひとかせぎいたしゆ獵師ども居ゆ間、ひとやといひしもの、此所市に在て、終る移し出されしが、今芝口のひとや町市なり。

参考落穂集

〔附記〕 内海警備

附記 内海警備 船奉行 命 船改

九月天正十八年家康德川向井正綱兵小濱景隆伊間宮高則酒千賀某孫ヲ船奉行トシ、相州三崎浦ヲ扼シテ、内海ヲ警備シ、海上往來ノ船舶ヲ改ム。寛政重修諸家譜。新編武藏風土記稿。

徳川家康入テ關東ヲ領スルヤ、向井正綱以下ヲ船奉行トシ、相州三崎ヲ扼守セシム。

正綱兵向井

この年天正十八年關東にうつらせたまひ、相模・上總兩國のうちにをいて二千石をたまひ、向井五左衛門政良、同權兵衛某、同權七郎某、渡邊五郎作某を隊下に屬せられ、同心五十人を預られて、御船奉行とかる。中略。大坂兩度の御陣ニは、相模の海邊を守り、三崎をよひ走水等に住す。寛永諸家系圖傳

天正十八年關東御入國のとき御加増ありて二千石となる。其頃秀次(豊臣)より大權現(徳川家康)へ船三艘まいらせらる。時、三艘のうちにてよき船を正綱にあづけられ、御乗船となる。(國一となく)。高麗陣のとき御跡より名護屋までまいるべきむね大權現御説により、なご屋へ赴き、御歸陣のとき、國一御乗船となる。慶長五年關ヶ原御陣のとき、神奈川より金澤まで國一に乗せたまふ。下見。

景隆孫小濱

この年天正十八年關東にうつらせたまひし後、千五百石を加へられ、相模・上總兩國のうちにをいて、すべて三千石を知行し、相模國三崎に居住し、慶長二年九月七日死す。

高則成助間宮

東照宮につかへたてまつり、御船手をつとむ。天正十八年小田原陣のとき、小濱景隆とともに仰をうけたまはりて、里見か兵を押へむがため、海邊を警護す。關東にうつらせたまふのち、相模國三浦上總國望陀二郡のうちにをいて、もとのごとく千二百石を知行す。

寛政重修諸家譜

天正十八年東照宮關東ニ移ラセ給ヒテ、九月向井兵庫頭正綱・小濱伊勢守景隆・間宮造酒允高則・千賀孫兵衛等仰ヲ奉ハリテ、船奉行トナリ、此地相模國三浦郡三崎ニ在テ海上往來ノ船ヲ改ム。

關東首府時代

御船手

家康之米價

十月○天正十八年庚寅廿日己丑○已丑、三正綜覽。家康○德川自ラ米ノ賣買ヲ決ス。○天正日記。東照宮御實紀。

家康之米價
統制事蹟

家康ノ米價統制 當時ノ家康ハ、自ラ財政ノ大綱ヲ握リ、後年ノ勘定所ノ職制未ダ備ラザリシ時期トテ、米賣買ノ如キモノ々ニ其裁斷命令ヲ待チテ行ハレタル者ノ如シ。

米價

天正日記天正十八年十月廿日ノ條ニ、
廿日、はれる。伊豆の上米百文に七升と申、うり可申哉と申、御下知まづ見合ひへと也。

小田原陣ト米價

ト、即チ上記米價ハ京錢四貫文ニ貳石八斗、金子大判一枚ニ貳拾八石ニシテ頗ル高價ナリシト思ハル、ハ、同上日記、同年六月廿四日ノ條、米價黃金一枚ニ四十石二斗(小田原相場)トアリ。同年拾月十七日ノ條ニ、米、判金ニ卅五石ノ記事アルニ照合シテ明カナリ。然ルニ家康ノ下知トシテ賣却ヲ見合スベシト言ヘルハ、按ニ關東入國後日尙淺ク、不時ノ用ニ供センガ爲メニハ米穀ヲ常ニ集中シ置クノ必要アリ、敢テ目前ノ利ヲ度外視シタルモノ歟。以テ家康ガ經濟ニ關シ細心ノ注意ヲ拂ヒ且卓見ヲ有シタルヲ窺フベク、東照宮御實紀所載小田原陣ニ於ケル米價調節ノ記事ト合考セバ、思ヒ半ニ過グルモノアラム。即チ左ノ如シ。
小田原長陣の事ゆへ、米價踊貴してやまざれば、いゝとて此價を低くせんといふ。君何ほども高くかへと上意なれば、そのどくせしに、小田原は米價高し持ちきてうれとて、海陸より我先にと競ひ集り、俄に米價低くなりしとか。まゝ伊奈熊藏忠政御前へ出しとき、此度去年より御領中の米豆貯ふべき命ありしゆへ、重ねて用意し沼津まで運輸し置ぬ。この地に來りて承れば、山中の價も江尻沼津と同じ様なり、さればはるゝ運費をかけんよりはと存じ、この地の米を買求めぬ。かほど合點のゆかぬ儀は侍ら

行徳鹽輸入

すと申也。君こは長東大藏政家がもる事なれ。大藏はさして武功はなきが、萬事に才幹あるものゆへ、秀吉が意にかなひ追々拔擢せられ一城の主にも成たれ、惣じて國の主たるものが、常に物事節儉にして浮費を省くは、事あるにのぞみ用度の不足なからしめんが爲なり。さるを常に儉約にして、事あるにも慳悛ならば、金銀米錢は何の用をかまべき、土石にも劣りたるものなれ、汝そが職にありながら、かゝる事に合點の至らぬといふは、我も又合點がゆかずと仰られしとぞ。(古人物語、天元實記)

行徳鹽輸入

是頃○天正十八年庚寅德川氏江戸ニ鹽ノ供給ヲハカラムトシテ、江戸ヨリ下總國行徳

ニ至ル鹽路ヲ開鑿セシム。○事蹟合考。地方凡例錄。參考落穂集。武州文書。大日本地名辭書。新篇武藏風土記稿。江戸名所圖會。

行徳鹽輸入
事蹟

行徳鹽輸入 家康○德川天正十八年江戸ヲ得ルヤ、地東京灣ニ面スレドモ、沿岸製鹽ノ事振ハズ、且ツ得ル處ノ鹽モ良質ナラザリシヲ以テ、下總國行徳ヨリ其製鹽ヲ府内ニ輸入スル計ヲ樹テ、舟路ヲ開鑿シテ、其用ニ供フ。

行徳鹽路之事

一神君天正十八年、御入國被遊ひ。不日に行徳の鹽路濱へ船路の通路早速被仰付、堀通し可申旨、たちまち船路出來いたし申、これ今の高橋通りなり。これは甲州武田信玄、動もすれば小田原より鹽留に逢ひて、國中上下ともに難儀いたしゆをもつて、神君迅速に、行徳の鹽、江戸入ゆよしをなさしめ給ふ。

事蹟合考ニ

行徳鹽

南川語テ曰、神君天正十八年御入國被遊ひと、不日ニ行徳の鹽路濱へ、船路の通路早速被仰付、堀通

關東首府時代

六郷大師
河原製鹽

磨芥處
分

人燒場
おんぼ
う堀

し可申旨被仰付、たちまち船路出来いたしゆ。是今の高橋通あり。是は甲州武田信玄、動もすれば小田原より鹽留に逢ひて、國中上下ともに難儀いたしゆをもつて、神君迅速に行徳の鹽江戸入自由をなさしめ給ふ。されば今日に至て、江戸は行徳の鹽を以て第一と用ひゆ。元來江戸浦泥濱にて、鹽を焼くに叶ひあたく、ことに至極邊土の葦いりなるゆへなり。行徳の鹽は、凡千年の餘に及びて焼ゆよし。此鹽利根川筋を吾妻領碓氷峠の下迄養ふ也。尤此鹽は、手藁には入れず、椎實尻の指渡し貳尺計口の廣さある籠にて通用するあり。又御入國以來、専ら同國同じ入海の西浦六郷大師河原等に焼くもの、下鹽なる行徳につゞいて江戸を養ふ也。是皆神君の御下知に出ゆ處ありと云々。古老云、本所柳島數代の名主並井次郎左衛門父一睡なり。行徳船路筋、御入國の初め迄、荒川の末今兩國川三股の東は、元來本所領の南方龜高村と云ふ郷也。今も尤彼云。河水一流昔有之、其南の方は葭沼の足入にも廢り場の人家もなき磯邊なり。依之彼堀通しの時、中川の角にて、見切の番所を居へ置れ、女人の往來第一、其外紛れ者等相改ゆ處、江戸中芥日々取拂船にて彼龜高村南の方へ捨ゆゆへ、年々につみ累りて、終にほうろく新田、砂村新田を初、八左衛門新田、治兵衛新田、大塚村坏とて、その開きたる土人の名を以て村名とするもの、至今十二ヶ村あり云々。ほうろく新田の内には、修誓寺とかやいふ寺も二ヶ所あり。元祿六年許の頃あり、此寺にて僧一人入定とて、生をあら土中に入て、土を被り終りたるもの、正しく予弱年の日彼所に至て其老僧が様子を見たる也。如斯日を追ひ年を重ねて、彼すたり場豊饒の村里とあり、剩へ人燒場迄出来、通用の小堀共堀通じ、その人燒場の前通りは、おんぼう堀とて、東の海邊へ出るに便りよき閑道出来たり。扱又此所の北より南へ一流の川水を何とて中川といふとされば、西に兩國川、東に利根川、川上にては坂東太郎といふ。此邊にては松戸川といふ。上州利根郡

より出るゆへ
みね川といふ。 その中間に流るゝゆへに中川といふ。まれ葛西の猿ヶ股の流れ也。今御留所ある東船堀、堀江、猫さねを、川幅三四五間に行徳迄通るものは、是彼御入國の年堀とをされしもの也。

——参考落穂集

斯ク小名木川ハ入國當時ノ工事ニ成ル者ノ如ク、其説ニシテ信ナラバ、文政町方書上海邊大工町○市内。茶船持主解下宿渡世之者由緒に、寛永○紀元二二八四年一三〇三年ノ頃小名木川御堀云々ト有ルハ、誤ナルニ似タリ。○市街

小名木川ノ疏鑿ノ目的ガ、下總國行徳製鹽ノ江戸輸入ニアリタル事ハ上掲參考落穂集記ス如ク、元來江戸灣ガ泥濱ニシテ製鹽ニ適セザルニヨリ、家康入國ニ當リ、鹽ヲ得ルノ道ヲ講ゼンガタメ、行徳鹽輸入ノ必要ヲ感じ、且ツコレガ輸送ヲ便ゼンガタメ、小名木川疏鑿ヲ計畫セン事モ、當時陸運ノ不便ト、ソノ機關備ハザリシニ依リ、大量ノ物貨運輸ニハ、水運ヲ利用セザルベカラザリシ状態ヨリ推シテ又極メテ妥當、適切ノ所置ト云ハザルベカラズ。既ニ都府ヲ經營シ、且ツ此地ニ居城セントス、士人工商ノ集中ハ必然ノ勢タルノミナラズ、一旦緩急アルノ日ニ備ヘンガタメニハ、米鹽ノ供給ヲ圓滑ナラシメザルベカラズ。家康方夙ニ茲ニ着眼シ、行徳鹽ノ江戸輸入ノ爲ニ、小名木川ヲ疏鑿シ、永遠ノ計ヲ樹タルハ、詢ニ卓見ト言ハザル可カラズ。

鹽濱。

同所○行海濱十八箇村ヲ涉れりと云、風光幽趣あり。土人云、此鹽濱の權輿は最久しく、其始をしらすといへり。然も天正十八年關東御入國の後、南總東金へ御遊獵の頃、此鹽濱を見そをせられ、船橋御

殿へ鹽燒の賤の男を召し、製作の事を具に聞し召され、御感悦のあまり御金若干を賜り、猶末永く鹽竈の煙絶を營て、天が下の寶とすべき旨鈞命ありしより、此以來寛永の頃迄ハ大樹東金御遊獵の砌ハ、御金杯賜り、其後風浪の災ありし頃も、修理を加へ給はるといへり。事蹟合考云、此地に鹽を燒事ハ凡一千有餘年にあま
る由みゆ、今の小奈木川是なり。

此地の鹽鍋ハ、其製他に越、堅強にして保事久しとそ、東八州悉く是を用ひて食料の用とせ。

——江戸名所圖會二十

下總行徳領鹽濱由來書 力石雜記

行徳領鹽濱之義、元來上總國五井と申所に在り古々鹽を燒覺え、家業之様に致しを、行徳領之もの近國之事故、折節罷越見覺ゆる、當時十四ヶ村之内、本行徳村、欠眞間村、湊新田村三ヶ村之もの内習候て、行徳領村附遠干潟砂場之内を見立、鹽を少々充燒習ひ、其節は渡世に仕ゆ程之義には無之、自分遣用迄之鹽を燒い處、近所之百姓共段々見習、燒方を覺、他所えも出しゆ得共、其節は鹽年貢と申もの無し。

權現様○徳川家康關八州御料地に罷成、東金へ御鷹野に被爲成ゆ節、行徳領御通行之砌鹽燒ゆを御覽被遊甚御悦喜被遊、鹽之儀は御軍用第一之事、御領知一番之寶と被思召ゆ。隨分百姓共出精仕ゆ様、鹽燒百姓共野先に被召出上意有之金子等被下置、打續

台徳院様○徳川秀忠も右之通上意有之、其節も段々百姓共も鹽稼を覺、出精仕ゆに付、金子三千兩之拜借被仰付、鹽を以年々返納仕ゆ。

大猷院様○徳川家光御代ニは上方多段々鹽をも船廻しニ差下ゆ得共、行徳鹽之義ハ、江戸御城中ニ有之も同様之義、御軍用御要害御手當罷成ゆ間、出精仕ゆ様ニ可仕旨、是又東金に御成之節、行徳領近所船橋村に御殿も有之、鹽濱百姓共御庭に被召出、鹽濱稼出精仕ゆ様、上意有之、金子貳千兩拜借と申被下置ゆ。右之通上より段々御手當被仰付、夫食等も被下置ゆ故、百姓共勝手にも罷成、段々鹽濱繁昌、百姓家居等も相應ニ仕罷在ゆ。故ニ鹽濱年貢御代官多申付ゆ。然共鹽濱之儀六月、七月暑氣強御座ゆ節、第一に相稼、八月、九月、十月頃は稲作之取收百姓手際なく、十一月、十二月、正月、二月、三月は鹽之垂ゆ事滴少く、漸仕當一そいニ罷成ゆ。四月、五月は例年雨天打續鹽垂百姓男女共に手を空く仕罷在ゆ。鹽之義一日雨降ゆへば休日三四日照續不申しては鹽稼不罷成ゆ。其譯は潮を汲ゆ砂へ潮をうち、其砂をさる籠ニ入、下ニ桶を置其上へ潮水をかけ、鹽水をぬらし、其水を鹽竈ニ入、燒立申ゆ。鹽やき立ゆニ、松葉ハ下直にあたりゆへ共鹽之出來方あしく、色も黒く罷成、各別下品よて鹽のきよめ薄く御座ゆ。かや木も多燒立ゆへば、各別鹽之出來方宜御座ゆ。然共かや木ハ直段高直ニ御座ゆ。

右之通行徳領鹽之儀は、江戸御城下武家町家をまじめ關八州上下之要用に罷成ゆ御軍用第一之御重寶にて、兵糧同事と申儀ニ有、隨分百姓共勝手ニ罷成、鹽燒百姓一人よても多罷成ゆ様ニ權現様○徳川家康台徳院様○徳川秀忠大猷院様○徳川家光御代多取計、年々鹽濱稼之様子ニ應じ、雨天打續又風波等ニ有稼方減しゆへば、鹽濱年貢引方相立來申ゆ、田畑之取計と違ひ申ゆ。勿論年々寄鹽濱稼方天氣好、夏中夥敷鹽出來、直段下直ニ罷成、却多鹽燒百姓勝手ニ不相成年ハ、右之鹽公儀に御買上被仰付ゆて、直ニ郷藏に詰置、直段見合、御拂ニ申付、御買上之金子即返納仕ゆ、私支配之節、享保年中御買上をも被仰付ゆ。

右之通譯ニ有、享保六丑年大水ニ有鹽濱荒地多分出來仕_レ處、有德院様達上聞、鹽濱古來之譯、有馬兵庫頭を以御尋有_レ之付、古來之譯前々御代々上之思召申傳_レ趣、私支配所之義故申上_レ處、鹽濱繪圖面を以、有馬兵庫頭、加納遠江守兩人立會、御白書院後於御廊下御尋有_レ之付、御普請被_レ御付可然段申上_レ處、御聞ニ達、有德院様○徳川吉宗上意ニも、御軍用第一之儀、其上廻船ニ有上方より鹽相廻_レ得共、萬一海上風波打續廻船相滯_レ節、行德領之鹽ニ有諸人上下之介ニ罷成_レ間、早々御普請申付_レ様被_レ仰渡同七寅年之春、右鹽濱堤入堀等之御普請金千兩餘之御入用ニ有御普請被_レ御付、鹽燒百姓共勝手ニも罷成、尤荒地も大分立返_レ御益筋も有_レ之。通例田地御取箇之取計と違、御損德之譯ニ拘_レ不申、何れ之道にも鹽稼取續、鹽之出來方罷成、百姓相續仕_レ様ニ取計_レへと、有德院様上意有_レ之年々吟味委細ニ仕、引方等行届_レ様ニ仕_レ。何程鹽多燒出_レとて、田作方米方と違、鹽濱年貢一反之取永相増_レ義は、不罷成_レ、不稼之年も、其年之天氣合不宜時節を考、實ニ燒出_レ鹽少く尤直段合迄逐一ニ遂吟味定永年貢之内を申立、引方申付_レ。如斯引方申付_レ事、其年御損失之様御座_レ得ども、年柄惡敷不稼ニ有_レ得_レ引方も被_レ下_レと申して百姓共荒濱起返_レを第一ニ仕自然と荒地起返御徳用罷成_レ年柄惡敷_レても引方不申付_レ得ば、宜場所之鹽濱をも荒地ニ打捨置、自然と荒濱引方相願申_レ有、年々荒濱多罷成、荒地引出來、却_レ御損失罷成_レ。

右之通行德領鹽濱古來之譯有德院様御尋有_レ之、様子承_レ申上_レ處、江戸表武家町方平日之助ニ罷成、御軍用第一之義、鹽濱之分は無年貢も可被_レ仰付程之思召_レ得共、左_レ有_レハ百姓共奢之心生_レ、後々鹽稼未熟ニ可罷成_レ間、油斷も不仕又取續も致能様ニ心を附、取計_レ様に可申付_レ旨、有馬兵庫頭、

加納遠江守兩人立會、於新部屋享保八卯年八月廿一日上意之趣被_レ申渡_レ。右は行德領鹽濱之儀、御聞合ニ付、書留置_レを寫進し申_レ。以上。

明和六丑年八月

小宮山 奎 進

— 江戸

鹽濱及年貢

鹽濱及び其年貢ニツキ、地方凡例錄記スル處ハ、左ノ如シ。

鹽濱之事

一鹽濱ハ海アル國ニハ何處ニモアレドモ、又鹽ニ成ヌ鹽モ有テ、鹽ハマ無キ海邊モ多シ。鹽ハマ願出_レバ、田畠新開同然、大繩反別分間ニテ相改、畝下年季吟味致、ハマ相應地代金モ納サセ、年季明檢地致シ、仕形ハ田畠檢地ニ替ルコト無、持主限反別ヲ改メ、餘歩モ田畑同様ニ差加へ、上中下三段ニ位分ケ致ス。位ノ見分ケ様ハ濱ノヤウス、浪當ノ模様宜敷、浪荒モ無平ラカニシテ、鹽ノ干加減迄宜キヲ上トシテ、其次ヲ中、又潮際度々普請等モイリ、地面モタカ低クアル場所ヲ下トス。汐ヲ引入ル大溝ヲ掘_レ夫ヨリ濱中ニ小溝ヲ立、濱ノ内ニ凡一段歩ニ井戸六ツ七ツ宛掘ル。是ハ汐ヲ干上テ鹽ヲ垂ル處ナリ。深クハ不掘、此溝敷井戸敷ハ反別ノ外ニ除ク、尤海ノヤウスニヨリ溝モナク、海ヨリ直ニ汐ヲ汲ミ、一面ニ掛ルハマモアリ。國々所々ニテ少シヅ、ノ違ヒアリ。燔方鹽釜ノ仕カタモ所々ノ仕來リニテ、少々ツ、ノ違アリ。

一鹽濱ハ反別計ニテ反高場ニ入_レ、村タカニハ不結、乍去古ヘハタカ入ニ成タルトコロ有ニヤ。古キ濱ニハタカ入リニ成、鹽年貢本途ノ内ニ入タルモ見ユル。近年新鹽ハマハ都テ反ダカ也。

一年貢ハ上濱凡永五百文位、中三百五十文、下二百文程納ム。大概百五十文下リニ附ル。尤鹽ノ儀海ニヨリ格ベツノ善惡有テ、至テ惡キハ鹽辛キ有、苦キ有、味甘キアリ、播州赤穂ノ鹽等味ヒ能クテ利強ク、最上ノ鹽トス。ハマニモ善惡アリ、又出キ上リノ多少モアリ、故ニ年貢モ國々同様ニハナシ。關東ノ鹽ハマ年貢大ガイ右ノ當リ也。何レニシテモ島年貢ヨリハ餘程タカク附ルコト也。年貢ヲ鹽ニテイタシ、正納ニナレバ、金拾兩ニ何百俵ト直段吟味ノ上正納申ツケル。下總國行徳五位邊ノ正納鹽ハ、金十兩ニ五斗入二百俵、近來ノ定直段也。風雨等ニテ波荒・缺等アリ濱損ズレバ、見分ノ上年貢引方申附ル。普請成就致シ元ニ復シ、反別減少ナケレバ、定ノ通上納申附ル事也。

地方凡例錄卷二

鹽荷押

當時、鹽ノ供給方、重大ナル問題ナリシハ武州文書中、天正ノ頃ノ古文書ニ鹽荷可押所定事ト云ヘルアリ。是レ鹽荷ノ出入ガ所ニヨリテ限定セラレ、自由ナル輸送賣買ヲ制抑セラレタルコト有ルノ著例ナリ。

小前田新田村百姓兵五郎所藏六通之内

鹽荷可押所定事

栗崎・五十子・仁手・今井・宮古島・金窪・かな川境傍示ニ可取之ハ、然ハ深谷御領分榛澤・沓かけ・ねき・あなし・十條きつてまゝ荷おさへい事、かたく無用、爲其重多申出者也、如件。猶以半手ニ忍御領分にて少も不可致狼藉以上。

十二月朔日(北條氏邦朱印)

長谷部備前守殿

武州文書十六之三

略。

大日本地名辭書

栗崎○武藏國
見玉郡今泉村の大字とす。天正の頃、此に傍示ありて、鹽荷を抑留せり。

江戸行徳間ノ陸路及水路

今、江戸行徳間ノ陸路及ビ水路ノ關係アルモノヲ擧グレバ左ノ如シ。
行徳船場

大江戸小網町三丁目行徳河岸といへるより此地まで船路三里八丁あり。房總の驛路として旅亭あり故ヨ行人絡繹として繁昌の地あり。殊更正五九月ハ成田不動尊へ參詣の人夥しく賑ひ大方ならず。

江戸名所圖會二十

行徳道ハ江戸ヨリ深川小名木川通り猿江大島平方ノ村々ヲ經テ小名木村ニ到リ中川關所前船渡船堀ニノ江今井船渡對岸下總國行徳領ナリ。又元佐倉道トテ本所堅川通り龜戸逆井渡ヲ涉リ小松川村小名四ツ又ト云處ヨリ兩路ニ別レ左シテ下總國市川村ニ達ス。右スレハ今井村ニ出テ行徳町ニ達ス。二道共ニ郡ニ係ル事三里餘、又龜戸葛西川村ヨリ平井渡ヲ過テ前路小松川村内四ツ又へ達スル路アリ。爰モ行徳道ト稱ス。

新編武藏風土記稿 葛飾卷一

利根川 附權現堂川
江戸川 國界ヲ流ル、水元上野國利根郡ヨリ出ルヲ以テ此名アリ。總テ郡中○葛飾郡ノ川々多クハ

此川ノ支流ナリ。世ニ利根川ヲ坂東太郎ト號シ、六十餘州、三大河ノ一ニ居ル實ニ故アリ。此川北ノ方埼玉郡中新井村ト下總國葛飾郡中田宿トノ間ニテ、上利根川ト渡瀨川合流セル所ヨリ以下、當郡○葛飾郡關東首府時代

ニ係リ、ソレヨリ栗橋關所房川渡ヲ南流シ、幾許モナク二派ニ分レ、東ノ方下總國中へ流ル、ヲ赤堀川ト呼ヒ其下流中利根下利根等ノ名アリテ常陸國銚子浦ニ達ス。一派ハ猶國界ヲ南流シ、權現堂村ニ傍テ東南ニ屈曲スル故、此邊ヲ權現堂川ト呼ブ。其灣曲ノ所水勢勵シ、故ニ大堤ヲ築テ防禦ス。長五百間、高一丈八尺、最堅固ニ造ル。是天正四年始テ築ク所ナリト云。夫ヨリ吉羽木立惣新田等ヲ歷テ、下總國關宿ニ達シ、同國庄内領中ヲ斜ニ南流スルコト六里餘二郷半領丹後村ニ至テハ再ヒ當郡○葛部ニカ、レリ。此川昔ハ今ノ庄内古川ノ筋ヲ流レシニ後年水流ヲ改メシ事ハ古川ノ條ニ辨ス。丹後村ヨリ猶南流シ、松戸・市川・今井ノ渡ヲ歷テ葛西領長島村ト下總國堀江村トノ間ニテ海ニ注ク。川幅ハ栗橋渡邊ニテ三百間許ナレト平常ハ二百間ニ足ラス。權現堂村ノ邊ニテハ百五十間許丹後村以下モ廣狹一ナラサレト大抵百間餘ナリ。此川關宿ヨリ下ヲ江戸川ト稱ス。コレ常陸・上野・下野・下總等ヨリ江戸通船ノ路ナレバ此名アリト云。又古名ヲ太井川ト云、僧仙覺ガ萬葉集抄下總國ノ歌ノ註ニ葛東・葛西ノ間ヲ流ルト云モノ是ナリ。

新編武藏風土記稿葛部卷一

小名木川

慶長年中疏通セシ川ニテ、當時小名木四郎兵衛ト云者、其事ニ預リシ故名ツクト云。按ニ事跡合考ニ、天正十八年八月御入國ノ後不日ニ命アリテ、行徳ノ鹽濱マテ船路ヲ疏通セシメラル。今ノ高橋通是ナリト云。サレハ慶長ヨリ前既ニ出來セシニヤ。淺草川ヨリ深川ヲ東西直流ニ通シ、中川番所前マテ長一里十町餘アリ、川幅ハ二十間許ナリ、正保ノ國圖ニハ、ウナキサヤ堀ト記ス。

新編武藏風土記稿葛部卷一

船堀川 附新川

小名木川ノ續キニテ、中川ヲ隔テ、東ノ方小松川村ト東小松川新田トノ間ヲ流レ、船堀村ノ南ニ添テ、二之江・桑川兩村ノ間ヨリ江戸川ニ入、川路一里二十町、川幅小名木川ニ同シ、是モ同時ニ疎通アリシ川ナルヘシ。此川及小名木川ヲ通シテ或ハ行徳川トモ呼フ。江戸川ヨリ行徳ニ達スル船路ナレハナリ。又此川ノ東ニ之江村小名三角渡以東ヲ新川ト稱ス。此川昔船堀川渡口ヨリマ、北ニ折テ二之江村ノ内ヲ流レテ江戸川ニ達セシヲ寛永六年今ノ如ク堀割アリシユヘ、新川ト呼ナリ。古川モ今猶二之江村ニ存セリ。

新編武藏風土記稿葛部卷一

古利根川 附古川

此川モ古ハ大河ニテ埼玉郡ト當郡○葛部トノ境川ナリ。下流今ノ古隅田川ト稱セル流ニ通シテ淺草川ニ續キシ事ハ既ニ隅田川ノ條ニイヘリ。マク中古以來今ノ中川及江戸川ニモ合流セシナリ。埼玉郡向古河村ニ傳フル北條氏照文書ニ、八甫ヲ上船ハ商船三十艘ニ及ノ由申其直ニ彼船モ上候條別ニ咎コレナク候ノ條、早々戻サルヘク候、八甫ノ儀ハ當知行ニ候然ヲ無體ニ他ノ船通スヘキ子細ニコレナク候トアリ。八甫ハ今モ此川ニ邊セル村ナレバ、當時商船ナト多クツトヘル大河ナリシ事推テ知ラル。

新編武藏風土記稿葛部卷一

本町○市内南の地に汐留といふ所あり、至于今、往年より鹽商人あまた居住して、甲州迄も此所より鹽を賣遣す也。傳へ言ふ、御入國の砌、鹽商人壹人此所に居住致しゆが、權現公○徳川家康御馬にて此邊を

御ありき被遊い節、此者に被仰付い。其方に此所くれい間、随分勢出し垣をいたし、人々をも置て、得分にいたせとありしに、此鹽賣申いは、難有はいへ共、鹽をいたせくと有之いにはこまりいと申上い由、彼所の口碑に在と云々。

——参考落穂集

町奉行職起

江戸町政ヲ司ル町奉行職ノ職原モ亦、是頃ニ起レリ、爾來、江戸ノ施政一般ハ斯職ノ管掌スル處タリキ。○近代諸士傳略。譜牒餘錄。寛政重修諸家譜。藩翰譜。江戸幕府職官考。國史大辭典。東照宮御實紀附錄。當代記。續武家補任。武家職役傳。板倉系譜外傳。流芳錄。累代武鑑。市尹要覽。柳營補任。慶長以來御役人代々記。御役人系圖。市尹秘錄。享保撰要類集。天保撰要集。家忠日記增補。慶長見聞集。御役人代々記。吏微別錄。江戸町奉行の事。武家職號。柳營秘鑑。東職記聞。明良帶錄。職掌錄。古事類苑。御府内考。

町奉行職起源 已ニ江戸城下ノ市街トシテ經營セラル、ヤ、其ノ町政ヲ主管スル者ヲ必要トシ、江戸ニ於ケル町奉行職茲ニ起原ス。蓋、奉行トハ上命ヲ奉ジテ下ニ之ヲ行フノ義、町奉行ハ其職府内民政ヲ掌理スルニ依テ其稱アリ。即チ府内人民ノ訴訟ヲ聽キ、又其非違ヲ檢察シ、工商其他市政ヲ總理ス。茲ニ於テカ其權、府内ノ行政、司法及ビ警察ニ關スル一切ニ亘ル。然レモ當時ハ庶事草創ノ際トテ、町奉行ノ名稱モ未ダ定ラズ、「町ノ御代官」ヲ以テ稱セラレタルガ如ク、其任免更迭ノ如キ就職解任ノ時日ノ如キ記載頗ル錯雜曖昧ニシテ、江戸町奉行ノ權輿ノ如キ其人ヲイヅレトモ斷定シ難キニ似タリ、以下疑ヒヲ存シタル儘、關係資料ヲ左ニ列擧ス。

町奉行職起源

一、天野康景ヲ初代江戸町奉行ト爲スノ史料

天野康景

天野三郎兵衛康景、天正十八年○紀元二五〇〇年。小田原陣ノ後、東照公○德川家康。關東ヲ領知シ給ふ時、下總國ニテ三千石ヲ賜ヒ、又江戸ニテ奉行役ヲ致ス。

——近代諸士傳略

於參州、高力與左衛門○譜・植村庄右衛門・天野三郎兵衛○康三奉行仕い。於遠州、高力與左衛門○譜・本多作左衛門○重・天野三郎兵衛○康三奉行仕い。於駿州者、天野三郎兵衛○康。壹人被仰付、其後榊原式部大輔○康・本多中務大輔○忠に被仰付い。關東御入國、於江戸も、三郎兵衛○天野計にて奉行仕い。其節八王子城○武藏國。受取に被遣に付、御役板倉四郎右衛門○勝。え相渡申い事。○天野源五右衛門書上。

——譜牒餘錄

康景○天野

初景能、又五郎、三郎兵衛、母は某氏。

天文六年三河國に生る。十六年○天。東照宮尾張國に渡御のとき、康景等わづかに三人御小性となりて扈從す。一時に十歳。十八年○天。駿府よりうつらせたまふにしたがひたてまつり、永祿六年一向門徒の亂に康景は其宗門たりといへども、これをあらため無一の御味方に候して、賊徒馬場小平太某を討取、のち

三河國東條の城はじめて御手に屬す。康景命をうけて城をうく。これより嘉例となりて城をうけるとる事凡十五度よをよぶ。八年○永。康景高力與左衛門清長、植村庄右衛門正勝寛永高力式部長民が家の系圖、本多作左衛門重實が家の真享呈譜をよび諸記

關東首府時代

行と稱す。のち濱松にては正勝をのぞき本多作左衛門重次を加へられ、駿府城にうつらせたまひてのちには康景ひとりこれをつとむ。略中十八年^{○天}太閤北條征伐として關東に發向のとき、仰をうけ駿河國清見寺の旅館にをいてこれを饗應し、それよりのち小田原に赴き、御麾下にあり。八月^{○天正}御入國の、ち下總國香取郡大須賀領のうちにをいて三千石をたまふ。奉行職故のごとし。のち八王子の城うけとりとして彼地に至るにより、職をゆるされ、文祿元年二月朔日采地の御朱印を下さる。略下

寛政重修諸家譜

右ニ據レバ、天野康景ノ町奉行在職ハ、八王子城請取リニ赴ク迄ニシテ、同城請取ニ派遣セラレシガタメ、後任ヲ板倉勝重ニ命ゼラレタリト解スベク、且ツ其ノ更迭ノ時期ハ家康入國即チ八月朔日以後ニ屬スルガ如ク讀解セラルレドモ、八王子城ニ關シ新編武藏風土記稿ニハ「天正十八年六月二十三日八王子城陥シトキ」トアレバ、同城陥落ハ家康入國ヨリ三十數日以前ニシテ、從ヒテ八王子城受取リハ其ノ直後ナラザルベカラズ。然ラバ事ハ八月朔日ノ家康入國ニ先タチ、又徳川氏ノ關東移封ノ事定リ、家康ガ江戸ヘ調査人ヲ派遣シタルヲ天正日記記載六月六日トスレバ、天野氏ノ町奉行任命ハ、其後ニ屬シ、其ノ在任期間ハ、六月二十三日ヨリ遠カラザル短時日タリシナラム歟。藩翰譜天野氏ノ條ニ江戸町奉行ニ關スル記載ナク、爾餘ノ家譜類モ亦是ヲ缺キ、且ツ康景ヲ以テ天野氏斷絶セシカバ其後ノ所傳無シ。恐ラクハ康景ガ、三河、岡崎等ニ奉行タリシ關係上、關東ヘ移封、家康江戸ヲ居住地ト定ムルニ及ビ、康景ヲ江戸ニ下向セシメ、此地ノ奉行タランメシガ、八王子城請取等ノ事等アリテ、長ク其職ニ止ルコト能ハザリシモノカ。藩翰譜以下、康景ニ關スル記述アルモ、其ノ江戸町奉行ニ關スル記録ヲ缺ケルコト左ノ如シ。

天野

三郎兵衛尉藤原康景は、天野藤内遠景が末孫、三河國の住人甚右衛門尉某が男あり。略中大高鷲津丸根の戦を初として、小田原陣に至るまで、康景が高名數ふるに暇あらず、三河國悉く御手に屬せし時、永祿八年二月七日、始て奉行職を置かる。康景高力與左衛門尉清長、本多作左衛門尉重次と三人、同じく其職に任ぜらる。

徳川殿此三人の奉行を置かれし時の仰に、世の人夫婦の間むつまじからぬも、子をまろけぬれば和らぎぬ。職事つかさどらしめんには、この心得ありぬべしとありしが、定に此三人の心ひとしからず、されば當時卑しき者共の諺に、佛高力、鬼作左、どちへんかしの天野三郎兵衛といひしかり。想ふにこの康景、寛猛の間に夾りて、寛を濟ひ猛を濟ひ、偏ならず頗ならずして政平かありき。たとへば羹を調ふる鹽梅、藥を和する甘草の如く、極めて其功に居て人その功を知らず、其智ありて人其智を知らず、此等の人をこそ大智の人とは云ふべけれ。彼が十一歳の時敏なりしにて、その智の一端をば知りぬ。又徳川殿の奉行三人置かれし事、古もかゝるためしやありし、我は未だ見ず。されど能く人を知るにあらずしては、如何で學ぶことの叶ふべき、神智の程とかう中に及ばず、國よく治りて後又天下平まかりぬ。創業の功、康景が輔け少からず。略下

藩翰譜

町奉行ノ稱、古ニ見エズ、鎌倉ノ時、保檢斷奉行、及ビ地奉行アリテ、市中ノ檢斷、及ビ庶政ヲ掌ル、室町ノ時、地方頭人、及ビ檢斷職ノ所掌トナレリ、戰國ノ際、諸家各町奉行ヲ置ク、武家名目抄徳川氏ノ參河ニ

參河
岡崎
三奉行

アルヤ、本多重次作左衛門・高力清長與左衛門・天野康景三郎兵衛ノ三人ヲ以テ、奉行トナシ、訴ヲ聽キ事ヲ決ス。世參河三奉行ト稱ス烈祖成續。天正十八年、家康府ヲ江戸ニ定ム、神田政高與兵衛・岸某衛助兵衛・板倉勝重四郎左衛門等、江戸町奉行トナル、尋デ彦坂元正小刑部後ニ補シ下略。

江戸幕府職官考

永祿八年三河國大半御手に屬しければ、はじめて奉行職を置れ、國政を沙汰せしめらる。本多作左衛門重次、高力與左衛門清長、天野三郎兵衛康景三人をもて其任ヲ充らる、此時御國中の士人等、佛高力、鬼作左イ、ち、とらへむなしの天野三郎兵衛とぞうたひける。三人の中も、清長は温順にて慈愛深く、康景は寛厚にて思慮ふかし、ひとり重次はおそろしげなる男の、己がいひたき事をばありのまゝにうちいひ、いかにも思慮あるべき人とも覺えず、かゝる職務に堪べき者にあらずと誰も皆思ひしかど、心正しく直にして、まかも民を使ふに恵みありて、うつたへをきくわかつと明らかかりしかば、いづれも人材をつかはせ給ふ事の明亮なるに、感服したてまつりき。

東照宮御實紀附録

神田與兵衛
岸助兵衛

二、神田與兵衛・岸助兵衛ヲ江戸町奉行ノ初トナス史料
又、神田與兵衛、岸助兵衛ヲ以テ江戸町奉行ノ權輿ト爲スモノアリ。神田・岸兩氏ニツキテハ前卷已ニ記ス所アリシガ、徳川氏入國後モ其由緒ト土地ニ關スル知識經驗ニ依リ北條氏ノ遺臣タリシニ拘ラズ徳川氏ニ屬シ、地割其他ノ市務ヲ執リタルニ依ル歟。柳營補任ハ、神田與兵衛、岸助兵衛ニ肩書シテ「小田原北條之時」ト記シ、全ク前代ニ歸シ、慶長以來御役人代々記ハ、兩人ノ就任ヲ單ニ「天正年中」ト記シ、御



板倉勝重
説

役人系圖ハ、「天正十八寅年 北條之家臣 小田原地奉行兼 關東入國之節任」ト記シ、吏徵別錄ハ「天正十八年庚寅八月」トシ、市尹秘録及ビ享保撰要類集所收江戸町奉行目録ハ「年月不知」トシテ町奉行ノ初メニ載セ、又天保撰要集所收町奉行前録ハ、「神田與兵衛政時、小田原巨地奉行」岸助兵衛、北條巨地奉行」ト記シ、前代ノ事ニ係レルガ如クナレドモ、是ヲ江戸町奉行ノ初メニ配シ、且ツ神田與兵衛ノ條ニ「台徳院様○徳川秀忠御代、江戸町奉行初被仰付、所々之御普請、江戸町割之奉行相勤、高八百石、其以後蒙御勘氣、寛永二丑年二月十日死、年七十二」ト記セシハ、神田氏ニ關スル稍々具體的記述ニシテ、右ニ據レバ、神田氏ノ町奉行就任ハ、徳川秀忠征夷大將軍ニ拜シタル慶長十年以後ニ屬スルヲ異トスベシ。神田・岸兩氏ニシテ抹殺シ得ベカラズトセバ、下ニ記ス板倉四郎右衛門勝重ト共ニ入國當時町奉行職ヲ奉ジタルモノカ、江戸幕府職官考ノ如キ「天正十八年、神田政高、岸某、板倉勝重等江戸町奉行トナル、尋テ彦坂元正後ニ補シ」ト云ヘルモノハ、如上ノ解釋ヲ採リタルモノ、如シ。

三、板倉四郎右衛門勝重ヲ江戸町奉行ノ權輿トナス史料

江戸町奉行の始は、板倉四郎右衛門○勝重彦坂小刑部○元正御入國の時分より仕仕。

當代記

板倉
源勝重

同○天正十八年○紀元二二五〇年。月 町奉行○賜千石

續武家補任

江戸町奉行、關東御入國之時、板倉四郎左衛門。○右敷。後殿府ニテ奉仕以後所司代。

— 武家職役傳

一、同年○天正十八年(紀元二五〇年)。相州小田原地奉行、并關東御領國ノトキ地割奉行ヲ勤メ、夫ヨリ直ニ江府町奉行職ニ補セラレ。○板倉勝重傳。

— 板倉系譜外傳

此外寛永諸家系圖傳板倉勝重譜「大權現○德川家康。關東八州を領し給ふ時、江戸の町奉行となる」ト記シ、寛政重修諸家譜「十八年○天正八月關東にいらせたまい、幕下の諸士に采地を給ふのとき、勝重○板倉にも、武藏國新座・豊島二郡のうちにおいて、千石をたまひ、關東の代官、小田原の地奉行、江戸の町奉行をかねつとむ」ト記シ、流芳錄ニモ、「板倉伊賀守勝重、十八年○天正八月、千石加恩、江戸町奉行となる」ト見エ、累代武鑑亦「江戸町奉行關東御入時、板倉四郎右衛門勝重」ト見ユ。藩翰譜、御役人代々記、市尹要覽亦同ジ。

勝重○板倉

出家號香譽宗哲 甚平 四郎右衛門 伊賀守 從五位下 侍從從四位下 母は光次が女。

天文十四年小美村に生る。○中略十四年○天正九月駿府城にうつらせたまふのとき、○德川家康したがひたてまつり、これよりの地に住して、町奉行をつとむ。十八年八月關東にいらせたまひ、幕下の諸士に采地をたまふのとき、勝重には武藏國新座、豊島二郡のうちをいて千石をたまひ、關東の代官、小田原の地

奉行、江戸の町奉行をかねつとむ。慶長六年九月米津清右衛門清勝、加藤喜左衛門正次とともに京師の町奉行となり、三河國碧海、幡豆、額田三郡のうちをいて六千六百十石餘の地を加へらる。これを京都の三奉行といふ。二十八日所司代に補せらる。○下略

— 寛政重修諸家譜

板倉

伊賀守源勝重は、陸奥守義家朝臣五代の孫、足利宮内少輔泰氏の二男、板倉五郎義顯の後胤なり。義顯まゝ澁川と名乗る。それガ末葉、三河國額田郡小美村の住人八右衛門好重が時に當て、同國松平大炊助好景に屬して、永祿四年四月十五日、好景と共に吉良義昭と戰て討れぬ。好重男子三人あり、嫡男左衛門尉忠重は、好景の男故主殿助伊忠に仕ふ。伊賀守勝重ハ、好重が二男にて、幼き時僧となり、當國夏山といふ所の禪院にぞ候ひける。三男は喜藏定重、主殿助家忠に仕へ、○伊忠の男なり。天正二年七月高天神の城にて討死す。定重打死したりし後、徳川殿の仰せ事ありて、勝重還俗し、初め澁川と名のる。又板倉と改めて、四郎右衛門尉とぞ申ける。○中略

天正十六年徳川殿、駿河の國府に移り玉ふに至りて、多くの御家人の中を擇び玉ひて、勝重して此所の町奉行に任ぜらる。○中略

天正十八年、關東へ移り玉ひても、職元の如く、慶長六年の春、京都に所司代を置き玉ふべきにて、勝重并ニ加藤喜左衛門を擇びて上せらる。加藤は六條にして、本願寺の寺地を賜ふ時、私の事ありて、罪蒙る。其後は勝重一人職に在り。同き八年○慶長二月大御所、將軍宣旨を御拜賀の時、從五位下に叙し、

伊賀守に任ず。此頃は關が原合戦の後、天下草創の初め、士も民も威にのみ服して、いまだ徳に懐かず、まして豊臣家、京近き程にましく、都鄙のうち、さすが昔を忍ぶ者の猶少からず、人の心も定まらず、上は一人より三公九卿諸衛百司の事を執し、下は神職寺務、農工商賈の事に至るまで、悉く皆此職にすべし。云ふばかりなき要劇の職なれど、事一つとして淹滞なく、物一つとして廢缺なく、天下皆其能を稱せずといふ者あり。

藩翰譜第五

町奉行組與力知行所、同心御切米、并御取立之次第

一、町奉行組與力之儀は、天正十八年庚寅秋、御入國之前より、慶長年中、板倉四郎左衛門勝重、三州より組頭、

樹木庄左衛門 辻 半九郎 堀 治兵衛 吉田五左衛門 依田 作内

布施與左衛門 埴野市郎左衛門 吉田孫九郎 小笠原彌一右衛門 鈴木善大夫

右拾人召連、直に四郎左衛門組にて、町與力相勤い之處、其後年月不知、相増五十騎に成る。多分は奈良七騎より被仰付い由、承傳申い。

市尹要覽一

町奉行

略中

小田原北條之時
神田與兵衛

○天正十八年 月殿町奉行ヨリ千五百石御加増
慶長六廿九月京都町奉行(武家補任)

關東御入國之時 町奉行

岸 助兵衛
板倉四郎左衛門勝重
彦坂小刑部

柳營補任六

町奉行

天正年中

天正年中

天正十八寅年 慶長八卯二月十八日諸司代

慶長十八年

神田與兵衛政富
山岡助兵衛
板倉四郎右衛門勝重
彦坂小刑部元正

慶長以來御役人代々記卷之二

町奉行 與力廿三騎
同心八十人宛

天正十八寅年 北條之家臣

小田原地奉行兼
關東御入國之節任

右同斷

神田與兵衛政高
岸 助兵衛

關東御入國之節地奉行被仰付
慶長八卯二月十八日所司代
轉。關東御入國ニ付地奉行共被
仰付ニ元御繼奉行。

板倉四郎左衛門勝重
彦坂小刑部元正

關東首府時代

町奉行前録 略○中

神田與兵衛政時

小田原巨地奉行

台徳院様御代、江戸町奉行初被仰付、所々之御普請、江戸町割之奉行相勤、高八百石、其以後蒙御

勘氣寛永二丑年二月十日死、年七十二

岸 助兵衛

北條巨地奉行

板倉四郎○右左衛門勝重

關東巨地奉行 天正十八寅年々慶長六丑年迄

彦坂小刑部

關東巨地奉行 慶長六丑年

青山常陸介忠成

關東巨地奉行 慶長六丑年

内藤修理亮清成

關東巨地奉行 慶長六丑年

嶋田彈正忠利正

慶長十八丑年より寛永元子年迄一人勤、同八未年九月御免

略○中

土屋權右衛門重成

慶長九辰年

加々爪民部少輔忠澄

高一萬千七百石
當御役十ヶ年

寛永八未年十月五日元御目付 寛永十五寅年五月十六日御免

略○中

略○中

米津勘兵衛田政

慶長九辰年 寛永元子年

堀式部少輔直之

高五千五百石
當御役十ヶ年

寛永八未年九

同十五寅年五月十六日御免

略○下

然ルニ板倉勝重ノ江戸町奉行就任ヲ慶長五年ト記載スルモノ數種アリ。市尹秘錄、享保撰要類集所收江戸町奉行目録ハ慶長五年之頃トス。家忠日記増補十六ハ慶長五年九月一日トナシ、其註ニ「是ヨリ先キ天正十八年ヨリ江戸町奉行ヲ勤ム」トアリ、本文ト註トノ關係詳ナラズ。サレド慶長見聞集ハ、是ヨリ先キ文祿年中「町ノ兩代官」トシテ、板倉、彦坂兩氏ヲ擧グ。爾餘ノ記録概ネ天正十八年入國以來ト記セル事ハ已ニ掲グル處ノ如シ。

組與力同心始之事

一慶長五年之頃、板倉四郎左衛門○勝重町奉行被仰付○下の節に由、年月不知、與力五拾騎に相成、多分は奈須之者之内より被仰付○下の由、
市尹秘錄一

町奉行所

町奉行所始之事

一、江戸町奉行所之儀、年月不知、神田與兵衛、初御役被仰付、吳服橋御門内錢龜橋南角、當時秋元但馬守屋敷有之場所、御役所之由、神田與兵衛跡、山岡助兵衛、又は岸助兵衛と兩様に書留有之、右之者相勤、慶長五年之頃、關ヶ原御陣に付、江戸御發駕之節、板倉四郎左衛門○勝重、御使番加藤喜左衛門差添、町中仕置相勤○勝重の様被仰付、夫より彦坂小刑部、青山常陸助、内藤修理亮迄、壹人勤之處、慶長十三申年、町奉行兩人に被仰付、八重州河岸に御役所出來、南之方土屋權右衛門、北之方米津勘兵衛と南北ニ相分、其後慶長之末ヲ元和五未年迄之間、子細不知、
市尹秘錄一

江戸町奉行目録

- 一年號不知
- 一右同斷
- 一慶長五年之頃

- 神田與兵衛
- 岸助兵衛
- 板倉四郎左衛門勝重

右四郎左衛門者、三州額田住人板倉八右衛門好重嫡子、關ヶ原御征伐江戸御發駕之節、與力同心被預召、江戸町中仕置勤之、御靜謐之後、京都所司代被仰付、伊賀守重昌○勝重を改。

○朱書付箋「嫡子ニ非ズ二男ナリ。重昌ハ勝重ノ二男ニシテ自ラ別人ナリ。此書市尹府ノ記録ナレバ謬甚シ。小宮山氏印。」

- 一慶長五年之頃
- 右喜左衛門○勝重、御使番○勝重なる今度關ヶ原供奉行列之人數たる所○勝重、俄ニ板倉四郎左衛門○勝重と相添、町中仕置勤○勝重の様ニ被仰付○勝重の由。
- 一年號不知
- 一慶長之頃
- 一同

- 加藤喜左衛門
- 彦坂小刑部
- 青山常陸介
- 内藤修理亮

右修理亮迄町奉行一人、是ヨリ南北ト相分ケ、町奉行兩人。

數寄屋橋内
一慶長十一年午二月○勝重

米津勘兵衛

一元和五年未十月

略中

慶長十三年申九月

一同十八丑年五月

暫壹人ニ勤ル。

堀式部少輔
土屋權右衛門
島田彈正忠

享保撰要類集二十四

慶長五年○庚子(紀元二二六一年)九月一日、板倉四郎右衛門尉勝重ヲシテ、城下○江ノ町奉行ヲ司ラシム。

是ヨリ先キ天正十八年ヨリ

江ノ町奉行ヲ勤ム。其初駿州府中ノ町奉行ヲ司ル。

家忠日記増補十六

文祿四年○乙未(紀元二二五五年)の夏の比、此橋もとにて錢がめを掘出す、永樂・京錢打まじりて有りしを、四日市の者共、此錢がめを町の御代官板倉四郎右衛門○勝殿・彦坂小刑部殿○元へさげ申たり、夫より此橋を錢がめ橋と名付たり。

慶長見聞集

以上記ス處ヲ合考スルニ、板倉四郎左衛門勝重ノ町奉行就任ハ、寛政重修諸家譜記載ノ如ク、天正十八年入國ノ際ハ「關東の代官、小田原の地奉行、江戸の代官」ヲ兼任シ、慶長五年關ヶ原役ニ際シ、江戸町奉行ニ專任シ、慶長六年京都所司代ニ轉ジタリト爲スヲ略々其眞ヲ得タルニ近シト云フベキニ似タリ。

彦坂元成
重板倉勝

四、彦坂小刑部元成ヲ板倉勝重ト同時ニ江戸町奉行タリシト爲ス史料

彦坂小刑部元成○一二元正二作ル。ノ町奉行就任ヲ天正十八年家康入國ノ時、板倉勝重ト同時ト爲スモノ、既出當代記、柳營補任、御役人系圖アリ。同ジク天正十八年ノ就任ヲ記セドモ板倉ノ名ヲ載セザルモノニ寛政重修諸家譜アリ。元成就任ノ年月ニツキ不知ト記載シ、板倉四郎左衛門、加藤喜左衛門ノ後ニ配セルモノニ市尹秘録、享保撰要類集江戸町奉行目錄アリ。天保撰要類集所收町奉行前録ニ、「彦坂小刑部 關東巨地奉行慶長六丑年」ト載セタルハ奉行罷免ノ年歟。又其就任ヲ慶長十八年ト爲スモノニ慶長以來御役人代々記アリ。然レドモ這ハ慶長十一年彦坂小刑部元成改易後ニ屬スルヲ以テ、恐ラク慶長ハ天正ノ誤ナルベシ。按ニ慶長見聞集ノ記事ニシテ信ズベクンバ、文祿年中已ニ板倉・彦坂兩氏、町ノ御代官タリ、從ヒテ就任ハ其以前タラザルベカラズ。下ニ記スル寛永諸家譜ニハ全然町奉行ニ關スル記事ナキモ、寛政重修諸家譜ニハ、天正十八年八月關東入國ノ時町奉行タリト記ス。右ニ據レバ彦坂氏ハ板倉氏ト同時ニ町奉行職ニ在リタルモノニ似タリ。蓋、彦坂小刑部元成ハ地方巧者ノ令名アリ、民政上伊奈氏ニ對シテ彦坂流ノ流祖タリシヲ以テ、町奉行ニ任命セラレタルナラムガ、後、非違アリテ其家改易セラレ詳ナルヲ得ズ。

彦坂

光景

刑部左衛門 生國三州

えしめ駿州今川義元つかふ其後東照大權現○徳川家康へ召出さる。老年に及てその嫡子小刑部をして仕奉らしめ光景は閑居す。法名淨光。

宗有

刑部右衛門 生國同前 法名胸有

大権現

○徳川 家康

台徳院殿

○徳川 秀忠

吉成

平九郎 生國伊豆

大権現

○徳川 家康

台徳院殿

○徳川 秀忠

將軍家へつかへ奉る。

家紋、劔鳩酸草

彦坂

寛永諸家譜

この家元成が時罪ありて家たゆ。

光景

刑部左衛門 彦坂九兵衛忠篤が早譜に、重忠に作り九兵衛重清が弟なりといふ。

はじめ今川義元に仕へ、のちめされて東照宮に奉仕し、其のち老を告て閑居し、某年死す。法名 浄光。

元成

小刑部

近江國の代官をつとめ、天正十八年小田原の役、丹羽六大夫某と共に御長柄の下知をつとめ、八

月關東に入れたまふの時町奉行とある。後おほせをうけて鎌倉八幡宮修造の奉行をつとめ、慶長五年九月關原の役、伊奈熊藏忠次、川野是定房某、大久保十兵衛長安等とおなじく、小荷駄奉行を勤む。六年^{○慶長}六月罪ありて閉門し、十一年^{○慶長}正月その支配の農民訴る旨あるにより糺明せらるるところ、元成非分のはからひ多く、しかのみならず貢金を私せしこと露顯せしにより、御氣色蒙りて改易せらる。

宗有

刑部右衛門。

別に家を興し、平九郎某がとき斷絶す。事は下に見えたり。

女子

丸毛内匠利久が妻。

某

父改易せらるるとき、また過失ありて籠居せしめらる。

某

父兄の罪に坐して籠居す。

女子

前田五左衛門定良が妻。

寛政重修諸家譜

彦坂

平九郎某が時、罪ありて絶家とある。

宗有

刑部右衛門 彦坂刑部左衛門光景が二男。

東照宮

○徳川 家康

台徳院殿

○徳川 秀忠

につかへたてまつり、大坂兩度の御陣に供奉し、寛永八年十月九日

關東首府時代

死す。年七十一。

吉成 平九郎

東照宮につかへたてまつり、慶長十九年大坂御陣の時、父とともに御供に列す。時に十再陣の時もおおしくしたがひたてまつる。のち御代官をつとめ、萬治二年五月九日新恩二百俵をたまひ、都て四百俵となる。三年四月二十一日仰をうけたまはり備中國の論地を檢す。

義重 九平次

萬治二年二月二十一日はじめて嚴有院殿にまみえたてまつり、寛文十二年二月四日御代官となり延寶三年死す。

女子 大久保彦左衛門忠隆が妻。

某 孫三郎 平九郎

延寶三年十二月十一日遺跡を繼、四年二月三日父にかはりて御代官となり、天和二年三月十三日父義重が時、租税の滞ありしを償ふの覺悟なく、剩其身もおほく貢金を私せしにより、三宅島に遠流せらる。

家紋 劔鳩酸草。

寛政重修諸家譜

町奉行ノ稱

奉行役

五、町奉行ノ稱慶長年中初メテ起リ、是頃ヨリ專任ノ職タリト爲スノ史料

徳川氏入國ノ初メニ於テハ、江戸府内ハ尙、草創開發ノ際トテ、町務ヲ掌裡スル奉行モ地方、寺社方ヲ兼帶セシヲ以テ町奉行ノ稱呼ハ未ダ存セズ。慶長年中城下ノ經營漸ク進ミ、町割等行ハレ、町家増加シ町勢次第ニ整フニツレ、茲ニ町奉行ノ專任ヲ見ルニ至レリト爲スノ史料ハ御役人代々記等はナリ。

一江戸町奉行ハ、天正十八年御打入之時、板倉四郎右衛門殿、彦坂小刑部殿勤られたり。其節ハ町數も少侍りし故か、此人々町奉行計ニあらず地方寺社方共ニ支配せられければ、奉行役と云て町奉行トハ申さざるといへり。夫より以來町數も年々多く成たれ共、後世のとく尺寸の地も無之町家建繼たるやうははらさるべし。關ヶ原御合戦後ハ青山常陸介殿、内藤修理亮殿御老中ニ町方御用兼帶せられけるに付、是も町奉行と云てハ無之といへり。慶長九年紀元二二六四年秀忠公川御在城之比、米津勘兵衛殿、嶋田彈正忠殿ハ町奉行役被仰付兩人にて勤られしかば、町奉行衆と此時より人申ける。勘兵衛殿ハ寛永元年紀元二二八四年死去、夫よりして彈正忠殿壹人町奉行勤仕せられる處、家光公御代ニ至り及老年、法體し、名を嶋田幽也と改められ共、町奉行猶被勤たり。さて寛永八年十月五日加々爪民部少輔殿、堀式部少輔殿被仰付御役屋敷出來、與力同心御預ケ、兩人にて被勤、民部少輔殿御役屋敷を南方、式部少輔殿屋敷を北方といへり。所ハ錢鹽橋を中に取て、南北の役屋敷なる故申習し侍る也。彼民部少輔殿の父加々爪隼人正殿と云ハ、上杉家の庶流あるを關東御打入已後召出され、其子民部少輔殿をハ幼少より御近習して被召仕之、當御役も被仰付、又大目付ニも替られ七千石を領せられし、樋町火事の時、落馬し卒去ありといへり。式部少輔殿ハ堀鹽物殿四男にて知行一萬石を領し、當御役勤られ、後

關東首府時代

八九

ニハ寺社奉行ニ被仰付たり、町奉行萬石以上ハ此人より以後無之といへり。家綱公御代、諸役人衆に御役料を被下たる事あり。其時大目付とし町奉行衆ハ、同じ様ニ千俵宛なり。其後綱吉公御代ニ、御役料を並御加増とて諸役人ニ被下けるニ、甲斐庄飛驒守殿、北條安房守殿勤役之時かれハ、兩人衆千石宛御加増拜領ありと聞へたり。

御役人代々記二〇大藏
省本。

一、町奉行ハ、往古御老中兼帯せられし御役なる處、米津勘兵衛殿、嶋田彈正忠殿を被仰付てより、町奉行と云名ハ出來たり。此職ハ政事を執行ひ、人の善惡邪正を訣斷し、死生存亡を掌る御役をかれハ、寺社奉行、勘定奉行も同前と云ながら、取分て町奉行方ニ、非常を改め、死刑に行はるる罪科の者多ければ、心ニ慎み勤らるべき事也。此重職ニ侍る故、人をも御撰み仰付らると見へたり。

御役人代々記〇大藏
省本。

町奉行

天正十八年庚寅八月、始置二員、神田與兵衛政高、岸助兵衛某。一説慶長十七年壬子始置二員、〇按

慶長六年辛丑町奉行青山常陸介忠成旁注 内藤修理亮清成
是より兩人

同九年甲辰〇慶長町奉行米津勘兵衛由正、土屋權右衛門等の名のものに見ゆ、しからは前説を以正とす

べし。

頭注

江戸町奉行の始は板倉四郎左衛門、彦坂小刑部御入國の時分より仕ゆ。其後土屋權右衛門、米津勘兵衛、後一人にて嶋田兵四郎廿年許も相勤申ゆ。其後加々爪民部後大
目附堀式部後寺社
奉行仕ゆ。松

吏徵別錄〇續々群書
類從所收。

江戸町奉行 起源。創置の年代詳かならず、江戸町奉行目録には、慶長五年板倉勝重市中の仕置を勤めたることを記し、仕官格義辨には、慶長九年始置とせり。蓋し江戸市内の市塵次第に稠密と爲りし爲め慶長六年内藤清成及び青山忠成を任せしに起因す。

國史大辭典

江戸町奉行ノ初メ諸書ノ記載區々ニシテ、是ヲ決定スルノ頗ル困難ナル事知ルベシ。以下小宮山綏介氏「江戸町奉行の事」〇法制論
纂所收其他諸書ニ載スル町奉行ノ沿革職制ニツキ收録ス。

江戸町奉行の事

舊幕府のとき江戸市の政事を司り、一府百萬人の休戚に任せし者ハ町奉行あり。之を佐くる吏胥には、與力同心あり。而して民間ニ在て之を奉承する者ハ町年寄、町役人等あり。愚〇小宮山
綏介氏嘗て舊簿を検して粗其建置沿革を窮ふとを得たれば、今茲に其概を敘述し以て後の徳川氏の官制を考ふる者に便せんとす。江戸町奉行は老中の支配に屬し、府内の行政、裁判、警察等一切の事を料理す。最も顯要の職たり。寺社奉行、勘定奉行に並んで三奉行と稱し、三奉行に大目付、目付を加へて評定一座とも稱したり。是を假りに朝廷盛時の職名に比すれば、左右京職に近くして更に刑部省東西市司までをも兼たるものなり。其威權の盛んなること知るべし。故に寛永以上は萬石以上のものに任じ、未だ評定所を置ざるときは、老中と更る、其宅に於て政事を議したりき。其後も久しき間は四五千石以上の人々、此職に居りしが、

近代に至ては、二三百俵のものに任じたり。開府の初に此職を置てより以來、幕府の廢するまでに凡九十七人を擧用したり。其内、才徳を以て顯はれしものは、慶長、元和の間は出し板倉、彦坂、青山、内藤、島田などは云ふに及ばず、其以下なる加々爪忠澄、石谷貞清、甲斐庄正親、北條氏平、中山時春、大岡忠相、依田政次、根岸鎮衛、永田正道、筒井政憲、矢部定謙、遠山景元、小栗忠順の如き、或は徳望を以てし、或は才名を以てし、皆多少の事蹟を傳へたる人々あり。

町奉行の定員は近世二人なれども、往時は一人或は三人なりしこともあり。詳かに下に具す。又其役席祿高ハ、近世芙蓉間席、三千石高の定めなれど、是も初めは定れる制度もなかりしに、寛永八年十月堀直之、加々爪忠澄、從五位下に敘してより以來、諸大夫役と定り、萬治二年九月に芙蓉間席に列し、寛文六年七月に役料米千俵を給し、天和二年四月に之を地方に改め、元祿五年閏八月又米七百俵とあり、享保八年正月に、五敷。三千石以下、三千石高と定めてより以降、幕府の末に至るまで斯の如し、寛保元年九月より役所入用として毎歲金二百兩を給す。然るに慶應三年九月に至て役高を改めて、役料金二千五百兩五千石以上は半給、三千俵以上は無給。となせしガ、僅に年を踰て廢せり。又恪勤の勞を以て其席次を進むることは、中葉以降のことにて、初は書院番頭格に止まりしに、幕府の末に池田頼方は留守居次席に進みたりき、其職制の如きは文長ければ別々説くべし。

町奉行役所の經費は昔時の事は今考ふる所なし。寶曆五年以降は兩役所にて毎歲定額金二千兩の定めなりしに、後に改めて毎歲南方は金千三百七十九兩、北方は金千三百六十二兩となる。其外に鞘番所本所、深川の事務を取扱ふ。入費金五十八兩、町年寄扱、町方に係る臨時入費金六百兩、牢屋兩溜入費金二千兩、小石川養生

所入費金八百四十兩ありて、通計金六千二百三十九兩の定額あり。されど若實際に不足を生ずるときは其事由を稟議して別途に之を受取るなり。

按ずるに徳川氏、江戸に町奉行を置し其始を詳かにせず。或は慶長中に始ると云ひ、或は天正中既に之ありと云り。役入系圖は慶長六年始置、仕官格義辨に慶長九年始置、吏微に慶長十九年始置、其外享保撰要類集、御府内備考、町奉行前録、職掌錄、吏微別錄等は天正十八年始置す。然れども、愚が管見を以てすれば徳川氏東遷の初は猶地方の吏を以て之を管治し、未だ町奉行の職名を建ざりしに似たり。

藩翰譜、板倉勝重の傳に、勝重初め駿河町奉行を勤め、御入國の後も引續き江戸町奉行となると、落穂集の説も之に同じ。天寬日記には御入國の時關東の御代官を勤め、江戸奉行職を仰付らると、是等の説の如きは、皆後人の追記したるものにて、當時の實録にはあらざるべし。

故に慶長見聞集に文祿四年の夏、町の兩御代官、板倉四郎左衛門殿、彦坂小刑部殿と見え、板坂卜齋が記には、小刑部は大代官にていへば、佐和山の町に居い云々慶長五年の事と見え、又當代記には慶長中、彦坂小刑部、彦坂九兵衛駿河町奉行の職名を知行方目代、又は知行代官など、記せり。是皆當時の記なるに、曾て町奉行の稱なかりしは、乃ち其職名の早く建たざりし明證なり。

按ずるに町奉行の職名は、鎌倉室町の世には未だ聞えず。武家名目抄に東亂記の北條氏綱が時、小田原の町奉行小泉某とあるを以て其始としたれど、東亂記は當時の書にはあらず。余が見及びし所にては相州足柄下郡飯泉村勝地院藏、永祿五年の文書に町奉行小笠原殿代とあるを其始とすべきに似たり。或人云、御湯殿日記、永祿八年四月の條に六町奉行と云ふあり、但愚は未だ見ず。

蓋し東遷の際今の府内は商估の家居未だ多からず。其町と稱するものは日比谷麴町及淺艸の邊に、僅か

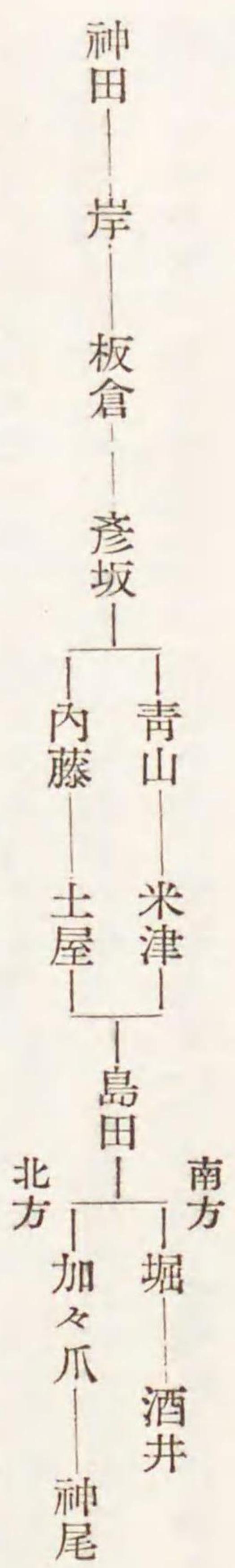
に百戸ばかりありしとのことあれば、他の郷村と同じく地方の支配に屬し、別に町奉行はなかりしに、其後商工の徒、四方より來聚し、市塵も次第に稠くありしかば、此に於て地方の吏員中より選抜して始て町奉行を置しなるべし。蓋し内藤清成、青山忠成、之に任ぜしを起原とす。其年月は、一説には慶長六年十一月、一説には九年八月とす。未だ其孰れか是なりを知らず。若然らば天正十八年に之を置しと云ものは、其頃地方の職に在りしものを、後より尋て之を町奉行の首に加へたるに過ぎざるべし。

役人帳云、町奉行は初め一人、慶長六年より二人、其後又一人、寛永七年より又二人ありと、按するに初め一人と云るは何人ありや詳ならず。六年○慶長より二人と云へるは青山・内藤なり。寛永元年十一月米津田政が歿するまでの事にて、是より島田利正一人とあり。同八年○寛永に堀直之同十月に加々爪忠澄、出て以降は又二人とありしならむ。此一人二人の數も諸書互に異同あれど、今姑く役人帳に従ふ、見開集に兩御代官とあるに據れば、文藏中已に二人ありしに似たり。其後元祿十五年○紀元二閏八月に丹羽長守新たに任じて、松前嘉廣、保田宗卿と併せて三人となる、是を南中北の三番所に分つ、享保四年○紀元二正月に坪内定鑑罷められて、大岡忠相、中山時春の二人となり、是より幕府の末まで二人なりしに、慶應三年○紀元二に府内へ開市場を設くるに付、其七月に外國奉行並に朝比奈昌廣は町奉行を、十月に同く松浦知周は町奉行並を兼勤したれば、一時四人とある。但此兩人は築地明石町へ、新たに奉行所を設けて之に出張すべき筈なりしが、幕府の廢するに會て其事終に寢む。

町奉行は明治元年○紀元二五月十九日に、有栖川總督宮の令ありて廢す、當時の奉行は松浦知周、佐久間信政の二人ありき。

附記、町奉行の役所を番所と稱すること及南北の起源ハ、諸説紛紛、竟に定解をなし。今其源を探りて此に説明せんに、奉行所を番所と唱ふことは、青山・内藤の家譜に、騎士廿五騎、步卒百人預けらると見えし步卒は後の百人組なり。當時兩人は奉行職にて其頭を兼城門を警衛す。其番所に於て旁ら地方の、政務を沙汰せし故に、奉行所を番所とも稱したりと云。猶評定所を昔し傳奏とも唱へたるが如し。評定所は初め傳奏屋敷にありし故なり。南卜安が記に、百人組の頭青山常陸介、内藤修理亮など御老中を勤めながら、百人組の御先手の頭をかねて勤めたりといふとあるは、乃ちその事なり。人見私記に正保四年六月六日、大久保權右衛門を百人組番所へ召寄、老中等上意の旨申渡す云々を見ゆ、其頃までも番所例の存せしならん。其後は奉行の宅を以て直に役所としたること、寺社奉行、勘定奉行の例に同じ。享保撰要類集に云、町奉行役屋敷は西年○紀元二大火事以前までは八重洲河岸に一ヶ所、吳服橋内に一ヶ所有之と、因て慶長、寛永の二圖を考ふるに、馬場先門の外北角に土屋重成の邸あれば乃ち此ところなるべし。但土屋の在職は慶長十七年○紀元二までなるに西年までと云へるは失傳也。撰要類集に又云、吳服橋内の役屋敷は、御入國の節より、町奉行所に有之とあれども、慶長の圖は載せず。寛永の圖は始て嶋田彈正と見えれば是も謬説あり。されど米津田政の邸も其近地に在れば、是をも吳服橋と稱せしや計りがたし。又御府内備考に、常盤橋内の町奉行所は、正保圖に始て町奉行と載すとあれど、是も亦然らず。是より先、寛永九年○紀元二の圖、常盤橋内に加々爪民部とあり、加々爪が邸は初め馬場先門内にありしに、町奉行となりしとき、此處を賜はりて之に移りしかり、人見私記に寛永八年九月十日、牧野内匠頭屋敷(常盤橋内)加々爪民部少輔へ下さるゝ島田彈正屋敷、堀式部少輔へ下さるゝとあるにて知るべし。此時よりして南北の稱は起りしむるべし。其故は、舊傳には土屋、米津のとき、已に南北の稱ありとの説あれど、頗る信じがたし。若實に之あらば、宜しく土

屋八重洲河岸を南とし、米津三河岸を北とすべきに、之に反して米津を南、土屋を北としたるは方位を倒置したり。是を以て舊説の據るに足らざるを知るべし。蓋し此謬りは役人系圖を作りしものより起るらん。



如此米津は右、土屋は左に在り、此左右は補任の次第あり。さるを堀、加々爪より推して南北を加へしゆゑ、終に前の錯認を致せるあり。其後島田の土屋に代りて、吳服橋内に移るに及ては、米津と僅かに一第を隔て、前後に居たれば、此時恐らくは、南北を以て稱すべからず。況や寛永二年以降は島田一人あれば、固より南北の稱あるべき理もなし。同八年○寛永(紀元二二九二年)に島田罷められ、堀、加々爪之に代りしより、奉行は二人、奉行所は吳服橋内、常盤橋内の兩所と定りしかば、南北の稱は此に起りしこと彰然復疑ふ所なかるべし。

番所の位置、遷徙の次第、諸書に載する所、皆誤解ありて事實と相符せず、因て日記及地圖、武鑑の三を参照して考訂し、左に表示す。

慶長九年○紀元二二六四年の頃より、番所は八重洲河岸、道三河岸の兩所にあり。乃ち奉行の宅なり、九年以前のこ、ミは不詳。同十年○慶長(紀元二二六五年)より吳服橋内の一ヶ所となる役宅の始なり。寛永八年より吳服橋内の番所は南番所となり。常盤橋内へ北番所新たに建つ。是より兩所となる。

元祿十一年○紀元二三五八年南番所は吳服橋より鍛冶橋内へ移る。

同十五年○紀元二三六二年鍛冶橋内へ中番所新たに建つ、之より三ヶ所とある。

寶永四年○紀元二三六七年常盤橋内の北番所は、數寄屋橋内へ移りて南番所となり、鍛冶橋内の南番所は中番所となり、同じく中番所は北番所となる。

享保二年○紀元二三七七年北番所は鍛冶橋内より常盤橋内へ移る。

同四年○紀元二三八〇年鍛冶橋内の中番所廢す。是より以後永く兩所となる。

文化二年○紀元二四六五年北番所は常盤橋内より吳服橋内へ移る。

慶應四年○紀元二五二八年五月廿二日、南北兩番所廢す。以上。

奉行とは、上の仰を奉はりて、下へ行ふの義也、今いふ町奉行は、古代檢斷といふ職分あるべし。
○法制論 纂所收

武家職號

諸御役人員數并組支配

一町奉行二人

柳營秘鑑四

町奉行二人

掌東都府内人民之戸口數、名籍、及雜徭、一切之訴訟、糺彈姦民之犯法非違之職也、人別領與力二十五人同心百人也。

關東首府時代

江戸町奉行は、江戸町中之視察、尤人品俗利之人の勤場にて、公事訴訟裁判決斷之人の昇る場あり。留役等を勤め、夫々扱之場の數有りて、段々歴昇する人、今の根岸肥前守衛の如き人材也。略御仕置もの囚人申渡に、罪之箇條箇條何々に依て何々被仰付旨、御用番誰殿御差圖と申渡す。此節は御大目付、御目付立合あり。略此場新役被仰付と先挑灯に紋所、合印等ヲ付て玄關へ出し置て、町方よりもの共に知らせ見せる也。

明良帶錄 後篇

町奉行

月番の時は、諸公事願訴訟を引請、退出已後聽之。式日は早朝より評定所へ詰、御用畢て登城す。立合日は評定所にあり、非番も同じ。總じて月番之時、願訴訟を請、則裏判を出し、或は雙方對決之上、六ヶ敷事は非番月へ持越捌く事也。すべて江戸町中并寺社領之町、寺社門前并境内借地之者共より、御府内へ懸り出入は、月番町奉行裏書いたし定也。又人馬宿次證文を出す。出火の時は、二本道具よて場所へ出馬し、町人足火消等へ消防手當等を指揮す。

職掌錄

一、町奉行衆の支配ハ、町年寄三人、其外町中ニ居る者共勿論之事、穢多乞食等まで支配せらるゝ也。率預り石出帶刀も支配たるに付、獄舎の事町奉行衆掛りの御用なり。評定所ハ、御留守居衆と御勘定奉行衆支配といへ共、式日立會之外も評定所ハ諸奉行衆出座之時、町奉行衆の與力同心出されハ御用難

月番

内寄合

式日

辨、公事訴訟の裁許をらさるゝ付、其節ハ與力同心かならず出る故、評定所も町奉行支配のやうに司さ取る也。内寄合と云ハ、三奉行衆の月番宅に、一ヶ月ニ三度宛、各同役衆寄合を内寄合といへり。町奉行内寄合ハ町年寄三人も、石出帶刀も出る事あり。凡て式日、立合、内寄合一ヶ月ニ三度つゝ成共、日限ハ定て定まらず御代々にて違ひ侍るが、五節旬御禮日を除くハ何時も同前なれ共、御精進日ハ御代々よて變り侍れハ、寄合日延縮有と見へたり。昔ハ式日、毎月二日、十二日、廿二日、立合は六日、十四日、廿五日、内寄合、八日、十八日、廿七日と無差合やうに定日成しか共、家綱公御代二日御精進日成て、式日四日ニ定らる。綱吉公御代ハ、内寄合八日を替られ九日ニ成たり。但し九月九日節旬たるに付此月計十日を用らる。廿二日の式日又御精進日ニ成たれハ廿一日ニ變たり。家宣公御代ハ九日御精進ニ成て内寄合六日ニ替りたり。十四日立合をハ十三日ニ替られけるか、十二日の式日と十三日立合と續き評定所ハ奉行衆出らるゝ付、式日ニ替て十三日を立合ニせられたり。但正月十一日ハ御祝日ある故、正月の式日始ハ十二日ニ定められける。當御代の御用日ハ、又少々替て式日ハ二日、十二日、廿一日にて、立合ハ四日、十三日、廿五日、内寄合ハ六日、十八日、廿七日ニ定たり。さて式日ニハ御老中一人宛御出有故、大目付衆も一人宛出、御作事奉行、御普請奉行、遠國奉行衆不殘評定所ハ出席、御用無之といへ共列席せられしか、綱吉公御代ハ寺社奉行、町奉行、御勘定奉行之外には不及出座と被仰出、夫より御作事、御普請、遠國奉行等ハ出られずといへり。御祐筆頭ハ如元出られ、書物など取あつかひ申さるゝあり。其後式日、立合には御目付衆一人、評定所ハ詰居て、奉行衆の公事裁許せらるゝ理否可承届と被仰付、御目付一人或ハ二人も出られ、終日請公事訴訟同じく裁判の理非を聞るゝあり。勿

關東首府時代

論夫を聞くまでにて一言も詞ハ出さず居らるゝといへり。又評定所御料理ハ、御臺所衆參調理し、二汁五菜の御料理出侍りしか、丁寧なるに不及とて近年ハ物數減少あり。又頃日ハ彌々軽く成たりといへり。御數寄屋方坊主も參、むかしハ濃茶薄茶出たれ共、是も濃茶止たりと聞ゆ。當御代も成て奉行衆の御用日ニ御鷹野ハ被爲成事有といへ共、寄合延引有間敷之由被仰出、夫より御成ニも無構評定所并宅の寄合有之、最前ハ御成被仰出、其度々延引にて、急御用も遅々したるに難有被仰出と奉行衆申さる也。一兩年以來ハ、式日ニ御老中の出らるゝも御用舍有て、一ヶ月三度の式日に御老中一人宛出給ひしか、一日出席せられよと被仰出て、月始の式日計出席なり。仍テ大目付衆も一度からでは出られざる也。然共御役被仰付入か、御役替の衆ハ評定所まで誓詞被仕事なれ共、式日ハ御老中出席有て、後の式日間遠く侍るニハ、御用番御老中宅まで大目付衆一人出合誓紙せらるゝ也。勿論延引有くるしからぬ誓紙ハ重多の式日迄待夏もあり。

御役人代々記 二〇大藏
省本。

町奉行ハ、二人ヲ定員トシ、月番ヲ定メテ政務ヲ行フ。江戸府内ノ町民、及ビ囚獄、養生所ノ役人、江戸町役人、并ニ江戸寺社領の町民等ヲ支配シ、兼テ火災ノ消防ヲ指揮シ、火附盜賊ヲ吟味シ、道路、橋梁、上水等ノ事ヲ掌ル。府内町民ノ訴訟ヲ聽クハ、月番ノ宅ニ於テスレドモ、其事ノ他ノ支配ニ關聯スルハ、評定所ニ於テ合議裁決スルコト、寺社奉行、勘定奉行ニ同ジ。略中其職ハ通常三千石高ニシテ從五位下ニ叙シ、役料ハ千俵ヲ給セシガ、天和以後屢々沿革アリ。屬僚ニ吟味物調役アリ、與力、同心アリ、與力ニ内與力ト云フアリ。與力、同心の職ハ、内ニ在テハ米金ノ出納、戶籍ノ整理及ビ關所過料等ニ關スル事務ニ從ヒ、外ニ在テハ、常ニ市中ヲ巡回シテ非常ヲ警戒シ、不良ヲ逮捕シ、及ビ世上ノ風説

異聞等ヲ内偵シテ、奉行ニ報告ス。與力ハ俵給百石ヨリ二百石ニ至リ、同心ハ二十俵二人扶持ヨリ三十五俵二人扶持ニ至ル。

抑々町奉行ハ、徳川氏ノ初世ニ在リテハ、之ヲ代官トモ稱シテ、大抵一人ナリシガ、慶長年中ニ米津勘兵衛、土屋權右衛門之ニ補セラレテヨリ二人トナリ。各々奉行所ヲ設ケテ、之ヲ南組、北組ト稱シ、組毎ニ與力二十餘人、同心百餘人ヲ置キテ、其事務ヲ分掌セシメシガ、元祿十五年ニ、丹羽遠江守ヲ之ニ補シテヨリ三人トナレリ。然ルニ享保四年ニ、堀内能登守職ヲ辭シテヨリ、其後任ヲ命ゼズシテ、舊ノ如ク二人ト爲シ、明治元年五月ニ至リテ、寺社奉行、勘定奉行ト共ニ、此職ヲモ廢止セリ。

古事類苑 官位
部三

町奉行屋鋪二ヶ所

一ハ數奇屋橋御門内ニあり。筒井伊賀守 ○文政四
十二年の御役宅なり。此御役宅昔ハ吳服橋内にありしものあり。寛永板江戸繪圖、吳服橋内北角屋鋪ニ町御奉行島田彈正と載す。是彈正忠利正あり。正保江戸繪圖にはたま〜名を記せず、寛文延寶頃の圖ニは宮崎若狹と記たり。此御役宅を南番所と稱せり。一ハ吳服橋御門に在リ、榊原主計頭 ○文政二
七年の御役宅也。此御役宅昔ハ常盤橋内、今巨勢日向守屋鋪の處にあり。此屋鋪御役屋敷の頃は、御門の方へ廣く出たり。寛永板江戸繪圖に、牧野内匠と記たれば、此頃迄他所に在しあるべし。正保繪圖には町奉行との記して姓名を闕く、寛文延寶圖には町御奉行嶋田出雲とあり、是出雲守守政なり。此御役宅を北番所と唱ふ。文化三年燒失の後今の地に移さる。又元祿十五年丹羽遠江守を新規町奉行ニ仰付られ、鍛冶橋御門内 今御概の
處なりに御役宅を置れしより中頃三奉行と成りしが、享保四年坪内能登守御役

南番所

北番所

る、御代官御替り被成ゆるも、右村方より請取來り申い。
覺

一、米拾貳石三斗六升

武州豊島郡之内
高田村

右者、兩傳馬町當何^〇子^〇干^〇御繼飛脚扶持米、書面之通其村置米、馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門、斷次第相渡、同年勘定拂^〇可^〇定^〇い。仍如^〇件。

年號月日

何 誰 印
高田村 名 主

撰要集

御傳馬御用起立之事

天正十八寅年^〇紀元二^〇五〇^〇年。八月

御入國之砌佐久間善八・馬込平八・吉澤十左衛門・高野新右衛門・小宮善右衛門被召出、御傳馬役名主役被仰付、寶田村ニ住居、道中御傳馬之御用相勤、年々爲御扶持米拾貳石三斗六升致頂戴^〇い。慶長十一年年^〇紀元二^〇六六^〇年。御本丸御造營ニ付、當時之地所ニ引移、南傳馬町ニ相唱、追々町家取立爲御國役入馬之御用相勤^〇い。

但南傳馬町・大傳馬町舊地ニ豊島郡峽田領寶田村、當時吳服橋御門之内、小傳馬町舊地ニ同郡千代田村、當時常盤橋御門内之趣、天和二戌年六月、享保十一年年八月書上有之、安永七戌年三月、天明

二寅年七月以來之書上ニモ、南傳馬町舊地千代田村ニ有之、相違改居^〇いニ付、天和、享保之舊記を爲^〇證^〇記^〇置^〇。

撰要永久錄

第二千三百年代天正十八年^〇庚寅^〇紀元二^〇二五^〇年。徳川家康封ヲ關東ニ移ス。時ニ江戸寶田村及千代田村ノ農民馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等其部下ノ人夫傳馬ヲ率テ之ヲ迎フ。依テ始テ道中傳馬役ヲ命ジ、且繼飛脚給米トシテ武藏國豊島郡高田村ニ於テ高十二石三斗六升ヲ給ス。^〇下

大日本驛遞志稿

是月^〇天正十八年庚寅八月^〇紀元二〇二五〇年。源家康^〇徳川^〇封ヲ關東ニ移ス。時ニ江戸寶田村及千代田村ノ里民。馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等駄馬人夫ヲ率テ以テ之ヲ迎フ。因テ道中傳馬役ヲ命ジ、繼飛脚給米トシテ武藏國豊島郡高田村ニ於テ高十二石二斗六升ヲ給ス。^〇下
御傳馬方舊記^〇按スルニ、同書寶永三年四月ノ條ニ、江戸傳馬役馬込勘解由等、勘定所ノ間ニ答ル書ニ、江戸傳馬町出ス所ノ繼飛脚ハ、兩傳馬町預メ交番ヲ定メ置キ、執政諸文ヲ以テ諸國ニ下ス所ノ城中宮用ノ狀頭ヲ領シ、晝夜ノ別ナク人夫ヲ出シ、江戸待出シヲナスヲ云、之方爲ニ古來傳米拾貳石三斗六升ヲ賜ヘリ。但其官用ハ、時々増減アリト雖モ、其賜ル所ノ傳米ニ増減アルトナシ云々。

大日本驛遞志考證

上述傳馬役ヲ承リタル五氏ノ内、高野氏ノ家譜ハ同家ニ傳來セシ撰要永久錄ニ添付セラレ。同家譜ニ據レバ高野氏ノ遠祖ハ大織冠鎌足八世ノ孫武藏守秀郷(田原藤太)ニ出デ、十四世七郎左衛門久秀田原氏ヲ改メ高野氏ヲ稱センガ、更ニ降ル^〇十一世直雅ヲ同家中興ノ祖ト云フ。直雅ハ大永七年(紀元二一八七年)ニ生マレ、初メ次郎右衛門雅久ト名乘リ、武藏國豊島郡峽田領江戸庄寶田村ニ住シ、北條氏直ガ未ダ新九郎ト稱セン頃、由緒アリテ其ノ一字ヲ賜ハリ、新右衛門直雅ト改ム。以テ北條氏縁故ノ士タリシヲ知ルベシ。

尙ホ直雅ガ妻ニツキ、家譜ノ記ス處ニ據レバ、其妻ハ三男ヲ擧ゲシガ、其姓氏不分明ナレドモ北條家由緒ノ人ニテモアリシカト云ヒ、又「慶長十九年十月廿五日卒、其法名ヲ觀智國師ヨリ賜フ。源受院貞譽清信、増上寺山内ニ葬ル、其墳墓光蓮(直雅)ノ墳墓ヨリモ形勝レリ故アリシコニヤ」トアルニ依ルモ直雅夫妻ガ北條家ト因縁ノ淺カラザルモノアリシヲ思フベシ。

然ルニ天正十八年八月朔日徳川家康入國ニ際シ直雅舊家ノ故ヲ以テ召出サレ、諸國道中傳馬役及ビ寶田村ノ支配名主役ヲ命ゼラル。後寶田村ヲ移シ、其地ヲ南傳馬町ト稱シ、引續キ道中傳馬役ヲ勤メ、兼テ同町名主ヲ勤ム。直雅老年ニ及ビ家督ヲ次男直久ニ譲リ、後光蓮ト號シ、慶長十七年十月十七日歳八十九ニシテ卒ス。

直雅ノ長男ハ、理右衛門ト稱シ、初メ武藏國寶田村ニ分家シ、慶長十一年御城御造營ノ節、中橋北ノ地ニ移リ町屋ヲ取立テ通四丁目ト唱ヘ、同所名主所ヲ命ゼラル。慶長十九年七月二日卒ス。是ヨリ先、其長男某家督ヲ繼ギシモ父ニ先チ慶長二年九月四日卒セシヲ以テ、次男某(天正十六年生)父兄ノ家督ヲ承ギ、理右衛門ト稱セシガ、正保年中隱居剃髮シテ專西ト號シ、歳八十二ニシテ卒ス。(此人正保三年切支丹宗門歸依ノ由ヲ以テ糾問ニ會フト云フ)而シテ其後ハ長男直友(元和元年生)ハ先キニ大叔父直久(本家)ノ跡ヲ繼ギシヲ以テ、次男實隆(元和九年生)父理右衛門ノ家督ヲ繼ギシモ、後故アリテ名主役ヲ退キ、剃髮シテ宗貞ト稱シタリ。

一方直雅ノ家督ハ、次男直久ノ襲フ處ニシテ、直久ハ永祿七年ニ生マレ、初メ新七郎ト云ヒ、慶長年中父直雅ノ家督ヲ繼ギテ新右衛門ト稱ス。慶長十八年六月七日神田天王ノ神輿ヲ供奉シテ登城、更ニ町奉行所ヘ入興、是天王祭禮ノ起源ニシテ、直久此事ニ與ル。慶長十九年、元和元年大坂兩度ノ御陣、元和八年日光御社參、同九年御上洛ノ節小荷駄人足等ノ御用ヲ勤ム。又寛永二年、同五年兩度日光御社參ノ節ハ、道中通人足ヲ命ゼラレ、御供ノ内ニ加ハリ人足ヲ差配セリ。直久(二世)子無キヲ以テ、既記ノ如ク兄理右衛門ノ孫直友(三世)ヲ養ヒ、家督ヲ譲リ、隱居シテ慶欣ト號シ、寛永八年四月十五日歳六十八ニシテ卒ス。尋イデ直友ノ嫡子直重四世トナリ、直重ノ嫡子直治五世ト成、直治ノ四男直熙六世トナリ、直熙ノ嫡子直好七世トナリ、直好子無ク弟直賢八世トナリ、直賢子無ク、兄善次郎茂雅嫡子直昌九世トナリ、直昌ノ次男直孝十世トナル。

尙ホ直雅ノ三男ニ同姓喜兵衛頓入アリ、分家シテ南傳馬町三丁目ニ住居シ、二世ヲ太郎右衛門應感、三世ヲ某清也ト云ヘリト。以上ヲ高野氏家譜ノ大略トス。

高野氏家譜

直雅 高野七郎左衛門尉藤原久秀十一世孫、武藏國豊島郡寶田村住人、初名次郎右衛門、後新右衛門號光蓮、高野氏中興始祖、法名心譽光蓮。

中興乃祖直雅ハ太永七年○丁亥(紀元二一七八年)ニ生ル。遠祖大織冠鎌足公より八世の孫武藏守秀郷藤原五男五郎左衛門尉干常田原より十四世七郎左衛門尉久秀十一世乃苗裔なり。鎌足公の時もし先て藤原乃姓を賜ふ。久秀の代ニ田原を改先高野を氏とす。家の紋丸の内に四ツ鷹ノ羽と下リ藤なり。足利將軍家ニ奉仕也。久秀乃男三郎左衛門尉秀任、二世となる。三世左衛門佐秀隆、四世左衛門尉秀仲、五世左近右衛門秀貞、六世左次馬秀雅、七世權右衛門雅爲、八世次郎太夫雅佐、九世彌太夫雅武、十世次郎右衛門雅次、其の雅次者中興の祖直雅乃父なり。直雅初先次郎右衛門雅久と名乗、武藏國豊島郡江戶領

寶田村に住居せ。關東管領北條左京大夫氏政卿御嫡男相模守氏直卿と申せし頃、由緒あるによりて一字を賜ふ。依て新右衛門直雅と改む。天正十八年○庚寅(紀元三五〇年)八月朔日、東照神君○徳川家康關東御入國之砌、舊家乃故を以召出され、諸國道中傳馬の役、且寶田村の支配名主役を仰付られ後に村名を改光傳馬町と唱ふ。御扶持方として米拾貳石三斗六升宛、年々五人にて拜領せ。同役佐久間善八、計、高野新右衛門小宮善右衛門慶長十一年○丙午(紀元二二六六年)御城御造營之砌、寶田村御曲輪内ニ相なり寶田村々今の吳服橋御門内也替地として中橋京橋乃間おゐるて長三町餘、幅壹町の地を下され引移せ、町屋取立、寶田村より引移ゆ者へ地所割渡、南傳馬町と唱へ、御國役として間數の多少により人馬出させ、三人まで國役吉澤主計、高野新右衛門、小宮善右衛門筋傳馬の役、且名主役兼支配し同町貳町目の内西側北角屋敷に住せ。宅地坪數貳百八十坪町割の後御鷹野御成の節中橋際まわゐて御目見仰付られ其後冬年々正月三日年頭御禮之節御目見仰付られ青銅百疋宛獻せ。直雅老年におよひ家督を次男直久に譲り後光蓮と號し、慶長十七年十月十七日歳八十九にして卒せ。増上寺十二世觀智國師より法名を賜ふ。淨生院心譽光蓮、芝三縁山増上寺山内に葬る。増上寺ハ元貝塚ありし頃もりの菩提所なり。御入國の後觀智國師御菩提所を命せられしより坊中の内にて華岳院を手に繼とせり。今三年頭中元の祝義ハ大僧正へ拜謁御言葉是あり。日録金百疋宛呈上せ。年頭之節ハ方丈よりも北條氏直卿より賜りし腰差壹腰身銘備前長船祐定備州長船祐定天文中仙臺中納言政宗卿上洛之節旅館本陣よりける時賜りし鎗一筋身銘備前長船祐定刀壹腰花三鹿三疋金銀色繪深彫銀赤銅草花金銀色繪深彫銀赤銅草花金銀色繪深彫銀赤銅草花茶入壹瀬戸磁紙手袋右之外ハ素鎗壹筋古弓壹張、台徳院殿○徳川秀忠御筆色紙難波呂記筆雪中

松之鷹之畫、啓書記筆釋尊之畫等世々傳來せり。家族乃陣笠法被且挑灯ハ裾山道の印を用ゆ。直雅妻ハ三男を生む。其性氏不分明なまとも、北條家山緒乃人まてもあましか、慶長十九年○甲寅(紀元二二七四年)十月廿五日卒せ。法名を觀智國師より賜ふ。源受院貞譽清信、増上寺山内に葬る。其墳墓光蓮乃墳墓よりも形勝れり故ありしとにや。

某

高野理右衛門と稱せ。初光武州寶田村に分家し、慶長十一年御城御造營之節、中橋北の地に移り町屋取立、通四町目と唱え、其所の支配名主役を仰付らき、同所に住せ。通四丁目東横町岩倉町境之地を名主屋敷と今に申傳へゆ由、直孝所之者に承りし故記置。慶長十九年七月二日卒せ。法名喜光雲悦、三縁山増上寺に葬る。

妻、長譽妙秀 正保四年没ス。

某

父理右衛門乃家督を繼ぐ、慶長二年九月四日卒せ。法名心譽道清、三縁山増上寺に葬る。
妻ハ耀譽妙光、寛永三年没せ。

某

天正十六年に生る。兄早世よつて父兄乃家督を繼ぎ、高野理右衛門と稱す。正保年中隱居剃髮

して專西と號し歳八十二にして卒也。法名方譽專西、増上寺山内華岳院に葬る。正保三年、專西切支丹宗門歸依の由糺ありし故、葬式の節、増上寺方丈花岳院に御出焼香ありし由、役者良我連的壽光院常光院より町年寄三人の文書扣等あり。委細記録留に記也。
妻ハ玉譽桂林、明暦三年没、慶欣之姪也。

某

高野彌左衛門と稱也。承應二年三月十四日卒也。法名應譽相西、増上寺山内花岳院に葬る。

直友

元和元年に生る。大叔父直久の跡を繼。

實隆

元和九年に生る。父理右衛門の家督を繼しが、故ありて名主役を退き、後又兵衛剃髮して宗貞と號し、元祿十年三月五日歳七十五にして卒也。法名西高院松譽宗貞増上寺山内花岳院に葬る。

二世 直久 新右衛門、初名新七郎 法名西譽慶欣

永祿七年○甲子(紀元二二二四年)に生る。幼名新七郎、慶長年中、父直雅の家督を繼て新右衛門と稱也。慶長十八年○癸丑(紀元二二七三年)六月七日神田天王の神輿を直久供奉して登城、夫より町御奉行所へ入興、直久は細美さびみの羽織乗馬まて供奉、獅子頭ハ家持貳人と有之其外小旗持等の人數書委細記録留に在る也。南傳馬町貳丁目宅地前辻へ假家を建、神事執行、同月十四日歸社、是天王祭禮の起源なり。慶長十九年○甲寅(紀元二二七四年)元

和元年○乙卯(紀元二二七五年)大阪兩度乃御陣、元和八年○壬戌(紀元二二八二年)日光御社參、同九年○元和癸亥(紀元二二八三年)御上洛乃節小荷駄人足等の御用を勤む。御軍用御役付小荷駄印の幟、南御番所ニ御預り右寫記録留ニ記ス。又寛永二年○乙丑(紀元二二八五年)同五年○寛永戊辰(紀元二二八八年)兩度日光御社參之節、道中通人足仰付られ御供の内に加り人足差配す。直久男子無之ニ付、兄理右衛門の孫を養ひ家督を譲り隠居して慶欣と號し寛永八年○辛未(紀元二二九一年)四月十五日歳六十八にして卒也。増上寺十六世深譽傳察大和尚より法名を賜ふ。榮久院西譽慶欣、三縁山増上寺山内華岳院に葬る。葬式之節於花岳院におゐて傳察大和尚御焼香あり。是増上寺直且那の舊例あり。

高野家家譜下書

高野氏家記

中興之祖高野新右衛門藤原直雅次郎右衛門雅次之嫡子、大永四申年○紀元二一八四年之出生、武藏國豊島郡江戶庄峽田領寶田村住居郷士ニ有之、初名治郎右衛門、關東管領北條家ニ由緒有之、左京大夫氏政卿御嫡男相模守氏直卿初め新九郎と申せし頃常々罷出の處、天正年中字之一字被下新右衛門直雅と改名。直雅先祖ニ系譜ニ記有之、其後代々之事記有之の得共荒増ニ付舊記を書拔、本文之通書記置也。子孫世族如左。

直雅之次男直久二世ト成、直久子無之兄理右衛門雲悦某之孫直友三世ト成、直友之嫡子直重四世ト成、直重之嫡子直治五世ト成、直治之四男直熙六世ト成、直熙之嫡子直好七世ト成、直好子無之弟直賢八世ト成、直賢子無之兄善治郎茂雅嫡子直昌九世ト成、直昌之次男直孝十世ト成。

仙臺申納言政宗卿御上京之節も御立寄有之、且天正年中○本陣ニ、トモアリ。旅館ニ相成り節鎗一筋、刀一腰、茶入一被下下。右三品之内鎗も明曆三酉年類焼之節焼失。天文二二年二月備州長船住祐定作刀一腰、茶入も傳來、刀身長貳尺四寸銘祐定目貫銅色付ウハク面頭赤銅草花ニ鹿三疋、金銀色繪高彫緑赤銅草花金銀色繪高彫鏝南蠻鐵糸目緑ニ唐糸金象眼入切羽金無垢錮金無垢柵目鮫白柄媚茶下ケ緒紫鞆黒仙臺シホ裏瓦金寄繩小尻銀くさらかし。茶入瀬戸澁紙手袋古金蘭箱書付銘花染桐柀目之箱ニ入有之。

天正拾八庚寅年○紀元二二五〇年。八月朔日

權現様○御用家康御入國之砌、舊家之故を以、被召出御傳馬役名主役被仰付同役吉澤主計、小宮善右衛門、佐久間善八、馬込年八以上五人也。爲御扶持方米拾貳石三斗六升宛年々致頂戴下。

右御扶持米も、武州豊嶋郡高田村御物成置米を以年々被下、右村之御代官に御扶持米請取手形差出、引替手形相渡り高田村名主方に申遣り得、名主差添馬ニ附來り。起立書留相分り兼り得共、御入國之事も前々書上下。元祿十三辰年○紀元二二六〇年。三丁地主願下爲冥加御米少々宛頂戴仕度旨申出下。慶長十一年御城御造營、寶田、千代田之兩村御内曲輪内ニ相成、江戸町割之節當時之地所に引移、南傳馬町壹町目貳町目三町目と町銘相付貳町目之内ニ住居、同役吉澤主計、小宮善右衛門、一同ニ支配致、町用之儀も居町ニ取計○臺町目住居吉澤主計、三町目住居小宮善右衛門。

舊地寶田村も當時吳服橋御門之内、千代田村も常盤橋御門之内、南傳馬町、大傳馬町舊地も寶田村、小傳馬町舊地ハ千代田村之趣、天和二戌年六月十一日、享保十一年八月十日兩度之書上安永七戌年

三月、天明二寅年七月兩度以來之書上ニも舊地千代田村を有之、相違致居下付、後々疑惑爲不致天和享保之舊記を爲證記置。住居之地所町始南傳馬町貳町目西側北角ニ有間口京間拾四間裏行貳拾間、此坪數貳百八拾坪有之、○「内拾間ヲ安永年中兩度ニ他ノ譲リ間口四間ニ裏行貳拾間ヲ今以所持」トアルヲ扶殺セリ。代々所持居屋敷ニ付活券狀等無之古來下草創地を唱下。

慶長年中御應野御成之節中橋際ニおひて御目見毎年正月三日、御城に罷出年頭御禮之節青銅百疋宛獻上御目見致下。

中橋之跡埋立ニ相成、橋相止下年月不相分、古も御堀材木町に流き、紅葉川を唱下由、中橋もり西之方入堀も、享保之頃埋立ニ相成、東之方ハ今以入堀ニ有之、中橋之邊廣小路ニ有地低ニ有處、西側埋立跡、享保十五戌年初メ拜領地ニ相成、東側も安永三年埋立拜領地ニ相成、南傳馬町地先通四町目地先藏地も、天明五巳年追々拜領地ニ成、中橋廣小路町を唱下。文化十一年右町上水樋榊普請之節、間數爲打り得三十一間有之、享保六丑年上水組合規定帳ニも樋之間數四拾四間有之、右も橋有之節川中潜り樋平均之間數ニ可有之上り樋下り樋六間宛も引去り得三拾壹間、當時之間數ニ符合致、尤先年樋伏替之節も橋杭之根樋際ニ有之障ニ相成切下由申傳下。鳥目壹貫文宛獻上致下處、享保七寅年正月御扇子一臺宛獻上致可申旨被仰出有之下、但御扇子臺下下ケ札書様左之通。

御扇子三本入
南傳馬町
高野新右衛門

直雅嫡子高野理右衛門雲悅分家、同村ニ住居之處、慶長十年江戸町割之節、日本橋四町目ニ引移名主
略○中
役被仰付致支配い。

右之家四代相續如左理右衛門雲悅之嫡子道清二世ト成、道清子無之弟專西三世ト成、專西之二男實
隆四世ト成、三世乃實名不分法名を以記、通四丁目東橋町岩倉町境之地所を名主屋敷ト申傳
由、直孝所之者ニ承置い。右之地所は□□ノ代々住居致居い。家絶い譯不相分。

直雅ノ三男高野喜兵衛頓入分家南傳馬町三町目ニ致住居い二世太郎右衛門應感三世某清也。三世其實名不
分法名以記置。

右之家二世三世相續之儀モ耽モ致い舊記無之年考を以記置。

家之定紋丸之内ニ四ツ鷹ノ羽又藤巴下り藤。略○中

慶長五年關ヶ原御陣之節人馬之御用相勤之。略○中

同九辰年御上洛之節道中人馬之御用相勤御供仕い。略○中
慶長十七壬子年十月十七日高野新右衛門直雅病死、行年八拾九歳、法名淨生院心譽光蓮居士、三縁山増
上寺ニ葬。

二代高野新右衛門直久モ、元祖直雅之次男永祿七子年ノ出生、始名新七父之家督ヲ繼テ御傳馬役名主役
被仰付新右衛門直久モ改名。

慶長十八癸丑年六月七日、天王神輿ヲ直久附添御本丸大手并町御奉行所ニ入輿夫々南傳馬町中程ニ旅假
家ヲ建神事執行有之い。

天王御旅之由來如左舊記有之古來々天王モ此方手切ニる假家之屑等致い處、天明四辰年々山王明神

天王祭禮隔番ニ世話致い支。

神田天王南傳馬町ニ御旅之由來

慶長十八丑年六月七日

御本丸大手ニ御神輿南傳馬町家持とも名主新右衛門持參仕、神主奉幣有之、夫々町御奉行土屋權
右衛門様・米津勘兵衛様ニ持參仕、神酒御備獅々頭家持貳人ニ多持之い。夫々町ニ出南傳馬町中程ニ
旅假家建居置、神事同月十三日迄執行、同月十四日御歸輿御座い。

人數之覺

幣持壹人 太鼓持貳人 獅子頭貳人 神輿拾人 小旗十人 町人衣類さるみ澁染帷子 名

主新右衛門細美羽織馬ニ乘御供仕い。

慶長十九寅年七月二日元祖直雅嫡子分家高野理右衛門病死、法名喜光雲悅信士三縁山増上寺葬。

同年十月廿五日元祖直雅ノ妻某病死、法名源受院貞譽清信禪尼三縁山増上寺葬。

慶長十九寅年元和元乙卯年大坂二度御陣之節、人馬御繼飛脚之御用相勤、同八壬戌年日光御社參、同九
癸亥年御上洛、寛永二乙丑年日光御社參、同五戊辰年日光御社參之度々道中通し人馬之御用相勤道中ニ
罷越い。

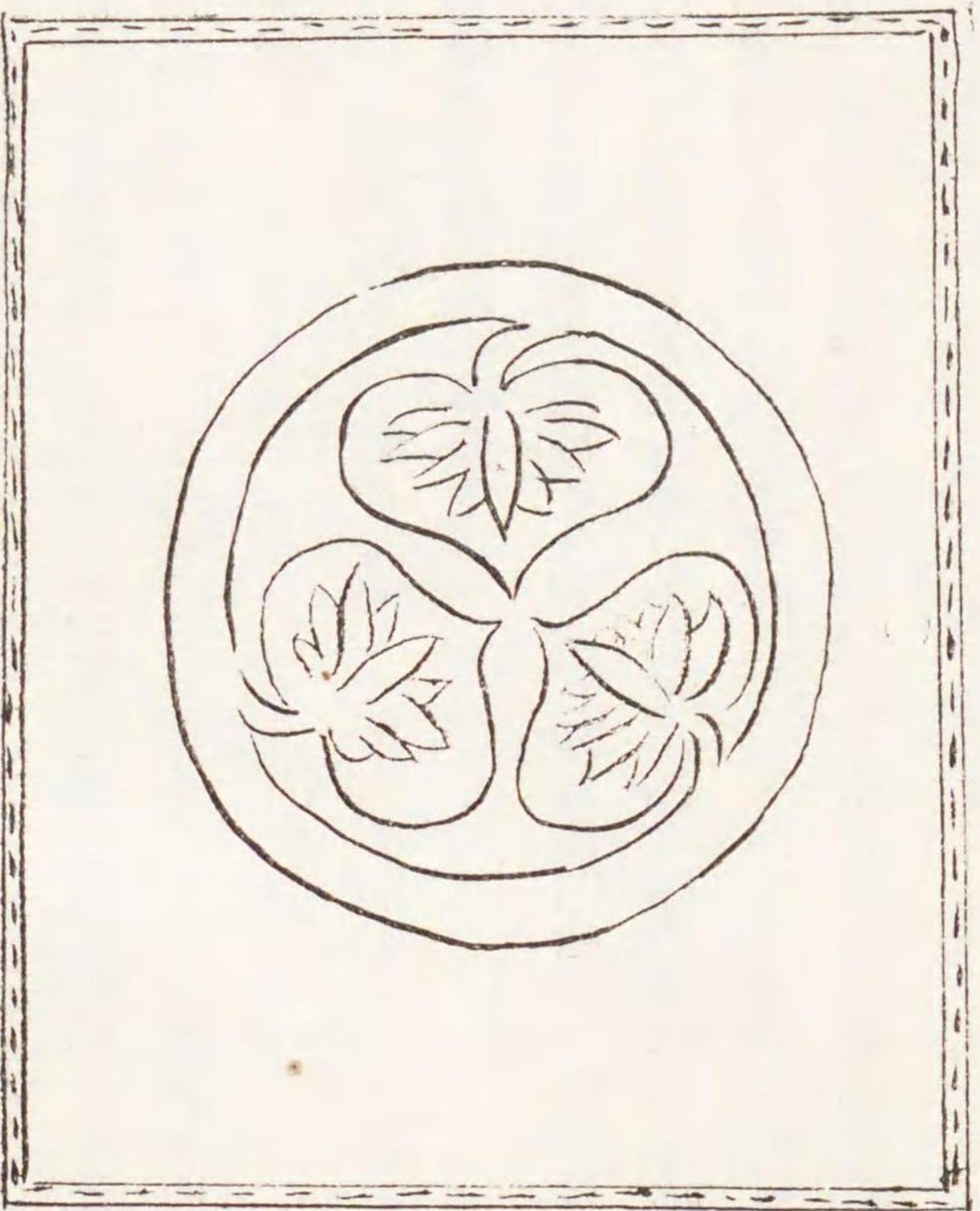
右御用之節相用い儀ニ可有之古來々南御番所御預り之趣ニる小荷駄印有之、故有る直孝寫置至る古
ク、圖如左。

御軍用御小荷駄印

關東首府時代

大サ堅 六寸五分
横 五寸五分

四方折返し端縫有之。
御紋白上り紺地木綿



元和四戊午年九月十二日元祖直雅三男分家高野喜兵衛病死、法名誓運頓入禪定門増上寺葬。
元和九癸亥年七月三日高野喜兵衛ノ孫某病死、法名轉心清也禪定門増上寺ニ葬。

略○中

直久娘かね寛永年中吉澤十左衛門方嫁ス。

寛永三丙寅年十月廿一日高野理右衛門妻某病死、法名耀譽妙光信女増上寺内花岳院ニ葬。

直久男子無之ニ付兄高野理右衛門之孫を爲養子ニ引取新七と改名致す。

寛永八辛未年四月十五日高野新右衛門直久病死、行年六拾八歳、法名榮久院西譽慶欣居士、増上寺内花岳院ニ葬、法名大僧正様御附被下葬式之節花岳院迄御來駕御焼香有之。

——高野家譜附録下書

傳馬 名義 (一) 王朝時代官吏の乗用に供する爲めに備へたる馬、(二) 江戸時代宿驛毎に備へたる遞送用の駄馬をいふ。

起原沿革(一)は孝徳天皇の二年に發したる改新の詔の中に、畿内に驛馬・傳馬を置きたると、并々驛馬傳馬を賜ふ事は、みな鈴傳の符刻の數に依れとあるを起原とす。されど其制詳に爲し難し。文徳天皇の時の令制には、驛傳馬は公使之に乗る。事急なれば驛に乗り、事緩なれば傳馬に乗る。傳馬一日の行程凡そ七十里を準とす。傳馬は郡毎に各五、皆官馬を用ひよ。公使驛馬及び傳馬に乗るの時、もし不足せば私馬を以て充てよ。官人傳馬に乗りて使に出でなば、到る處官物を用ひよ、など規定せり。以て驛馬と傳馬に輕重の差あるとを知るべし、然るに延喜式を檢するに、傳馬をおきたる國は、全州の半に留り、且つ各郡に亘らず、當時其要減少したる爲に省略したるものならんか、後ち朝綱廢弛するに及びて驛傳の制遂に衰頽せり。(二)天正十八年徳川家康關東に移封して江戸城に入るや、寶田村・千代田村の農民馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等其部下の人夫傳馬を率ゐて之を迎ふ。家康よりて道中傳馬役

關東首府時代

を命ず。文祿元年一駄の駕量を三十貫目と定む。慶長七年家康天下の政權を握るに及び、驛路の事、奈良屋市右衛門、樽屋三四郎の二人をして司らしめ、公用の傳馬は皆此二人發する所の傳符を以て出さしめたり。十六年傳馬法を令し、江戸日本橋より品川まで上下駄賃は、荷物重さ四十五貫目を一駄とし、京錢廿六文、板橋まで三十文とし、人足賃其半とす。尋で寛永十二年武家諸法度を發するや、諸國道路橋梁を修し、驛馬舟楫を備ふべきことを規定したり。後ちまた五街道宿驛の人馬を定め、東海道は百疋百人、中山道は五十疋五十人、日光・奥州・甲州三街道は廿五疋廿五人とす。然れども當時大小名の江戸に參觀交替の途上、往々にして、人馬を濫に使用するものあり。是に於て荷物改所を東海道の品川、府中、草津、中山道の板橋、追分、洗馬、日光奥州街道の千住、宇都宮、甲州街道の内藤新宿におき、本馬一駄乗廿貫目、輕尻五貫目、駄荷四十貫目、人足一人持五貫目等の制を設く、元祿年間に至り、定助郷、加助郷等を定め、宿驛附近の村落に課し、助成の傳馬役夫を出さしむる事となれり。かくの如くにして傳馬の法大に整頓するに至りしが、其目的とする所は大名役人の旅行、公用物の遞送等に過ぎざりしを以て、一般の人民に至りては、其利を享くることがはざりき。

國史大辭典

附記
飛脚及日數

當時官用ヲ達スル驛傳アリタルハ上記ノ如クナルガ、民間飛脚業ハ未ダ興起セザリシト思ハルレドモ、驛制史料所收六組飛脚屋舊記乾ニ左ノ記載アリ、參考ノ爲掲グ。

一御當地上下飛脚屋之初メ、天正十八庚寅年銘々御狀箱を首ニ懸け、京・大坂往來ス。御入國以

來段々商賣繁榮ニ及、上下之旅人飛脚荷物負相勤ク。

天正十八年今明和五戌年迄百七拾九年也。

驛制史料所收、六組飛脚屋舊記乾

京都へノ飛脚往復日數。家忠日記ニ文祿二年閏九月十三日癸巳ノ條ニ「京へ飛脚越ハ」トアリ。次イデ翌十月十三日癸ノ條ニ「京へこしハ飛脚歸ハ」トアレバ、其ノ間費ス處三十一日ニシテ、往返各十五日ヲ要シテ一往復セシ事ヲ知ルベシ。是ニ由テ當時ノ江戸ト京都トノ飛脚行程日數ヲ略ボ想像シ得ベントス。但シ這ハ武家ガ自ラ仕立ツル處ノ飛脚ニシテ民間ノ施設トハ自カラ異ル處アリシナルベシ。守貞漫稿ニ據レバ、後、三度飛脚ノ並便リト稱スルモノハ、江戸ト京坂トノ間ニ於テ一往約三十日ヲ要シ、十日限ハ、或ハ一往、或ハ一來十日ヲ限リ、出納日ヲ加算シテ發日ヨリ十二日ニテ達スト云フ。以テ比照スベシ。

飛脚屋 京坂より江戸に往來するを第一とす。號て三度飛脚と云。是も亦京坂を元とし江戸を末とす。京坂より江戸に往き、江戸より大坂に歸る日數に差あり、大概三十日許にて一往するを並便りと云。是は雇錢賤き故に驛馬の閑暇を待て雇之用ふ。故に日數定まら。次に十日限と號け、或は一往、或は一來十日を限る。然も出納の日ある故に大略發日より十二日にて達す。賃錢並便より貴し、六日限を早便りと云、發日の時刻により七日に達す。然れども近年十日限六日限ともに二三日延日すること多し。故に特に正六日限と云て、天保初以來行之、六日限は十日限より賃貴く、正六日限は又貴し。正六日出納の日ともに七十二時にて達之、並便以下賃錢諸物價の條に詳也。

右の並便以下宰領と云て一夫を馬四五駄に附し途中掌之て往來する也。數駄の中一駄乗から尻と云て荷を軽くし宰領其上に乗る。並便は晝往き夜は必らず宿す。十日限以下は晝夜往て宿すること無之。又特に火急を報ずる書簡には四日限仕立飛脚と云あり。是は常に無之、三都ともに需に應て發之、大概賃金四兩計也。此仕立には宰領を附せず放ち贈り、兼て每驛に得意の者ありて掌之、每驛夫を代へ續て遣之、發日より必らず四十八時にて達之、又差込と云あり、右の仕立ある時其幸便に付すを云、大略金二三分也。

大坂三度飛脚屋、船越町尾張屋惣右衛門、江戸屋平右衛門、尾張屋吉兵衛、津の國屋十右衛門。江戸同、佐内町和泉屋甚兵衛、瀬戸物町島屋佐右衛門、室町京屋彌兵衛、西川岸町大坂屋茂兵衛。みぎの大坂茂兵衛、天保中届金數千兩を遣ひ入牢して死す。家も闕所にあり其後吳服町に江戸屋仁三郎開店す。右三度外大阪には西方諸國及び北國京都堺奈良等各別に飛脚屋ありと雖ども盛ならず皆小行也。江戸にも關八州等及奥羽の飛脚屋あり。東海道の間は三都とも三度に付す。又三都とも町飛脚と云あり。各其市中の便を便す尤書簡を遣るを專とす。○下

守貞漫稿

地方役人召集

入國○天正十八年(紀元二五〇年)八月ニ際シ地方役人ヲ江戸ニ召集シ、速ニ江戸附近ニ於ケル家臣ノ

知行割

知行割ヲ行フ。

○落穂集。東京地理志料。東照宮御實紀附錄。新編武藏風土記稿。

地方役人ノ江戸召集事蹟

地方役人ノ江戸召集 當時民政ノ衝ニ當ル役吏ヲ地方役人ト云フ。家康○德川江戸ニ入り關八州ヲ經營セントスルヤ、其ノ慧眼、民政ノ一日モ忽ニスベカラザルヲ知り、則チ舊領ニ配シタル巧者ナル地方役人ヲ江

戸ニ召シ登セ、以テ新領域ノ經營開發ニ從事セシム。

○上我ら承及候ハ、天正十八年八月御入國被遊候節、榊原式部大輔殿儀ハ、御入國一三昧の御用承以て、其下に青山藤藏殿・伊奈熊藏殿・板倉四郎右衛門殿其外夫迄の御領知四ヶ國へ御懸ヶ置たる地方役人衆の儀にて早々江戸表へ可罷越旨被仰出候と也。○下

落穂集上

江戸附近知行割事蹟

江戸附近知行割 榊原式部大輔ヲ知行割ノ總奉行トシ、下ニ青山藤藏・伊奈熊藏其他ノ目付衆ヲ配シ、舊領諸代官及び勘定方役人ヲ召集シテ其ノ事務進捗ヲ圖リ、旗本中小身ヲ江戸近クニ、次ニ知行取ヲ其外方ニ配セシモ、道中一夜泊リノ距離ヲ限度トナシ、其以上ノ大身ニハ北條氏所領時代ノ城地ヲ分配セリ。

○上御國かへの節、萬事を被差置、御家中大身小身も限らず、知行割の義を急ぎ候様にと有之、惣奉行には御老中の内にて、榊原式部大輔殿を被仰付、其下に青山藤藏殿・伊奈熊藏殿其外御目付衆などを被差加、それ迄の御領分四ヶ國に被懸置候御代官衆御勘定方の諸役人の義ハ、皆々御當地へ被罷越、晝夜共に知行割の御用に御懸け被遊候節、御旗本に於て、小身なる面々へハ江戸近くにて知行を割渡し、本ノマ少も知行高を取候者など道のり遠き所にて知行を割渡し可申候。但し道中一夜泊りより程遠き所にて御旗本衆へ知行所を割渡し候義をハ、無用に致し候様にと被仰出候と也。扱又御家中大身衆へ北條家の節の城地を被下候知行所の義ハ、いづれも御自身の思召を以拜領被仰付候由、右知行割相濟候以後、御家中衆へ被仰渡候ハ、今度被下置候知行所に於て何れも軽く陣屋を構へ、其所へ直に妻子等をも引越、江戸御城御番の義御知行所を通ひ勤めに仕候様にと被仰付ゆへ、御家中大身小身共に拜領の知行

關東首府時代

所へ直に妻子なども引越候ことく仕候を以、手廻し早く埒明候と也。小身衆の義ハ知行所の名主の家、又ハ寺院などをかり、當分の居宅と被仕候衆中なども數多有之候と也。扱江戸表には御近習邊の御奉公を被致候面々、諸番頭・諸物頭其外御役人衆中の義ハ、妻子をバ直ニ知行所へ引越、其身と人馬計は江戸御城近きあたりに小屋場を請取、小屋懸を被致、御奉公之申上事濟候と也。

同問て云、其件御申の通に候へハ、御旗本諸御番方の衆中、遠方の知行所への通ひ勤めと有之候ハ、太義成事の様に被存候、此段ハ如何被聞及候哉。

答て云、其義をも承り及ひたる事に候。其節御當地にて御城近き所の町屋に、御番衆の定宿屋と申て、いか程も有之、知行所の遠近に依て、其町屋に幾日も逗留被致、我か番、他の番と申儀も無之、毎日出勤被致、御番帳の面に名判をさへ致し置かれ候へハ、壹ヶ月分、二ヶ月分の勤も相濟候ごとく被仰付いをは以ふる程事濟いと也。其内に段々と御當地にて居屋敷をも拜領被仰付、小屋懸などを被致候て、夫に被居連々と家作等をも被調いとなり。右申ごとく御本丸御玄關の箱段の船板なども久しき間御とらせ不被遊、其外御殿むきの普請とても以の外御手輕き御様子に有之候に付、御家中衆拜領屋敷の家作など身上不相應に輕く被申付候ても、見とかめ申者も無之とく有之候と也。右ハ長崎物語りを承りたる事に候。去に依て御國かへ被遊候年の九・十月比には御家中大小の侍中の引越共に大形埒明、駿府を始め四ヶ國の御舊領の義何方へ成共御引渡し可被成と有之、御使者を大坂表へ被差立候節、關白秀吉公、淺野長政へ被申候ハ、參河・遠勃・甲勃などの義ハ、さも有へき儀なり、駿府の城までの引拂ひと有之候、更に合點のゆかざる儀也、如何手廻しを被致候哉、惣て家康の被申付事には、凡人の不

及義が多きと有て、大きに感じ被申候由、徳永如雲齋覺書に有之。○下略

落穂集上

○上略 まづ本城と二丸の間にある乾濠を埋られ、その上は大小の御家人の知行割をいそぎ給ひ、榊原康政もて總督とし、青山藤藏忠成、伊奈熊藏忠政二人これを奉り、微録の者ほど御城ちかきあたりにて給はり、一夜へだつるほどの地は授くまじと令せられ、また一城の主たるものは御みづから沙汰し給ひ、誠に御いそぎ故大かた一人一村かぎり、また隣村つゞきにて下されけり。この事終りし後御家人へ仰渡されしは、此度給はりし銘々が采邑に、手輕く陣屋を作り、妻子を置、その身ばかり御城へ通勤すべしとて、別に城下には小屋をかけ、その身と僕從與馬のみをさし置れしなり。路程遠きものは城下の市屋を僦居して日をかさね在府し、當直ニあたればまうのほり番簿に名をしるし置て、又一兩月も采邑に歸住し、すべて簡易の事なりき。その後都下繁榮にしたがひおのゝ宅地給はり、みづからの力もて家屋いとむむ事と成しかり。(落穂集、君臣言行録)

東照宮御實紀附錄卷六

此月○天正十八年(紀元二五〇年)八月譜代の將士に分國中よ於て各領地を頒給はりて妻孥を移住せしめ、其庶政に與るものハ府下よ於て居宅を與へらる。東照宮御實紀附錄卷六

東照宮御實紀附錄云、大小の御家人の知行割を急ぎ給ひ、榊原康政もて總督とし青山藤藏忠成、伊奈熊藏忠次二人みきを奉り、微録のもの程御城ちかきあたりにて賜はり、一夜隔つるほどの地ハ授くまじと命ぜられ、又一城の主たるものハ御みづから沙汰し給ひ、殊に御いそぎ故大方一人一村限りか又

は隣村つきにて下されけり云々、按は足立郡馬室村某家藏文書に當時の知行書立あり。一畝せ不
 領家 一こしきや此内は林村 一ふちなこいづみ 一ひてや 一河田や 一石戸八幡原さうしき 一まむろ 右之
 分百姓能々御せんさくにて御所務可有之由、來年御繩打之上不足にゆはゞ足可申由、ゆまりゆはゞ
 御返し可被成者也、仍如件、天正十八年庚子九月七日伊奈熊藏印、牧半右衛門殿とあり、以て當時
 のさまを想見るべし。又按に當時奉行以下の邸宅と云ハ、代官町及平川門の外より常盤橋内までの間
 にありしかり。

東京地理志料

東照宮○德川家康 頓テ北條氏ノ闕國ヲ賜給ヒテ、江戸城ヲ府ト定ラレ、今年○天正十八年(紀元二二五〇年) 八月朔日御打入有
 テ、旗下ノ諸士ニ領知ヲ頒賜フ。其當國武藏國ニ在モノ大略河越城城附酒井重忠河内・忍城石一萬松平家忠
 又八・岩槻城石二萬高力清長河内・松山城石一萬松平家廣内膳正氏以下諸城ハ皆・騎西城石二萬松平康重周防・八幡山
 城一萬石、兒松平清宗玄番・深谷城石一萬松平康直源七郎長次松平ノ正統ナリ早ク卒シ後ニ家繼ス。・本庄城石一萬小笠原信嶺攝部・東方石一萬
 餘采地萬石ニ滿サルハ取ラズ。

新編武藏風土記稿

又伊奈忠次○熊藏ヲ關東郡代ニ任ズ。

○武州赤山源長寺伊奈氏碑拓本。鶯峯文集。寛政呈譜。參考錄餘。寛政重修諸家譜。經濟大辭書。柳營勤役錄。日本財政經濟資料。江戸幕府職官考。徳川幕府縣治要略。新編武藏風土記稿。東京府民政史料。慶長年錄。地方凡例錄。寛永諸家譜。

關東郡代伊奈氏任命 此時マタ伊奈忠次○熊藏ヲ關東郡代タラシム。後ニ江戸市街ト爲レル村方、皆其支配

關東郡代伊奈氏任命

關東郡代伊奈氏任命

ニ屬ス。

神君○德川家康 賜忠次○伊奈參州小島舊壘、及武州小室・鴻巢等一萬石而掌八州之貢稅、補市川○下總國・松戸○武藏國・三關之吏。

武州赤山源長寺伊奈氏碑拓本○鶯峯文集同

忠次○熊藏從五位下備前守○伊奈

略。上神君○德川家康 御感之餘、三州小島舊壘・武藏國足立郡之内高壹萬三千石、關東郡代、掌八州之貢稅、被命市川・松戸・房川三關之吏。

寛政呈譜

伊奈氏事蹟

伊奈備前守忠次墓銘 略文

伊奈忠次、初名熊藏、少有大志、仕神祖○德川家康。經歷參遠駿之間、勤齊斂開懸之事、竭富國撫民之力、天正十八年、豐關白○豊臣秀吉東征、忠次○伊奈監駿遠參三州水陸事、富士川設舟梁、神祖○德川家康始管關左八州、關白○豊臣秀吉以北條氏倉粟數十萬斛附神祖○德川家康。令忠次○伊奈與官吏計算之、而神祖○德川家康與關白○豊臣秀吉進向東奥、忠次○伊奈不日而及於途、神祖○德川家康曰、倉廩多粟、想可歷旬而畢、何速至也、忠次○伊奈啓曰、臣治粟多寡固不可增減、故每倉使官吏與某相共封印而鄉邑田畷記、其納稅之數、然則彼此之不容私明矣、以是早辨事也、若夫每倉點檢每斛商量、則費許多日、何益之有、神祖○德川家康聞而奇之、賜忠次以萬石、專掌八州之貢稅、慶長五年神祖○德川家康西上、忠次守房川、天下一統賞叙五品號備前守、其職如前、忠次能聽民間之訟、糾冠盜之奸、勸稼穡之業、正田疇之界、浚溝洫、厚墻壁、芟莠草、蒔百種、海畔

關東首府時代

煮鹽、山麓燒炭、栽桑麻楮漆、察金銀銅鐵硫黃鹽硝之氣、知土產藥草之宜而有無交易各得其利處、檢八州尋水路之源、量高低較廣狹、溉田野種五穀、至水溢之地則肇岡陵通其流、而注於海、且按地利開懇田、凡其所監撫百餘萬石、積年之久、貢稅倍蓰、戶口豐賑、舉世推以為良吏、神祖^{○德川}以其新懇之地十分之一賜之、彰其忠勳、所在郡邑無驛傳舟梁之滯、往還人々皆喜、平生教民諭禁令、恤鰥寡、施仁惠、鄉黨皆懷之、又兼補甲斐國吏能幹其事、州有賊大藏氏多力聚黨、忠次^{○伊}早悟自臨斬大藏、遂其黨、又奉命按檢關左及甲州寺社、舊貫訂其宜寄租戶、而後請官印以授之、至今皆守其式、其詣江戶則常登營、預問所薦擧亦皆得其人、其家從亦多熟練民事、往々至大用、慶長十九年六月病卒、時年五十七、子忠政^{○伊}襲其職祿、次忠治^{○伊}有父風能竭地力、掌關左公麻為邑吏之長、多開新田、賜武州赤山七千石、忠治^{○伊}子忠克^{○伊}承應元年奉嚴有公之命、新鑿武野七十餘里通多麻川之水、所謂玉川上水是也。

右見鷲峰文集今撮其要。

參考錄餘四十七

忠基
伊奈

市兵衛尉 生國三河
廣忠卿につかへ小嶋の城主となる。

忠家

五兵衛尉 生國同前
小嶋の城主とある。

忠次

從五位下 備前守 生國同前

忠政

筑後守 生國遠江
東照大権現につかへたてまつれ。
三野の小嶋本領たるによりこれを拜領す。
慶長十三年從五位下に叙す。

忠治

半十郎 生國武藏

忠公

兵藏 生國同前

忠雪

五左衛 生國同前

關東首府時代

幼少にして駿河大納言忠長卿につかふ。
寛永十三年十二月めされて將軍家に拜謁す。
同十五年五百石の領地をたまはり、御書院番をつとむ。

忠勝

半左衛門尉 生國同前

忠清

半彌 生國同前

忠重

半三郎 生國同前

忠隆

熊藏 生國武藏

家紋 丸の内二頭左巴。

寛永諸家譜

伊奈

忠次 熊藏。備前守。從五位下。母は某氏。

天文十九年小島に生る。初め父と共に信康君 三郎。備前守。 に附屬す。彼君事あるの後また堺に寓居す。天正

十年六月東照宮彼地を渡御のとき小栗大吉某に就て請たてまつり、御供に列して三河國に來り、これより大六某が與力となり、十四年 ○天 十二月駿府城に渡御の時仰によりて御近習に列す。十八年 ○天 二月豊臣太閤小田原進發の催あるにより、東照宮にもすでに加島に御陣坐あり。このとき忠次仰によりて駿遠三三國の道路及び富士川舟梁の普請を奉行し、且兵糧等の事をうけたまはる。三月十一日 ○天 昨日太閤吉田に着あるの處、風雨數日にしていまだ晴すと雖も、みづゝら諸將に先だちて發駕あらんと促さる。しかれども風雨烈しきがゆへに士卒甚勞し、皆とゞまらん事を希ふ。このとき忠次すゝんでしばらくこの所を滯坐ありて晴をまちたまはんとこふ。太閤叱していふ、凡軍行前に川ありて雨にあふときは、すみやゝに渡らざれば、後かならず渡りがたしといへり。しかるをなんぢこれをとゞむるは何ぞや。忠次こたへて仰の如きは小軍は可なり、大軍にいたりては不可なり。今軍勢數萬これを渡すときはかならず溺死するものあらん。若し人溺れなば人傳へて百人と申べし。しかる時は味方をのづゝら勢を失ふにあたり。今殿下の武威を以て關東を征したまはんに、豈その日の遅速により勝敗のあづかる事あらんや。しばらく逗留ありて士卒を休らひたまへと申。太閤その言の理ある事を感じ、我ひさしく三遠に名士多しときく、今忠次に於てこれを見ると。すなはち其言に従ひ、この驛に三日止宿ありしに不日にして快晴し、舟梁ことごとく備はり、從軍大川を渉るにいさゝか患なかりしあは、こぞりてこれをよろこぶ。この年小田原落城し、彼地御分國となるのとき忠次仰をうけたまはり小田原城にある處の倉廩等の事を掌る。このときあたりて東照宮太閤と共に東奥に向はせ給ふ。忠次會計悉く終り、跡より馳参りてこの事を告たてまつりしかば、倉廩米穀若干なるを、如何にして

その會計の神速なるやと仰あり。忠次謹で米穀たとへ多くともこれを減すべからず、寡くともこれを増べからず。故に倉ごとに其まゝこれを封じ、邑長等に命じて其租税の數をしるさしむ。こゝをもつて彼是の私を入べからざる事明らかなり。よりに速に事を辨す。もし倉ごとに點檢し、穀ごとに商量せば多日を費すのみにて何益あらんやと、こたへたてまつる。東照宮其はからひの神妙なる事を御感ありて、武藏國小室鴻巣等の内に於て一萬石の地を賜ひ、仰によりて關東の郡代となり、市川、松戸、房川等の關を守り、其後甲斐國の代官を兼、文祿元年肥前國名護屋に御出陣のときしたがひたてまつり、慶長五年上杉景勝を御征伐として東國に御下向あり、房川に御馬をとめられしとき鈞命によりて忠次はこの關を守り、男忠政は御供に候す。九月關原陣のときは川野邊定房、大久保十兵衛長安、彦坂小刑部元成等とおなじく小荷駄奉行をつとめ、凱旋の後從五位下備前守に叙任す。十三年○慶長下總國船橋太神宮御造營の奉行を勤め、十五年○慶長六月十三日卒す。年六十一。秀譽源長久運勝林院と號す。葬地忠家におなじ。○武藏國足立郡鴻巣の勝願寺。室は深津氏の女。

寛政重修諸家譜

忠次ノ没年ヲ、或ハ慶長十九年六月、年五十七○參考ト爲スモノ、或ハ慶長十二年、年五十七○大日本人名辭書ト爲スモノアリ。瀧本誠一博士ハ、天文二三年生——慶長一五年歿、即チ五十七歳トス。後考ニ俟ツ。

伊奈忠次（イナタダツグ）

天文二三年生（西曆一五五四）——慶長一五年歿（一六一〇）

徳川の初代に於て民政ニ長じたる者、その人に乏しからずと雖も、多くは皆武辨出身にして、専ら主と

して民事に心を委ねたる者にあらず。故に其の施設畫策する所、何れも區々たる零細の事柄にして、眞に太平の基を成したるものにあらざるあり。而して唯だ其の例外として見るべきは、獨り伊奈備前守忠次あるのみ、忠次は其の先詳からず。一説ニ清和源氏源滿快の遠裔にして世々信州伊奈郡にあり、伊奈を以て氏とす。中世に至り常基なる者、參州に移り、徳川廣忠の領内に住居す。常基の孫、忠家は即ち忠次の父なりと（人名）云ふ。忠次始め熊藏と稱し、同郡佐藤某の下僕たり。幼にして心さかしく、田園の事に委しかりしが、（補遺）長じて徳川家康に仕ふ。家康之をして園地を造らしめ、道路橋梁を監督せしめ、又田圃の事を掌管せしめたるに、其の舉止頗る敏捷にして、事々要領を失はざりしかば、家康大ニ之を奇なりとして、忽ち拔擢して郡邑の民政を任じ、錢穀の機務を司らしめしに、其の成績、著々として顯はれ、幾もなく參河地方悉く、殷富の實を擧ぐるに至れり（近世人）。天正十八年、秀吉の小田原城を攻めんとするや、忠次家康に陪して從軍し、偶々富士川に至れば、天大に雨りて、河水將さに漲らんとす。秀吉馬を進め、大軍を麾き、叱咤して速かに渡らんとす。此時諸將皆危みて留宿を欲するも、秀吉の威を怖れて肯て言ふ者なし。忠次乃ち馬前に跪きて曰く、風雨烈しく、士卒疲る。願くは暫らく天の晴るゝを待て、軍を進め玉はんことをと。秀吉噴然として曰く、兵法には曰はずや、將さに雨らんとすれば速に濟ると、汝は惟だ錢穀の事を解するのみ、何ぞ兵法を知ることを得んや。忠次曰く急雨なり、何時大水の至るも計る可らず、前軍已に濟り後者未だ至らざるに及んで、大水横溢する時は、士卒の溺るゝ者、必ず多からん。天下の衆を擧げて一隅の敵に當る、豈に道を倍して以て先を争ふことあらん。且つ兵法に寡則速、衆則否とあり。其れ何の常法か之れあらんやと。秀吉默して其の言を容れ、

遂に留ること三日、忠次乃ち其の間に於て船を造り橋梁を架して百般輸送の準備を爲し、以て大軍を無事に通過するの便を得せしめたり。其の後、日ならず、小田原の落城するや、秀吉、家康の功を賞し、城内に委積しある廩米十數萬石を擧げて家康に與ふ。家康、忠次を留めて之を參州に傳送する事を監せしめ、自ら秀吉に従て東に向ふ。時に忠次が部下の軍吏、一々廩米を點檢して其數量を計らんとす。忠次曰く、廩米は多きも還付するにあらず、少なきも補填し吳るゝにあらず、今一々その數量を計るも、何の益か是れあらん。若かず毎廩そのまゝ之を封印して、直に參^{○州脱カ}の受取人に交付せんにはと、乃ち其の如く計らひ了つて、即時馬を驅りて家康の軍を追ひ、中途にして之に及ぶ。家康措事の速なるを怪しみて之を問ふ。忠次答ふるに實を以てし、且つ曰く、兵馬倥傯の際、無益の事に許多の日月を費やすは、臣の取らざる所なりと。家康その所置の機宜に適したるを喜ぶ。秀吉亦之を聞き、嘆じて曰く、忠次の如きは眞よ得難きの奇才なり、若し予に事へば萬石に封せんと。爾後家康益々厚く之を信任し、遂に參州に於ける其の故里及武州鴻巣等に於て一萬石の采地を賜ひ、從五位下備前守に任じ、關八州の民政を掌らしめ、又往々家康の帷幄に參して、劃策する所ありしと云ふ（近世人體錄）。初め秀吉の小田原城を平ぐるや、家康を北條氏の舊趾に據らしめ、之をして關東の經營に當らしめんとす。家康、心疑懼して決すること能はず。之を忠次に諮る。忠次曰く、主君請ふ之を受けよ。北條氏は未だ著しき暴政をなし雖も、領内の土地盡く荒蕪して、川澤皆壞廢に及べり。是れ一には數年師旅の踐蹂に任じたと、又一には之を修治救済するの能吏なきに因るものなり。然れども其の實、領内多くは膏腴にして物資に富めり。若し且らく徭役を省き、租税を薄くして、徐に民力を漸養すれば、其の富强、遠からずして上國を駕す

るに至るべしと。家康大に喜び、意を決して秀吉の請を諾す。他日家康又忠次に問ふて曰く、予、府を江戸の地に開かんと欲す、汝以て如何となす。忠次曰く、江戸は關東に在りて最も斥鹵の地、其の賦は固より以て國を富ますに足らず、都を此地に卜するは是れ大に可なりと。家康勇躍して、開府の大經營を立て、進んで著々と道路を通じ、溝渠を鑿ち、市街を開設し、商工の移住を奨勵し、以て遂に六十餘州の首腦たる大都府たるに至らしめたるもの（人體錄）。當時若し忠次の一言微りせば、江戸の運命如何を卜知すること能はざりしならん。

忠次の民政に長じたるは、前記に據りて略ぼ之れを推知するに難からざるべし。然れども余が、彼を以て國初の一大經濟家とするは、又別に一の重大なる事蹟の存するあるが爲めなり。所謂其の事蹟とは何ぞや。他にあらず、夫の地方巧者なるもの、常に唱道する伊奈流の檢地法、即ち是れあり。蓋し忠次は家康より、其の領内に於ける民政を委任せられたるより、銳意之れに従事して、其の手腕を振ひ、領民の福利と信すべきは、進んで之れを奨勵し、其の傷害と認むべきは斷じて之れを排除することを勉め、民政の總ての方面に向て、其の伎倆を示したりと雖も、就中、彼が滿身の心血を注ぎて計劃したるは、從來久しく紊亂に委したる田制の整理法にして、現在之れが著手の動機は、或は主として徳川政府の爲めに、財政上の利便を圖らんとする主意に出でたるものなるべきも、其の實、當時太閤の檢地は、關西及び九州の或る部分に實行されたる迄にして、秀吉の逝去と與に其の事も沙汰止みとなり、又其の以前より傳來の田制は、區々錯雜して、田畝の伸縮廣狹殆んど紊亂の極に達し、先哲の言へる「仁政經界より始る」と云ふ格言は、全然忘却せられたるの姿なりしかば、忠次は慨然として、之れが整理の必

要を感じ、夫の文祿檢地法及び石見檢地法等を改革して、所謂新檢地法、即ち六尺一步法を採用して、天下の田畝の經界を正ふせんと企てたるあり。白石の「退私録」には、「太閤の時の繩は六尺五寸（朝川善庵の「田園地方紀原」には文祿の間竿は六尺三寸なりと云へり）なりしも、其の後六尺繩になる、是れは稻葉濃州の政されしと云ふ」とあるも、是れは固より事實を誤りたるものにして、六尺一步法は正しく忠次が慶長年間に改革實行したるものなれば、其の後明暦年間に稻葉美濃守が公けに之れを御條目に書載して、其の實行を明にしたるは、顧ふに必ず忠次の遺志を續ぎて、天下一般の定法と爲したるに外ならざるべし。夫は兎も角も、忠次は斯くの如く六尺一步の檢地法を採用したる上、其の田畠の納租率は如何に之れを定めたるかと云ふに、從來地方の事は記録區々にして明瞭ならず、加之ならず、封建時代の俗吏輩は、概ね祕密傳など、唱へて、故らに事實を明言することを憚り、又學者を以て目せらるゝ人は地方の事に付きては、皆無文盲にして、此れ等の事實を詳にする者なく、隨て忠次の事蹟も此の重要な點に於て、却て文獻の徴すべきものなく、殆んど人をして五里霧中に在らしむるの憾なきにあらずと雖も、近世農政學者として知られたる、長島仁左衛門の遺書「不三得七」と題する田法書に據れば、忠次の税法は、田方は高の十分の二を取り。畠方は田方の四分の割合を以て徵集したるものにして、仁左衛門が言へる不三得七の法（その方法は同書の末尾に詳かなり）を實行したるに外ならざるが如し。而して余は今此に其の仕法の詳細と其の利害とを論評するの餘地なきを以て、此れ等の問題は、且らく之れを他日に譲り、惟だ單に忠次が改革の精神に付きて、これを評すれば、彼れは眞面目に上下の損益を勘考し、國家人民の爲めに公平なる税法を一定せんとしたることは、固より言ふ迄もなくして、實際或

る程度に於て、此の大目的を達したるものと言ふべきあり。顧ふに夫の文祿の檢地法が、知行倍増と云ふ征韓行賞の瞞着政策、即ち狙公が朝四暮三の究策に出でたと同じく、忠次の檢地も、亦幾何か之れに類する政略的の意味を含有したるや否は、余これを確むるに由なしと雖も、當時その檢地法は、比較的完備したるものにして、後來三百年間に於ける田法の基礎を爲したることは、決して疑を容れざるなり。「地方凡例録」に曰く、總て地方に流儀と云ふはききことなれども、地方は伊奈流・彦坂流とて二流あり。伊奈流は徳川初代將軍治世の頃伊奈熊藏といふ人、經綸の道に委しく算勘に通達して専ら租税の儀を司り、代官を勤められ、後に朝散大夫備前守に任ぜられしと云ふ。此の人より始り、彦坂流といふは、慶長八卯年彦坂小刑部といふ人、當地町奉行職たりしに伊奈備州に等しく經濟の道に達し、政事に委しく地方巧者にて此人より始りたり。然るに伊奈流程は全備なく、その上子孫斷絶に及びて、今彦坂流を知りたるものなく自ら絶へたり。備州の末は近世連綿して當時地方の規矩は都て伊奈流なり。」と。以て忠次の事業が、後世に及ぼしたる勢力の鮮少に止らざるを見るべし。然れども元來檢地なるものは、何れの時代、何れの方法に依り、何人が之れを行ふとも、常に多少國民の愁訴を免れざるが故に、忠次の事業に付きても、亦當時或は之れに反對して、不平の聲を洩したる者、鮮しと爲さざるが如し。「當時年録」に記する所に據れば、「慶長七年八月、佐竹領檢地あり。知行高を改、繩を入るべき由仰付けらる。御代官奉行衆常州へ打入る。此國古より久しく繩入をなし。奉行には内藤修理亮、島田次兵衛、長谷川七左衛門、伊奈熊藏仰付けらる。熊藏内修理内に巧者ありて神社佛閣山林古跡悉く打ちつめたるにより土民の難儀申すばかりなし、殊に熊藏目代袴田善兵衛、最も酷吏にして、少もゆるみなし。是れにより入

水する僧もあり、又佛殿を焼き拂ふもあり、善政にあらずと人々申しけり」とあり。これ等の事實の有無は今これを確むること能はざるなり。長島仁左衛門は或る雜記（案するに年録を指すならん）よりこの事實を引用して、斷然これを非認し、「余袴田氏が檢地帳を閲するに備州が制意をよく得て、其の法を施されしは袴田氏なるべし、夫の雜記に申す處甚だ非あり、信じ被_レ申間敷い」と（不三）に辨じたり。蓋仁左衛門は忠次の崇拜者にして「不三得七」の一書は、徹頭徹尾、彼が田法を賛成し、中には餘り過稱に失するかの嫌なきにあらざれば、仁左衛門の言は、此の一點に於ては却て信用し難きものゝ如し。これを要するに、檢地も往々愚民の苦情及び税法の改革の如きは、實際左まで苛酷に涉らずと此間脱アリ。を惹起し易き問題なれば、「年録」に記載するが如き事實は、全然これを非認すべからざるのみならず、余の想像するところにては、如何に忠次の良法なりとも、或る場合に於ては、實際上、多少斯くの如き不平を免かれざりしなるべしと信ず。而して偶々これ等の事實あるが爲めに、忠次の事業を非議するは固より當を得たるものにあらず。余は忠次の改革に付き、國民に反對の聲ありしを認むると同時に、彼が仕法は實に徳川三百年の太平を致したる一大要素たりしを疑はざるなり。家康嘗て畫師に命じて、忠次侍座の圖を作らしめ、これを居室に掛けて、常に左右に言ふて曰く、是れ予を助けて天下を定めたる者なりと（人鏡）、忠次の徳川創業に大功ありしや知るべきのみ。

忠次の事跡は前述の如く晉に田法のみならず、經濟上あらゆる事柄に付き、平生最も意を注ぎ、苟も國を富まし民を利するものは、殆ど力を竭して之が經營を勉めざるはなし。海邊に在りては鹽を煮、山野に於ては炭を焼き、桑麻楮櫨の栽培を勧め、金銀銅鐵の採掘を勵まし、道路を修め橋梁を架し、交通

を便にして有無貿易の道を開き、水利を研究して農民の利益を保護する等の事は、専ら主として之を経營し（事實文）、家康一統の後、數年を出でず、關八州の原野、忽ち變じて殷富の地となり、戸口繁殖して遂に彼が豫言の如く上國を駕するに至りしもの、是れ實に忠次の功、與りて大なりと云はざる可らず。時人彼を以て漢の蕭何に比せりと云ふも（江戸文）亦故なきにあらざるあり。

忠次は慶長十五年、病を得て卒す。年五十七（人鏡録）には五十六に作る、長子筑後守忠政、大坂の役に従ひ軍功あり、次子忠治、田制に精通して頗る乃父の風あり。忠治の子忠克、亦夙に經濟の志を抱き、承應年中幕府へ獻策して、玉川上水を引き、地下に渠を伏せて水道を通ぜしむ。都下是より水の乏しきに苦します。嚴有大君の時、忠克出で、奥の伊達信夫兩郡に宰たり。子孫世々此の職に居り、愛民を以て名を爲すといふ（人鏡）。

——瀧本誠一「伊奈忠次」同文館經濟大辭書所載

關東御郡代

一、代々伊奈半左衛門司之。先祖伊奈熊藏忠次は、大神君關八州御納之時、伏見に御在職、此時は關東の事は萬事引請、諸代官を支配す。其後江府へ御引移、以後も不相替此役を勤、夫より連綿して代々役也。昔は自分支配所、凡百萬石之餘も有之由、今は其數減す。

一、代々布衣之御役也。評定所出座には、吟味役之下たりしに、近來格式改りて、御勘定奉行の末席、吟味役之上座に被_レ仰付之。

一、家來の内に四人の奉行有、支配之内を四つに分けて司也。壹人にて拾萬石餘を支配す。被官たりしといへども、其司る所は代官のごとし。於評定所出座す。其下に手代のものあり、五拾石程宛之身上

關東御郡
位置職

奉行四
人

手代

下代
目付

也。又其上也。又其下に下代と言者有之。此者ども年貢取集等之事司之。勿論手代も其節支配所へ來る。近習の士之内、道目付壹人宛差添る也。
一、江戸端々并近郷海道筋、悉く支配なり。宅に役所有之、是を引請捌事也。其司る所町奉行所之ととし、尤四奉行列座にて聞之事也。

柳營勤役錄日本財政經濟資料同

關東郡代、一人、布衣、中ノ間二千石高

馬喰町
郡代
敷

關東郡代ノ職、老中ニ屬シ、關東八州ノ郡政ヲ管掌ス。凡郡代ノ職、初メ伊奈氏ノ世職タリ。官邸ヲ馬喰町〇日本橋區ニ置ク、凡郡代評定所ニ出座スル、初メ勘定吟味役ノ次ニ班セシガ、後勘定奉行ノ下、吟味役ノ上ニ班ス。天明武鑑、官中秘策、柳營勤役錄、農政座右初メ徳川氏江戸ニ移ルヤ、伊奈忠政備前守ニ命ジテ、八州ノ郡務ヲ管セシム。所管ノ高、凡百萬石餘、後之ヲ減ズ。子孫世襲シテ關東郡代ト稱ス。家人四人ヲ以テ奉行トナシ、管地ヲ四分シテ、其事務ヲ分掌シ、其下ニ手代ヲ置キ、又其次ニ下代ヲ置キ、以テ收稅以下ノ庶務ニ從事シ、又近習一人ヲ以テ目付トナシ、之方觀察ヲ掌ル。柳營勤役錄、東照宮實記、附錄、野史、昭代記天明七年六月、郡代伊奈忠政半左衛門小姓組番頭格ニ任シ、攝津守ト稱ス。後右近將監下改ム寛政四年閏二月、罪ヲ以テ職ヲ奪ハレ、支族某小三郎ニ命ジテ、家ヲ繼ギ祀ヲ存ス。是ニ於テ勘定奉行ヲシテ、郡代ノ職ヲ兼ネシメ、六年五月、奉行久世廣民丹後守之ニ兼任ス。文化三年三月勘定奉行ノ兼任ヲ止メ、代官五人ヲ以テ、郡代ノ職ヲ攝ス、後減ジテ三人トナス。明良傳錄、泰平年表、文恭院實紀、文恭公實錄、禁令考慶應二年十二月、關東郡代ヲ改メテ關東在方掛ト稱ス。同三年六月河津某伊豆守ヲ以テ在方掛トナシ、安房・上總・下總・常陸ノ四國ヲ管シ、陣屋ヲ下總國布佐村ニ設ク。同

勘定奉行
兼任
代官攝
關東在
方掛

十月在方掛木村某飛騨守ニ命シテ、下野國及ビ武藏國比企以下四郡ヲ管シ、新ニ陣屋ヲ武藏國羽生町ニ置ク。嘉永明告年間錄

關東郡代ノコト(天明武鑑四年) (老)關東御郡代中ノ間、伊奈半左衛門父半左衛門三千九百六十六石馬喰町三丁目 (官中秘策)

關東御郡代一人二千石高 (柳營勤役錄)關東御郡代、一、代々伊奈半左衛門司之、先祖伊奈熊藏忠次ハ、大神君〇徳川家康關八州御納之時伏見ニ御在城、此時ハ關東ノ事ヲ引受、諸代官ヲ支配ス。其後江府へ御引移以後モ不相替此役ヲ勤、夫ヨリ連綿シテ代々役也。昔ハ自分支配所凡百萬石ノ餘モ有之由、今ハ其數減ズ。一、代々布衣ノ御役也。評定所出座ニハ吟味役ノ下タリシニ、近來格式改リテ、御勘定奉行ノ末座、吟味役ノ上座ニ被仰付之。一、家來ノ内ニ四人ノ奉行有、支配ノ内ヲ四ツニ分ケテ司也。壹人ニ約十萬石餘ヲ支配ス。被官タリトイヘ共、其司ル所ハ代官ノ如シ。於評定所ニ出座ス。其下ニ手代ト云アリ。五十石程ヅ、ノ身上也。又其下ニ下代ト云者有テ、此者共年貢集等ノ事司之。勿論手代モ其節支配所へ來ル。近習ノ士之内爲目付壹人ツ、差添事也。一、江戸端々并近郷海道筋悉ク支配也。宅ニ役所有之、是ヲ引請捌ク事也。其司ル所、町奉行所ノ如シ。尤四奉行列座ニテ聞之事也。(農政座右) 郡代ハ郡司ノ代ヲ勤ムルユエ、郡代ト云フナルベシ。何ノ時ヨリ命ゼラル、コトヲ知ラズ。關東郡代、伊奈氏其職ヲ世々ニセシガ、近ク絶エタリ。其他ノ郡代皆十萬石以上支配ノヨシ。代官ハ九萬石マデニ限ルヨシヲ聞ケリ。水戸ニテモ先年郡奉行ノ上ニ置レン事アリシガ、幾モアラズシテ停メラレタリトアリ。初徳川氏云々以下 (東照宮御實紀附錄)江戸御居城アリテ後、駿・遠・三・甲・信ニテ代官奉リシ者ドモハ、ミナ役免サレ伊奈熊藏忠政一人モテ八州ヲ管轄セシメムト

關東首府時代

アリシニ、本多佐渡守正信申ケルハ、是迄五ヶ國ニテモ代官アマタ設ラレシニ、今ハ八州ノ大守ニ成
 ラセ給ヒテ、忠政一人ニ仰付ラレンハイカガ侍ルベキ、忠政何程才幹アリトモ、イカデ八州ノ繁務ヲ
 一人シテ沙汰スル事ヲ得ンヤトイヘドモ聞モ入給ハズ。忠政ニ誓詞センメラル。其前文ハ正信カキ
 ヘト仰ラル。正信硯引寄文段ヲイカニト伺ヘバ、最初ノ一條ニ先關八州ヲ己カ物ノゴトク大切ニ致ス
 ベントナリ。其次ノ文ハ支配下々ノ者ヲ使フニ依怙仕ルマジトナリ。正信仰ノマ、書ツラネ、第三條
 ハト伺ヒシニ、モハヤソレニテヨシト仰ケレバ、正信筆ヲ開キントナリ。コレマデ代官奉リシ者、コ
 タビノ御國替コトニ御急ギヨリ、イヅレモ江戸ニ參リ御家人ノ所領割渡ナドスルニ、其身心力ヲツク
 シテ勤ル者モアリ。又諸事ヲ下吏ニノミウチ任セテ、己ハ怠慢ナルモアリテ、勤勞サマノナレド、
 別ニ褒貶ノ御沙汰モナク、ナベテ役義免サレシナリ。後ニ舊役ニ復セシモアリ、ナガクユルサレシモ
 アリシトナリ。落穂（野史）伊奈忠政父曰忠家花押忠政初字熊藏、敍從五位下稱備前守今按、或說備前守忠
 月十三日卒、又武家補任殿後守源忠次初字熊藏、食一萬石又三千石、天正十八年正月受命監道里、三月關白秀吉至吉田、
 仕大關秀吉、後歸德川氏、天正中餘齋稱築後守、未詳其家譜、猶當考。天正十八年正月受命監道里、三月關白秀吉至吉田、
 雨霖河水漲、忠政白曰、請蹙霽而濟、秀吉曰、若不速濟後軍必蹙、今女扼之者何、答曰、單軍枝兵宜
 速濟、今大軍而然溺死必多矣、秀吉曰、善、乃留三日。御年譜七月北條氏亡、秀吉留廩人監史於小田原、悉
 以北條氏倉廩穀粟之餘附東照公、公令忠政監之、廩人謂淹留不久則難終計算、忠政曰、每倉廩加
 緘卿等宜引去、皆恠之、忠政曰、雖有餘不可棄、雖不足亦不可償、加緘則自明、我無私何徒勞
 計算可費時日哉、僉曰、善、乃緘而去、未幾追及、秀吉曰、汝來何甚速也、監史以狀白之、秀吉
 太感忠政敏捷而曰、德川氏多才皆可羨焉。國史實錄秀吉謂東照宮曰、忠政雖非隊長然能堪吏務

莫惜萬石祿、宮曰、然、錄後賜食邑一萬石、與大久保長安俱掌郡國吏務、及長安敗忠政坐劾侯籍云

今成蓋不知焉使者反命而自殺正則性剛戾又恃功而橫、乃發怒責償於井伊直政、直政諭今成斬卒數

人以謝滋怒曰、賤隸雖百豈當我一士耶、即不得償主司我自有處分、今成故自殺、事乃解、台德公

聞而深銜之。東遷基（昭代記）慶長十五年庚戌六月、鴻巢領主伊奈備前守忠次卒、子筑後守忠政襲封萬

石、忠次強力有材幹、初以八州司郡兼甲斐縣令、明賞罰勅法令勤民務、稼穡正經界浚溝洫就海

煮鹽采山爆炭桑麻楮漆金銀銅鐵焰藥等、凡土所產莫不盡地方培植之、常巡視州郡、尋水脈利

灌溉、開墾者百餘萬石、是以增稅而民富、烈祖賞其功賜墾田十之一、甲斐有賊大藏者驚悍多黨、

忠次親往斬之、居職十餘年、寬猛相濟、威信並行、部下練達事務者、甄拔爲公臣、以故吏胥懋其

職百務悉舉、八州根本之富強忠次職有力焉トアリ。按ニ昭代記忠次ニ作ル異同野史ノ注ニ詳ナリ。尙

奉行手代下代等ノコト柳營勤役錄ノ文前ニ擧ク。天明七年云々以下（文恭院實紀）天明七年六月九日

小姓組番頭格伊奈半左衛門忠尊敍爵シテ攝津守トナル。又頃日米穀乏シク市井ノ者等飢渴ニ及ベバ、

ソノ事ツカサドルヘント忠尊ニ命セラル。ヨテ津々浦々ハイフ迄モナシ、諸國ノ米穀廻シ方ハ忠尊ノ

代官

關東首府時代

一四一

縣治。○中德川幕府に至りて、四海艾安百度更張、始て諸國に奉行、又は代官を置き、以て民政を聽く、

是民治に直接の地方官なり。往時は軍功を以て命するあり、或は民政に通熟し、又水利に巧なるを以て

江戶幕府職官考卅五

するあり。時に方外の人を任じ、近江の観音寺の如きは、僧侶を以て代官を兼ねしめし等、其例固より一ならず。従て其管する疆域の等差なく、廣狹一ならざるは免れざる所なり。嗣後治平久しきに互り、制度緒に就き、佐渡、伏見、浦賀奉行の如きは郡部を併せて、附管せしむるの外、府市の一區域を限り、管轄せしめ、其他の郷村は、郡代、代官をして管轄せしむるに至る。而して石高五萬石を以て五萬石以下なるも普通代官の初級とし、十萬石餘に上るを以て、最級とするに至りしなり。

郡代

郡代と云ひ代官と云ひ、其資格に差等あるも、縣治上別異あることなし。郡代は其管する疆域も廣く、或は地勢に因り或は巨鎮接近の處にあり。是幕府に於て施政の權衡を得んが爲に起れるなるべし。蓋し美濃郡代は、美濃奉行の換名せしもの、飛驒郡代は金森氏所領の地を收められし後を承け、西國郡代は雄藩の間に介在し、幕威に關するものあるより置れしなるべし。關東郡代のごときは、徳川氏覇を關東に開くに及んで、始て關東總奉行を置く、是往昔の三河奉行に起原せしものにして、後世の關東郡代なり。又當時、伊勢、丹波、近江、石見、各奉行あり、皆地方官なり。元祿以降是等の奉行を廢し、代官のみを存し其後に充てしが、伊奈半左衛門は特に抽でられて關東郡代を命ぜられ、寛政年間迄之を繼承せり。美濃・飛驒・西國筋等の三郡代は、前述の如く只其資格を崇めたるものにして、施政上の權限に於ては、他の代官と異なるなく、其管轄地も亦御代官所と稱するなり。伊奈半左衛門關東郡代なるときは、直轄に係る分は、今審ならざれども、遠國奉行の支配所と唱へたるに同じかるべし。

慶元以降子孫相承け、關東郡代、及代官の職を奉ぜし、伊奈家の縣治に功勞ありし顛末を略叙せんに、其祖先は三河の人、累世徳川家に仕へ、父を忠次通稱熊藏と稱し、代官となり能く牧民の職を盡せり。

關東郡代
陣屋蹟

徳川氏關東に移るに及んで、八州の代官とあり、會計の役兼て關門(房川渡)(金町)(小岩)の事を掌り、關ヶ原の亂平ぎ、功を以て備前守に任じ、壹萬石を賜り、甲斐の代官を兼ね。忠次勵精、疏水壅田堤防の修築等に巧なり、常々八州を巡視し、能く民情を察し、訟獄公平其經畫皆宜きを得、八州の富饒あるは、忠次の力なりと云ふ。子忠政、初半十郎後筑、後守に任ず父の職を襲ぎ亦令名あり、弟忠治亦代官とあり、武州赤山七千石の地を受く、關東の野を壅闢せしむること甚多く、其子忠勝半左衛門と稱し、伊豆の代官とあり、二家の子孫繼承して、代官又ハ郡代の職を奉ず。明曆三年常磐橋内の宅舍を馬喰町に移す。俗ハ郡代屋敷と稱す。忠高以來の功績を以て、末家伊奈半十郎の子小三郎に、新に千石を賜ひ、永く血食せしめらる。是より關東郡代は勘定奉行の兼官となりしが、後寛政四年に至り、郡代の直轄を代官五人をして分治せしむ。而して曩に官に没せし伊奈邸を、馬喰町御用屋敷と稱し、三名の代官をして居らしめ、其二人は邸外の私宅に公署を置きたり。元治年間伊奈半左衛門と稱したる代官ありしは、此小三郎の後なるべし。

徳川縣治要略

伊奈備前守忠次關東郡代タリシ時ノ陣屋蹟ト稱スルモノ新編武藏風土記稿足立郡土屋村ノ條ニアリ。土屋村ニツキテハ、

土屋村ハ内野郷ニ屬シ庄名ハ前ニ同ジ。江戸ヘノ行程八里許、民家二十八、南ハ佐知川村、西ハ遊馬村東ハ指扇村ニテ北ハ下寶來村ニ續ケリ。東西僅カ一町許、南北ハ十町ニ餘レリ。御入國ノ後御料ナリシヲ其後何ノ頃カ村内ヲ分テ小林某ニ賜ヒシト云。正保ノ頃ノモノニ伊奈半十郎御代官所及ヒ小林太兵衛知行トアレハコレヨリサキ賜ヒシコト論ナシ。又寛永年中森川久右衛門重久當所ニ領セシコトモノニ見

エタリ。コハ御料ノ方ヲ領セシニヤ、ハタ小林ニ賜ハサルサキ彼地ヲ知行セシヤ詳ナラス。今ハ御料及ヒ小林太兵衛カ知ル所ナリ。檢地ハ慶長十六年伊奈備前守紀シ、私領ノ方寛文六年地頭小林氏ノ家ニテ改メント云。

トアリ。而シテ陣屋蹟ニツキテハ、

村^{○土}ノ南ノ方名主庄左衛門カ宅地ナリ。廣サ凡六千坪、近キ頃マテ四方ニ構掘ノ迹殘リシカ、其後漸ク埋リテ、今ハ北ノ方ノミ少ク殘レリ。是伊奈備前守忠次、關東郡代タリシ時居住セシ陣屋ナリシガ、寛永年中郡中赤山へ陣屋ヲ移セシヨリ庄左衛門ガ宅地ニ與ヘタリト云。今按ニ當所ノ陣屋ヲ赤山へ移スト云ハオホツカナシ、伊奈家ノ譜ヲ見ルニ、慶長十五年忠次ノ男筑後守忠政家督ヲ繼テ父ノ職ニ代リシニ、忠政卒セシ後其子熊藏忠隆未タ幼稚ナリシユヘ、忠次ノ二男半十郎忠治へ關東郡代ヲ命セラレテ赤山領七千石ヲ賜ヒシ由載タレハ、忠治ハ別ニ召出サレテ彼地ノ陣屋モ其頃別ニ造營セシナラン。然ルニ當所ハ其後無用ノ陣屋トナリシ故取拂ヒシヲ、オシアテニカシコヘ引移シタル由傳ヘシナラスヤ。猶赤山ニ記ス條合セ見ルベシ。

ト記セリ。而シテ名主庄左衛門ナルモノカ祖先ハ伊奈備前守忠次ニ仕ヘ、治水開田ノ巧者ニシテ忠次ノ推挽ニヨリテ徳川家康ニ謁セシ事アリ、此地ニ土着シテ世々名主ヲ勤ム。新編武藏風土記稿、同條ニ記シテ曰ク、

庄左衛門、世々名主ヲ勤ム。氏ヲ永田ト稱シ、先祖ヲ市太夫可清ト云、三州押鶴村ノ産ニテ、天正三年長篠ノ役ニ伊奈カ手ニ屬シテ戰功ヲ顯シ、其後御入國ノ砌備前守忠次ニ從テ當國ニ移レリ、忠次命ヲ蒙

リ關八州ヲ指揮シ、所々ノ長堤ヲ築テ水利ヲ導キ、アマタノ新田ヲ開キシモ可清カ功莫大ナリ。因テ忠次願ヒ上テ東照宮ニ拜謁セシム。夫ヨリイヨイヨ勤勞シテ専ラ水利農耕ノコトニ心ヲ竭セシカ、遂ニ老耄ニ及ヒケレハ當所ニ引籠リ慶長十九年二月廿六日病テ卒ス。謚シテ薰宅道香ト云、即チ遺言ニヨリテ村内ニ一寺ヲ創建ス。道香院是ナリ。可清カ子八兵衛可次、亦ヨク父ノ業ヲ續テ水土ノコトニ委シク、寛永十一年伊奈半十郎忠治命ヲ蒙リ富士川ノ水害ヲ治メシ時、可次アツカリテ其功少カラズ。又常ニヨク村民ヲ教諭シ傍ラ禪學ヲ嗜ミ、明曆四年二月十四日卒ス。可次カ子ヲ彌兵衛寛長ト云、此寛長ノ時父祖累代ノ勤勞ヲ賞セラレテ陣屋ノ迹ヲ宅地ニ賜ハリシヨリ子孫連綿トシテ今ノ庄左衛門ニ至ルト云。

ト。今伊奈半十郎忠治ガ、關東郡代トシテ經營シタル同郡^{○足}赤山ノ陣屋ニツキテ記ス所ヲ見ルニ、

赤山ハスナハチ赤山領ノ本郷ニシテ、古ハ赤芝山ト唱ヘ、其頃ハ何レノ村ニ屬セン地ナルヤ詳ナラス。伊奈筑後守忠政元和四年卒シテヨリ、其弟半十郎忠治關東郡代及ヒ駿遠三ノ國々ノ御代官ノ命ヲ蒙リ、則赤山領七千石ヲ賜ハリテ、後寛永六年ノ頃赤芝山及ヒ新井宿安行村等ノ荒野ヲ開キ、陣屋ヲ構ヘテ赤芝山ヲ略シ唱ヘテ赤山トイヒシト云。按ニ末ニ出セシ源長寺ノ傳ニ、半十郎忠治、元和四年赤山七千石ヲ賜ハリ、陣屋ヲ構ヘカノ寺ヲ建立セント云、サレハ寛永六年ヨリ以前ニ陣屋ナト構ヘシモ知ルヘカラズ。其後子孫右近將監忠尊マテ關東郡代ノ職ヲ相續シテ江戸ニ住シ、コ、ニハ留守居ノ家人ヲ置ケリ。然ルニ右近將監ノ時、寛政四年罪セラレテ職ヲ召上ラレ所領ヲ收メラレシニヨリ、陣屋ヲ破壊シテ御林トナシ家人ノ屋敷地等ハ皆水陸ノ田トナリテ御料所ニ屬シ、同十年檢地シテ全ク高入トナレリ。然レトモ家人ノ屋敷ニ置ケル稻荷ノ社地等ハ古キニ依テ除地ナリシカ、其後コレモ御勘定組頭金澤瀬兵衛命ヲ

傳ヘテ年貢地トナレリ。今モタ、赤山トノミ唱ヘテ村トハ唱ヘス。家數三十七、江戸ヨリノ行程五里餘、東ハ領家、安行ノ二村ニ接シ、南ハ慈林浦寺新井宿ノ三村ニ界ヒ、西ハ石神村、北ハ赤芝新田ナリ。東西凡十町、南北ハ三町許又陣屋蹟ヨリ西南ノ方新井宿ノ地ヲ隔テ當村ノ地アリ。ソレヲ合セテ南北六町ニ及フト云、天水ヲ以テ耕植スレハ旱損アリ。又持添新田ニケ所ノ内、一ハ陣屋跡ヨリ東ニ當リ山王沼新田ト云、元ハ村内山王社ノ御手洗池ナリシカ、寶曆五年伊奈半左衛門命ヲ下シ、池ノ半ヲ開發シ、山王ヘ寄附セリ。其餘ハ猶池ニテ則其新田ノ用水トス。一ハ又源長寺ト唱ヘ新井宿ノ地ヲ隔テ、アリ。此新田高四十七石餘ノ地ニシテ、其内三十石ハ昔ヨリ源長寺ヘ伊奈カ寄附セン地ニテ、十七石餘ハ承應元年新墾ノ地ナリ。コレモ寺領トナリシカ、右近將監カ知行上リシ時、當寺ニハ十一石餘ノ除地ヲ賜ハリ、其餘ハ御料トナレリ。コ、ニハ民家五軒住セリ、略○中

陣屋跡 村ノ東北ノ方ニアリ。前ニ辨セン如ク、寛永六年伊奈半十郎忠治カ構ヘシヨリ其後世々家人ヲ置テ守ラセシカ、寛政四年沒收セラレン時ニ廢シテ今ハ御林トナレリ。其構ノ内凡二萬四千坪廻リニ堀ヲ構ヘ土居ヲ築キ、北ノ方ハ沼ヲ以テ要害トナシ、其餘ノ三方ニ家人ノ住宅アリ。南ノ方ニ鳩ヶ谷口ト云門アリ。是スナハチ表門ナリト云。其外東ノ方ニ安行領家ノ二村ヘ行ク道アリ。又東北ノ方ニ越ヶ谷口ト呼ル道アリ。北ノ方ニ石神口トイヘル門ヲモ建テ、是ヲ總テ四ツ門ト唱ヘシトソ。今ハタ、土居ノ跡殘レリシノミニテ雜木生ヒ茂レリ。

ト。東京府民政史料、伊奈氏ニツキ載スル所左ノ如シ。

治蹟

伊奈氏の民治

南足立郡は、古は沮洳滑漣の地なり。上昔此處に幾何の郷村ありしか、今得て知る可からずと雖、學者或は平安王朝の編纂なる和名抄記載の足立郡六郷は、皆北足立にして本郡域内にありしは一もこれなしといへり。それ或は然らん。然れども古墳時代の遺跡の數所に散見するを以て見れば、全く人家村里のなかりしにあらず、只其數の少なかりしのみ。鎌倉時代より南北朝の頃にかけては、既に若干の村里ありしこと、文書によりても證し得べし。新編武藏風土記稿の記載に従へば、正平七年の文書に、武藏國足立郡花俣郷の名あり、蓋し今日の花畑村邊ならんか。進んで足利の中代に至つては、人家聚落も益々増加したるべく、當時の板碑類にして郡内諸所より發掘せらるゝもの少からず。應仁文明以降は、郡の大半は北豊島郡赤塚城主千葉氏の所領となり。引續き天正の頃に及びしが、永祿三年の北條分限帳には左の記載あり。

百八拾五貫文	下足立	淵立	卅五貫文	下足立	沼田村
卅貫文	同	伊興村	拾五貫文	同	保木間村
拾五貫文	同	專住村	六貫文	同	三俣

千葉 殿

郡内本木村字中曾根には、千葉氏の館址と稱するところあり。千葉氏一族の崇神なる妙見祠を祀れり。土壘の跡やゝ見るべし。こゝに下足立といふは即ち南足立なり。古は足立を上下に分てり。

「天正十八年、徳川氏江戸に入府するに及んで、本郡^{○足}域内は多く幕府の直轄となり。郡代伊奈氏これを治せり。伊奈氏は本郡民治に與りて功あること最も多く、よく水を治し、土地を開き、人民を

招徠して村落を建てたり。當時の文書にして今日に遺存するもの亦一に止まらず。本郡内慶長以來の新村は、多く伊奈氏累代の巧績によるものと知るべし。郡内檢地は、寛永・寛文の頃にもありし如けれども、最も大規模に行はれたるは元祿八年、大關大助代官の時なり。寛永の檢地帳は、千住町永野昇太郎氏の家にあり。元祿のものは殆ど各村にこれあり。

伊奈備前守忠次略傳

伊奈忠次、初めの名は熊藏、後備前守を稱す。その父祖の代、信州伊奈郡より來りて參河小島村に居る。忠次父忠家と共に徳川家康に仕へ、大に登用せられ所謂地方奉行(郡代)となり。徵稅、司法、殖産、交通その他凡百の民政を掌れり。天正十八年、豊臣秀吉の北條氏を攻むるや、忠次、家康の命を受け、大井、富士等の川々に舟橋を架し、軍隊の通過に便せんとす。然るに秀吉早くも吉田驛に到り、折柄の風雨を冒して渡河せんとす。忠次力諫これを止め、橋梁の成るを待つて渡らしむ。大軍爲に難なきを得たり。關東平定するや、鹵獲の米穀十萬石は徳川氏の有となりしが、忠次は數日にしてこれを處理し、秀吉をしてその才を嘆賞せしめたり。家康江戸に入るに及んで、武州鴻巣小室その他の地にて一萬石を賜はり、幕府直領の民政を司り、稱して郡代といふこと元の如し。又市川・松戸・房川(栗橋)三關の吏となり、江戸北門の鎖鑰を握れり。當時葛西埼玉の田野に利根、秩父の川々横流し、蘆葦茫茫の低濕地多かりしが、忠次よく堤防を築きて河流を制し、溝渠を鑿ちて灌漑に便し、人民を招徠して荒地を開き、新村を起してしめ、劃策する所頗る多し。埼玉懸備前堀は、忠次が事業の一端を語る紀念の名目なり。北葛飾郡茂田井新田、本郡内北三谷新田等は皆忠次の時代に開發せられたる新

備前檢地
熊藏荒地方二
井澤流
紀州流

村なり。従つてこれ等に關する文書も少なからず、忠次又田疇を丈量して徵稅の根基を定め、寇盜の奸を糺し、民間の訴を聴き、民をして倚賴する所を知らしめ、百般の民度甚だその面目を改めたり。世に備前檢地といふは、忠次の檢地を稱するものにして、その正しきをいふなり。しかも忠次の事業は、單に關左の地方に止まらず、尾張春日井郡小田井の備前堀は忠次の遺業と傳へられ、甲州の熊藏荒といふも忠次が檢地の際に生ぜる地目なり。忠次下民に接する寛厚なれども、しかも違法は假借するなし。故に民倚賴すれども畏懼せざるなし。慶長十五年六月十三日江戸馬喰町の郡代邸に歿す。歳五十七、鴻巣勝願寺に葬る。法號を勝林院源長久運といふ。長子忠政、次子忠治共に父の風を繼ぎ、治水土木に詳し。忠政早く歿し、忠治嗣ぐ。忠治、通稱は半十郎武州赤山七千石を賜はりて是に居る。忠治、益々新墾治水の業を起し、利根川庄内川等の流路を變更し、江戸舟運の便を計り、頗る巧績多し。子半左衛門忠克亦令名あり。爾後子孫數代の間皆郡代の職にあり。甚だ著れずと雖株守する所ありて、其事業亦聊か見るべし。初め利根川は、江戸内海に流入せしが、これを下總銚子に押しやり、葛西田野及び江戸町をして洪水の憂ひ少なからしめたるは、伊奈家の力なり。大凡徳川時代の民政は、これを地方といひ、その流派伊奈家のものを伊奈流、又は關東流といひ、彦坂小刑部直通に出でたるものを彦坂流と稱し、これを地方二流といへども、伊奈流最も著はれて、永續せり。後享保に至り、井澤彌惣兵衛紀州より來りて、その流派を井澤流又は紀州流といひ、伊奈流に代る形跡となれり。井澤氏また本郡^{立郡}治水墾田に與りて功あり、今日葛西埼玉足立田野の大に開けたるは、偏に伊奈・井澤兩家の恩恵なり。しかも井澤は彌惣兵衛の後甚だ著れず。

左に伊奈氏に關する文書一二を擧ぐべし。

寺領之事

合貳拾石者(印)

右所御寄附也。彌勤行掃除不可有懈怠候。以御次御朱印申請可遣之者也。仍如件。

慶長拾年午十二月三日

伊奈備前守

忠

次(花押)

足立郡淵江之内
惠命寺

(江北村堀内重正氏所藏)

出置新田事

一、田島貳町步居屋敷共、淵江之内北山野新田ニ芝原之所を屋敷分ニ其方に出置候、開候て作可仕候、是ハ其方肝煎故北さんや谷原過分ニ田島に爲開、御忠節申上候ニ付、如此出し候。猶彌精を入開發可申候。於其儀者申上重御褒美申請可出候。先屋敷分ニ右田島出置者也。仍如件。

元和五年丁未卯月七日

伊奈半十郎(花押)

河合平内殿

(東淵江村河合鐵五郎氏所藏)

東京府民政史料

目代袴田
善兵衛
苛酷

慶長七年壬寅九月

一、常陸國佐竹領分檢地有之知行高を改、繩を入可申由被仰付、御代官奉行衆常州へ打入、此國古來久敷繩打無之、奉行ハ内藤修理亮、嶋田治兵衛、長谷川七左衛門、伊奈熊藏被仰付、熊藏、修理之内ニ功者ありて神社佛閣山林古跡悉打つ先申上付、土民百姓難儀無申計、則伊奈熊藏ニ被仰付、熊藏目代袴田善兵衛と申者殊無慈悲ニ多、少も不令優免ハ間迷惑し、恨ゆる入水仕ハ出家あり、又佛殿ニ火を懸、燒拂いもあらず、如何様全政ニあらはれ申上。

慶長年録

地方二流

一 御當代地方始之事

俗ニ地方ト云ハ、政務ノ事ニテ、強チ田島收納等ノ取ハカラヒノミニ非ズ。總テ經濟ノ事ナレバ、聖賢ノ道ヲ元トシ、利世安民ノ大意ヲワスレズ、地理ニクハシク、用水川除修治等ノ道ヲ知り、國益ノ失ナキ様ニ心掛、上下ノ損益ヲ勘辨シ、農業ノ時ヲウシナハザル様ニ教ヘフクメ、民ヲイツクシミ、公事訴訟等ノ取ハカラヒニ私ナク、理非明白ニ決斷シテ、國家平安ニシテ治ルベキ事ヲ旨トシ、當然ノ時勢ヲ程ヨク取アツカフヲ、地方功者ト云ベキ事ナルニ、今ノ世ニ地方功者トテ用ヒラル、人ヲ見ルニ、民ノ艱難ヲモ厭ハズ、前後ノ辨ヘモナク無理ニ取立テ、下ニ少シノ有餘アレバ、物ニ寄セ事ニ觸レテ課稅ヲ掛、民ノ疲勞スルヲモシラズ、眼前ノ利ヲ得ルヲ手ガラト心得、當時ノ事バカリヲ專一トシテ、算筆達者ナル人ヲ地方功者ト思フハ、大ナル心得違ニテ、是ハ業ヲヨクスル者ト云ベキカ。總ジテ地方ニ流儀ト云ハ無キ事ナレドモ、御當代^{○德川氏}ニ至リテ、伊奈流・彦坂流トテ二家アリ。伊奈流ト云フハ、神祖御治世ノ比、伊奈熊藏ト云人經濟ノ事ニクハシク、算術ニ通達シ、専ラ租稅ノ事ヲ司ドリ、御代官ヲ勤

伊奈流
彦坂流

關東首府時代

寺社之修理或は諸勸進、又は家作に心を付べし。并年忌月忌之弔ひ様、又は佛神の開帳杯に心を付べきなり。

田畑賣買の直段を以、跡々の免採高下を知可也。

百姓之困窮なる村々、醫者、出家、浪人の類少き也。

富貴の所は諸勸進多し、貧成村は四壁薄く、夫婦いさかひ多し。

壹反に付高壹石の盛を拾の盛といふ。或は拾三の盛といふは、壹石三斗と知べし。是を何石代と云、田の上中下に依て、石代相違あり。常に心を付百姓平なる様に納升して能也。

土の性に善悪あり、心を付べし、常に沼田の田地にても土にねばりありて、地のしまりたる土地は上也。ねばりなく、灰の様にして、水掛てもねばりなくとも、重きは上也、軽きは下なり。

淤河も乾きて重きは上なり、軽きは下なり。小石交りも同斷。

眞土に小石まじりは上田也。然共其内に又上中下あり。ねばりありて日に負ぬは上也。此土は草木迄色よく、又小石交りにて、粘り少にして日に負るは中也。萬の草木植物等迄中なり、又小石と眞土とおもひあわぬ瘦土は、はづれて早く日に負る故生る物下也。眞土小石交りはこやしきく也。

白眞土は上田也。此中に又品々あり。粘よく日に強く、土の色能は上地なり。竹木迄も快く生じ、木の枝少く、五穀生じて斛多く味よきなり。

黒眞土に色々あり、麝香色を上地とす。一切草木生じて快く、五穀色白、竹木力よく節少く生也。

是に紛るゝ田地あり。川端抔埃を押懸、砂交田地に上田有、此土はもと黒眞土より少し粘り少くて、地しまらぬなれ共、如此土有る地深き所は無類上田多し、畑には午房大根を作べき也。

所に依て麥作出來過て、却る斛少き事あり、小石交りも同斷なり。

何程能眞土にても、古河原の地にて、田畑共に壹貳尺、底は大石多く、土淺き所は下田同前成べし。如斯地は必水を懸ても所々に穴あきて、底へ水引もの也。左なき逆もこやし過れば稻かれ、こやし少

きは稻あしし。年々雇土とて、他所より土を田地へ入るなり。如斯所は土色よく、何程の上田にても、物成ハ少し成べしと心得べき也。

入郡之時萬吟味之事

城内城外之要害、城附之町、船道、津出之村境近邊、他領道程、遠近、河原等迄、明白に可致繪圖、從公儀御尋之節早速可差出爲也。

在々所々草分け騎馬貳騎宛頼、貳萬石程は壹組之人數にて相廻、尤村々へ公儀御法度之品々申渡、其外仕置可申付者也。

村々に有之公儀御高札之場所、築地は、栗石垣なり、致被損候はゞ、如元仕置し、常々奇麗に致掃除、鹿相なれば別而見苦鋪也。御高札古く文字見え兼候はゞ、御差圖を請、書直し可申事。

國境、村境、御殿場、御鷹野場往還ハ、傳馬場、御建山、御關所等、能々吟味して繪圖に仕、夫々の役人專一に、村々にて村の上中下見分け、五年か又は七年か、以來之免相究而、證文可寫取事。

田畑上中下七段、反畝高仕分、前々目錄可取事也、田上中下下々、畑上中下是にて七段なるべし。然

知行方致支配候者は、百姓より之進物、金銀、米錢、糸類停止たるべし。菜大根之類、樹木之菓子不苦候歟、茶、煙草、鼻紙、濱邊之小魚、山邊之炭薪等、品に寄少しは苦かる間鋪、稠鋪致候得ば、百姓遠かる也。

寄付されば、諸事善惡知たがたし。又近過は惡鋪なり。正直成役人は、重き進物請る事自然に無之物也。夫程の返報する故也。善事は多し、惡事は少し。夫も不斷請ず、心入あるに依て邂逅に得る也。又不正直之役人は、諸品請され共、私欲深き故に惡事は多く善事は少し、此表裏心得有べき也。

代官方へ百姓來節、協差をさし候得ば目立者也。其家老郡奉行の前は、尙以如何有べし、乍去時に隨ふべし。

高貳萬石程之村あり。此地頭の仕置に、祝言追薦之節、諸事ついへ多して、百姓の疲れに成者なり。然者成程軽くして、其組五人組中にて執行べし。又日待月待之節は、其家内計りにて執行ひ、外の者は集べからず。惣るケ様之折柄、博奕打初る事もあれば、百姓能可守者也。

正月月中旬に種籾の詮義して、種不足の百姓に種貸可仕候。糶無之ば米にて貸べし。又米納場所も、糶納少可申付也。

正月拾日過候は、其家之郡代より、在々村々へ、田畑耕作之道に無油斷様に可申觸、惣る春は油斷するもの也。其所へは盜人等入事あり。隨分心を付て、正月早々より夫々の家職に取付候様可申付事。正月貳拾日以前に、百姓方より一札を取べし。御法度之條々相守候趣、最初に書之、田畑之荒申事無之趣、小作等可仕旨、糶種御詮義之上、不足之百姓へ御貸候上は、壹畝壹歩之所成共、荒し申間鋪候、

若荒し申候は、何様曲事にも可被仰付候旨、耕作にも油斷御座候は、可申上旨、隠田仕候は、何様にも可被仰付旨、新田畑に可然地所も御座候は、可申上候旨、堰水大事に堰守を付、大小之百姓少も無高下様に、小分小田地へ懸可申旨、作場へ牛馬を放申間鋪旨、此等之類、餘は其所々に依る、文意書替可申事。

耕作之時分は、百姓油斷無之様に、代官急度可申付也。右之時分人馬責不申様專一なり。

右之時分、壹人百姓杯之相煩候事あらば、他力を加へ、耕作仕付させ可申事。麥作夏作出來候已後、夏成之年貢、急度申觸、納所可申付也。萬一夏成納所難成村は、秋成に可取立、畑年貢七月已前に半分か、又三分一成とも、其所より可取立、夏之内金銀納候村も有之もの也。夏油斷いたし置る、秋冬迄延引すれば、米年貢に差合て、春迄も相延候事も有、惣る田には作徳少く、畑には徳分多きもの也。

貸金銀米之儀、年貢皆濟無之以前、一切返済仕間鋪、七月中旬名主年寄百姓より證文を取べし。小百姓之證文は名主方へ爲取置候事。又右書付村々に札建い事もあり、若又借貸不自由成べしとて右躰致さぬ村々も有。

八月朔日より、初年貢申觸可致納所、秋の始より稠敷年貢之義、相觸候方宜鋪、初秋之觸稠敷からざれば、百姓油斷して雜穀取散すゆへ、初秋より稠申付候得ば、百姓諸色を大切に仕可申哉。

初秋より役人を在々へ大檢見に出すべし。年に依る遅速も有べし。閏年之翌年ハ常より貳拾五六日も早く出すべし。大檢見は郡代、小檢見は、代官目付相加へ可然歟。大檢見は在々一通り、小檢見は一村之

内にて作毛之善惡分て、小帳に書載、其帳面に取の加減可考也。
檢見に朝之間は露を含み、藁之艶もよく、穂首を傾ける實入よく見ゆる也。雨降には勿論の事也。是を以晝晩を可考。

刈田を見るには、稻のこぼれ多が上作也。刈株平にして奇麗なるは上作也。常に見覺し所より、何郡何村之道は稻一株藁何本ほど有、何尺の所には幾株ほど植ると覺ては、右之心を引添ゆる故に、少も相違無之。諸事に心を付、稻の穂之長短、或は一穂の籾迄心を付べし。

坪檢見之節、同じ中田にて隣田よりも三割程も實入悪舗田あり。尤三割可引也。又品により過料して可引取増事もありぬべき歟。

籾に筋有、其溝淺は上作なり、深きは下作也。

稻藁隠す事あらば上作也。悪舗時は取藁之少を云立する物也。

壹ケ年未進させ候得ば、末々迄次第送りに、毎年米を組ずして、餘村迄之例に成物也、少も未進無之様、急度可取立事也。

致檢見候に、去年未進四五俵程も有之村あり。是は先年之取高き故歟、又は代官の不調法か、又は跡々より草臥のたまりか、又は奢強くして諸事費多故か、何れの道にも未進、當年貢共に取立候はゞ、潰百姓數多く可有之相見えば、檢見の役人より家老郡代へ、内談を以、取箇付候儀、五分も三分も下げ、右未進之員數へ合、取箇申付、未進當年貢共に可取立之然り。

新田あらば假令取箇付すとも、何の年之起りと免狀に可書載事。三ケ年過候はゞ、少取を付可申、又

品により三ケ年五ケ年不取事有べし。右荒地の起返候も有べし。是も免狀載、三ケ年以後に取を本田に結び、古荒地の高を減すべし。

茶園有之畑は、上畑と云習し候得共、一樣に有間舗也。

檢見仕廻候はゞ取付、又免相之儀は其家之郡代、代官、檢見之役人、勘定奉行立合、吟味之上、免相極べし。但、田畑上中下、右七段を以考べし。

八月半過に其家之奉行より、村々百姓へ、御公儀御法度之趣を申付、次其家中之仕置申付、文言は其所に依之、品々可有之、諸事誤無之様、百姓安樂に身持之様可致也。

檢見取付候内、金・銀・米・錢納所之儀無油斷可申付事。

家中へ物成渡方は、納所相應に渡すべし。一日も早く手廻し專一なり。

米大豆賣拂候はゞ、世間之並を聞合、上方奥州地廻り作等之儀を聞合可考也。

諸納皆濟候時分、餘り彌舗取立候はば、百姓迷惑がり候事も有之候へば、名主と能相談之上、仕様有べし。乍去ケ様之次第に付、永未進之例に成ると存候はゞ、假令一人計り遣迎も、郡代と相談之上、例に不相成様可心得也。

一村之内に富貴成物有之は、村中の助に成事も可有之、又其村次第に衰微する事も有之、其者金銀米錢を貸候に、田畑を質物に取事多し、是不宜歟。殊更高利也。惣田畑の質物は如何可有之、瘦百姓の年貢に指語り、借金仕候へは、四程の利足、三割より輕きは希也。然は彌衰微せり。ケ様之者は代官の心得にて、名主に請負せ、壹割か壹割半を高として、借用爲致べし。代官の心入とあれば慥成故に、

豊割にも貸事も有之、初秋に急度返済爲致。其富貴なる百姓に、代官の目見せ能候得ば、奢候てあしき也。又少し成共可憎にあらす、心得さのみ近寄べからず。奉行代官共、富貴の者には目に懸ぬときも苦かる間鋪か、貧成者を助け身體相續候様仕置心懸べし。

地方心得無之に、知行預候はゞ、田畑壹ヶ年も可手作事。是は一反に付、穀物何程宛有之を知り、或は夫食糶種の入目、或は手間掛り、萬役迄入目を考べき爲なり。然ば百姓の土地有之候得ば、自分之勝手を以手作致、殊百姓遣ひ候も、賃錢不出事有べし、縦筋目之役儀に遣ひ候共随分いたはり候も、困窮無之様心を付べし。

其家之代官方金銀の手廻し不仕候がよし。是又大秘事也。欲を離、最貞不仕候、道理に事寄、載許すべし。少の間も油断あれば、私欲差出、我慢をたて、邪多くして末代の疵蒙り、主君迄後難を得給ふ也、專一に考べし。我慢は皆欲に迷なり。能々分別すべし。

江戸近邊の地は、一反に付價金五兩、或は拾兩程の地も有、ケ様に地蓼、紫蘇、蕃椒、酸漿、草花の類ひ作ても、利徳を得て、増て一反に付、貳三兩程の地は、何を作ても徳分有べし。江戸へ其日歸りの百姓は、存の外錢を取、諸品手廻し宜と云とも、富貴なる者は少きといへども、取分不便にして富貴成者も無之也。又小給人入會の知行に、高貳千石の村有り。目指場にて拾ヶ年之内には、三四年も不作せり。餘村よりは取方少く、小役の懸り物多しといへ共、困窮ながら百姓を立るなり。ケ様之所も國々に有べし、則地頭代官の勘辨專一也。

百姓疲すして、物成能納なれば、如何様にも可考云。

江戸貳三里、六七里の所は、作物に心得有べし。荒地山畑勿論、下々畑雜穀實のりあしき地面には、野老、薯蕷、生姜、蕪荷、落、牛房、葱、ケ様之類をも作らせ、夫食多く足事致候様と心を付べし。

縦一日二日路隔候とも、遠近により、是又可勘辨なり。

關東の地形は、水計の田は常の苗を作候得ば、水まけて苗かじけ、そだち兼るゆゑ、赤米を作也。下總國布川といふ所、水入の場なるゆゑに、前々より赤米を作り來る。慶安の頃より始めて白き上米の種を植させ、念入て耕作致させ候得者、後々には上々の米に成て味能、美濃・尾張の米同前にして、近國に並なき上米、今に至て作り出す也。自然にケ様の事あらば、跡々の例也共、豊遍には有。

豆州にて一人百姓、冬中相煩候處、畑を荒し漸と本復して、正月の末に麥を蒔、是は何卒種程實を取候はゞ、薬を薪致候て、又田のこやしに可致望候得ば、思の外實入よく、然共相應より四割程少く取候。然間荒地あらば蒔候ても、費には成間鋪、取分刈大豆などは、人馬之夫食、又田畑こやしか、何れにも能々可考也。

正月は月待日待及入場にて、當座の慰にて、双六、寶引杯と軽く始り、次第に重く成間、錢を失ふのみならず、暇を費し、家職を忘れ、正月過て二月中迄、勝負致候は、終には種々の惡事出來る、壹村之煩となる。耕作段々後れ、年貢不足して不叶、訴訟に出る。名主の眼を忍び、始は壹文懸に有之儀といへ共、増長して後々は大部分の身失ふ事多し、常能防事也。

正月三ヶ日の規式過候は、繩（イ、ハ、）をない依をのみ、葎を織、七日過候は、農具の破損又麥作をきり、田地へ水（イ、ハ、）を懸、井溝の普請、家損を直し、二月に成候は、田を返す故、修理の無暇事、大概之儀正月中仕舞可然、正月には堀普請杯ある物なれば、冬中より心掛可有之也。

作場への通ひ道、古きは廣くても年を経て田畑へ切込故、道狭く成行、牛馬の行違ふ時、よけ所もなく作を踏損じ、橋あしければ人馬の足も危く、彌作を損物に候。道橋破損は常々無油斷可申付也。是地普請の肝要也。

私領方川端之者共、出水の節流木其外流物拾ひとる事有之、御用木か、地頭木か、商人木か、又主なき木か、其沙汰可致吟味。又所の百姓拾揚候木共、不殘守護へ取上給ふ事あれば、品に寄半分か、三分壹成共、出水之力に應じて、其者へ被下度事なり。縦足輕小人、又何者成共褒美有度事也。又往來の船破損致候節、荷物流寄事有之候は、其近邊の者拾ひ隠す事有べし。惣じて破損船は作法公儀警書有之、其趣を以開合、兼てより急度申付、其期に至て不作汰無之様に致候て、早々御沙汰可仕候事歟。畢竟百姓を補ふ事を元とすべし。塞身行れざる百姓の瘦を力付、奢を止め、費を防ぎ、耕作に油斷なく、精を入させ候得ば、自收納よろしく成べし。

（註）小宮山氏「參考錄餘」卷五十四、所載「地方傳記」に據りて校合せり。○イと傍書セルモノハ「參考錄餘」ノ文也。以下ハ同書ニ省略セラレタレバ、校合の便ナキヲ遺憾トス。ナホ小宮山氏ハ、上文ニ左ノ如ク附記シタリ。「地方傳記。編者云、此書ハ郡代伊奈氏の家ニ傳ふるものなり。蓋し公私ニよらず新ニ農官たるもの、爲め設けしものなるべし。村見分、入郡、地普請、檢地、

地普請之事

地普請之事

石盛、檢見、林、國請取、公儀伺、在々改、知行請取、鄉村請取、知行引渡、百姓掟の十四項に分つ、其言淺近ニ似たれど實ハ親切あり。これを治民法制に參讀して益あらん。因て此に村見分、入郡の二項を掲出す。」ト。

正月三ヶ日規式過候は、早速日限を撰、其家之家老か郡奉行か、代官方へ寄合候、堤川除等普請、并年中の執行の沙汰可窮也。

其所の用水の手遣ひを見て、不足之地へは井堀を掘、惡水吐兼、年々水損の地あらば、見分之上或は惡水落堀か、或は川除堤を普請可有之也。

堰して井溝より取水は、水口水門也。堤を築、水門を狀、水之用無時は戸を立る爲也。水門前後葎端口に拵へ、是を袖端口といふ。

溜井に惡水落堀を拵べし。高さ水門之水際を以て、是を法とすべし。落堀を付て、惡水を落さざれば、堤きるゝあり、又水いかりて水損あり、水門も破損する也。

堤川除惣て弱き所、出し堤を築べし。出しの鼻川下へ傾きては破損多し。又川上へ傾ては出し根かくる也。此故に大型築たるがよし。但はね出し請出には口傳有也。

川より取用水は、水口に口傳あり。石川杯は年々出水之節、瀬替り用水懸り兼る事有。此故に川口を付候時、其堀口の向ふに目當有也。

川除堤は少しの蛇穴有之ても、出水之時切もの也。年々見分之上、搦手之取へは、上置根腹付普請可

有也。

用水は早苗前後百姓我儘にて、井堀を築切、又は堀切るあり。依る懸水之節、百姓共口論を仕出し、手負拵出来て、公事を致し、肝要の時節暇を費す事あり。少しの口論長して、一村の騒ぎ、一郡之ひよき國の亂と成候事も有。惣て水懸論は百姓身を捨争ふこと多き物也。兼る其心得有べし。然者用水不足成時は、其郡代より堰番を付て、等分之水引可然事。

川を掘廻す事有、境目を打時地形之高下に因て、川筋を廻して打べし。又堀口の付様如前。

清水の細く流所あり、又川筋を廻すべし。地形低所は、出水之時川水いかりて水損あり。

川を築切有、兩川端より端口にて仕出し、川の真中にて築切べし。築切之所口傳有。川口にて築切ては、たまらぬ物なり、結ひに口傳あり。

堰普請の事、川を築切、其餘水を用取る、是堰と云。此堰の築切は、取分常の築切とは違ふ、築様能候得ば、拾ヶ年餘も持也。

堰の築切は菅端口に立てよし。始には榎又は小楢が水に強、以壹重並べて、其上竹木を並る也。扱又枝木にても築立、夫より菅にて仕立る也。菅端口をは成程揃へて、横に竹にて押ふちいたし候。其竹の掉ふちの仕様口傳也。萬一杭を打てはたまらぬもの也。竹にて仕立る也。

總て端口之仕様、始には枝木竹を鋪、其上を菅端口に拵也。菅のあしきは踏込置に致し、すべり菅にて、端口は水の際より三尺程も高く築といへども、其川年々の出水の様子に寄べし。

矢來竹に木を強くして、壹間程宛上と下と貳ヶ所なければあしく、控おしも、杭を強く打てよし。竹は

繁く並べ厚き程能也。是も年々竹をあつべし。古竹を其儘置、其上へ幾重も當る也。

惣て水普請は、數年其道に馴れて鍛鍊無之は危く候。水は急に出る物也。其節菅拵手遣ひ遅成候はば、人の家居成共、先引被、端口へ用ゆべし。其代りに又普請に相應之菅をとらせ拵、双方の爲に能也。端口に川を築切事、古より伊奈家に功者多し。世間皆此傳を覺候て、數多有之、始て築切候はば、鍛鍊の方へ相談可然。推里計りにては無覺束物也。假初にも大分物入等懸る物也。萬一仕損候はば、金銀扶持米多、手間諸色に費多し。

石原に杭を打時、石をもたして杭の根入堅時は、松の木の杭打候得ば、何木の杭より根入能と云り。惣て地形の高下を知るも、水の勾配を見る事肝要也。水繩にて計勿論普請す。又用水堀拵致候はば、水を盛勾ばい量るべし。

用水又水道を付るには、水盛肝要也。勾配のろく候得ば、水掛り兼る也。水繩は長壹丁大法也。貳丁に拵候ては、たるみ有、繩拵様念入ざれば切あし。蠟を引ざれば濕りてたるむ也。筆の軸よりは少細く、又細過たるは切安し。安し若殿壹里も貳里も其餘も有には、鋪居に水を入る。水繩の下に置事も有曲尺は木にて作、ゆがみ無様にして可用、水繩しめり、たるみ有と思はば、紙を付る也。

人足積事、井堀堰溝川除普請、正月中頃より取懸り、二月中旬限仕舞可然。品に寄三月節句頃迄も可致か、長引候者耕作の障に成べし。普請の多少に因て、領分より人足を寄、大勢にて致す事も有之、勿論百姓の不疲様に、高百石に付幾人と分け懸可申觸也。但、道の遠近量べし。又其普請故勝能成村も有べし。又は少も爲に成ぬ處も有べし。不自由成村も有べし。又普請場を渡す道遠近あり、善悪あり、

土にも輕き重きあり。能々勘辨して、高下無之様可申付、少も過不及あれば、諸人恨多し。其上萬事掟の障に成べし。又普請場割賦任、一日に何人にて何程出來可致を辨へ難き時は、一つ場幾人成共請負次第に渡致候得ば、成丈精を出す物也。其人數にて普請を見候。已後可勘辨也。

土壹尺四方

重拾貫目

砂目立方

重拾壹貫目

石同立方

重拾七貫目

水同

重七貫六百目

栗石六尺四方

重三千貫目

米壹升

重三百三拾五匁

右者普請割之算法は、委細算書に見ゆ。

惣て川除普請には、杭、木葉、篠竹、萱、繩、ケ様之類入事也。竹木、萱等は公儀林か、地頭林より出すべし。扶持米は守護可被下敷。

普請之事、成程稠鋪可申付、奉行なければ、百姓油斷仕、日數を送り、耕作にをくれ、諸事費多し。只稠敷を能とする也。普請奉行其役なれば、處々普請に念を入べし。序なれば隠田之穿鑿有べし。百姓より代官方へ遠慮有て、中さぬも多し。普請手廻し其所の者には相談有べし。不任我意宜鋪に任すべし。百姓何程之才覺を以仕立ても、奉行智惠深く、相談を以帳を用ゆる事、奉行之手柄なるべし。

新に用水懸り、堀落し抔致すには、雨之時分、其村の水吐川流にて、地形之高下聞届、見分して水を盛る、勾配合點し、普請取立べし。少之事にて田畑之潰し、成就成がたければ、百姓困窮の上扶持米、竹木、萱之損也。普請は數年其道に鍛鍊の人なければ難成。用水の懸け堀は、淺く廣く、又落堀は狭く深くすべし。

檢地之事

百姓居屋鋪之堀には、勿論冬田にも水を入る事第一也。

堀之水は火災之時分よし、冬田水有之處は、春夏水をよく保つべし。

天下之飢饉は古しへより早損に有之る、水損無之、然れば用水の地普請は油斷成がたき事歟。

檢地之事

步竿之長壹丈貳尺貳分也。壹尺宛に目を盛べし。近邊之御代官之竿かり、長を寫し用之可然歟。

田畑如何様之形りにても、横と豎と貳竿に打べし。但豎を先に打せ、其後中程を十文字に成様に、打也。是非貳竿に成難きは、豎様の外に其歩計に量て、増歩何歩かと水帳に書事有之、又繩にして打もあり。山畑之檢地は、登りに打てば歩積多し、下りに打てよし。又山畑抔見分計りにて歩を積る事なし。大に相違可有之、但し地之上中下前に記すなり。

繩打之時仕置悪ければ、最眞偏頗有之、私欲有もの也。此故に繩手の者に、前廣堅く誓詞可致事。道狭打詰は悪し、總々緩く打よし、御料私領ともに反高に應じて、役目數多懸る物也。此故に繩の詰たるは百姓困窮する也。心得違あれば、後代迄惡名残る也。

繩打之時、功者を撰て圖取は定むべし。地堅横地主名、井上中下見分帳面に記故也。

但上中下顯し書くは其日出合せたる百姓、色々やかましく訴訟仕れば、一朝出に役人申合、上中下之地を作て心覺に書事也。此外時に至る可心得事也。

竿打せ候はゞ、深田へも踏込、地心に了簡いたし、帳付竿取之役人、若又百姓に被頼、依怙最眞有事有之、隨分目を離さず心を付べし。取分横竿は、少し延縮にて大小相違有物也。

田地當分狭くも、外に荒間或者野山抔有て、次第に廣く成地も有之、又今新に開くも、山垂水損抔にて次第に狭る田地も有べし。當分上地なれど、末々には林藪抔に押れ、或は日晷に成地も有べし。尤中下之所にも、年を経上地に成所も有べし、さまざま成所に能く心得て進退あるべし。上中下の差別多くなき處には、計代之差別も又少し。坪檢見又取付之節心得有べし。但雨降風吹毛之心得可有事。

檢見之節、常々水損之村は、旱損之時上田と見へ、常に旱損之村は、雨襲之年上田と見ゆる事有。其所數年見覺え之人か、或者功者は其心得有といへども、其所初る見分之人心得可有之也。

鹽濱檢見之事、所にも依べけれど、關東下總國行徳村鹽濱檢地之時、伊奈家之手代某、功者、其場へ入歩竿を落掛、竿尻之躍るに上中下を定め、今に至て相違無之と云り。總て鹽濱は下之堅所を上渡と定め、下の固地にては、鹽多く出來る物也。且、鹽濱之内へ眞水之入るは惡と心得べし。

田畑檢地、大概右之如く、其外何檢地にても微細に歩を積る時は格別也。算法并規矩之事、委細算書に有之。

日 檢地條

檢地條目

檢地は百姓の身體浮沈の窮に候間、別念を入べき事也。第一其郷の大目之メリ肝要に候。田畑上中下の伏場、或は反高出目可有之か、不足かの考迄、大目に見定め、諸事致了簡、御繩強くも弱くも無様に打可申事也。

田畑上中下の仰付專一也。總る甲乙無之村方は、村付より順々野末を下にいたし、三折等分の仰付作法

候得共、山方野方之村には相違之地方可有之、猶以用水惡水掛引、旱損水損取納之勝手等迄考、仰付可致了簡事。附田畑坪付明白に致し、地詰之節相違無之様可致事。

上郷下郷之分、地面及善惡に計り限べからず。農業之外に餘勢有之、田畑方過不足、又野山草刈場之勝手等大都に含み、甲乙無之様可相考事。

竿打四人に不可過、田畑、或者穂之上刈田、荒畑等之打様、愈吟味致べし。一日之内幾度も様々打致すべし。殊に入替ためこみ候事、大き成田畑目に及ざる所は、幾枝にも指切候て、別筆の入歩に致すべし。御繩反數多く打候ても、鹿相は惡鋪事也。

付宛當不作手紙に覺を付、やう／＼種代有之處は付宛致べし。是は地檢見候間、當付之筋覺書出すべし。并當發を帳に記可申事。

壹組之内にて手別致し打申間鋪事。

寺社屋鋪之儀は詮議致し、屋鋪計り除、帳面に反歩顯し可申候。然共了簡に不及儀者、家老用人に届相談相窮可申事。

道橋井堀添狭く打詰申間鋪事。

致案内候名主組頭、百姓に引落し致させ間鋪、爲誓詞可申事。

勘定場帳面書場へ、他之者入申間鋪事。

親之田畑子共分候共、銘々持主之名付可申事。

一村之内名主大勢有之、組下百姓分付有之候はゞ、誰組下と書付、名主之分付、紛無之様可致事。

日々打口之本帳出来候はゞ、頭付無之内、毎日百姓に借渡し、名違落字無之様、二重付有之哉、吟味可致事。間竿大工曲尺にて壹丈貳尺に可相窮事。

往來之大道通、田畑之道、并落堀端三尺宛のぞき可申事。

年季を定め田畑質物に入候者有之哉相尋、田畑質物に入候者無之由申候はゞ其通、質物に入候者有之由申候はゞ、何年以前より何年之年季に入置候得共、年季明候節請返申儀不相成候に付、田地流と罷成候由申候はゞ、其通請文取、質地取候者名を記し、又何年以前質物に入爾今年季明不申候由に候はゞ、其通證文取、其者の名を記べし。

差上申一札之事

今度御檢地に付、村中百姓之内、田畑質に渡候者有之哉之御尋被成候。拙者持來候田畑屋鋪、何村何右兵衛と申者に、金子何程借、何年以前に質物に入候得共、請返候儀不罷成候に付、質地流候て何右衛門分に罷成候間、今度御帳に何右衛門名に付可被下候、自今以後此質物に付少成共、出入御訴訟中間鋪候、爲後日、名主組頭加判之證文差上申候。仍如件。

年號月日

地主	何村	兵	衛
組頭	誰		
同	誰		
名主	誰		

案内之者より取候證文

差上申一札之事

一、今度御繩打に付、我等共御案内仕候。一步之所なりとも引落不申、殊に何寺御領之義何先年御繩御除被下候通御案内仕候。若左様之處へ引添隠申候敷、其外隠申候は、訴人御座候はゞ、何様之御法度も可被仰付候事。但し寺社無之村は、其旨文意除可申候。

一、御帳面を借寫申、其上百姓共不殘立合、地詰仕見申候處、少も相違無御座候事。

一、御繩打之内、依怙成儀仕、非分成義無御座、并に御同衆何にても非分成儀仕候哉と御尋候得共、堅御法度被仰付候故、少も非分成儀無御座候、仍如件。

年號月日

何村案内者	誰
同	誰

差上申記録書之事

何宮壹社所開發之砌、何拾何年以前神主か取立、鎮守仕候。神主誰か切拂祭禮之儀動來候。先規より御年貢も出不申候間、今度も御檢地御除被下候様奉願上候。以上。

何村	誰
神主か	誰
別當か	誰
年寄	誰
名主	誰